

令和4年度第1回地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会

参考資料

1 子どもの健やかな成長を支える教育の推進

○困難を抱える子どもを支える環境づくり

(1) いじめの防止等の対策.....	1
(2) 不登校の状況と対策.....	3
(3) 適応指導教室、不登校児童生徒の通う民間施設等.....	5
(4) 長期欠席・不登校の状況（公立高等学校）.....	7
(5) スクールカウンセラーの活用.....	8
(6) スクールソーシャルワーカーの活用.....	10
(7) 「気づきカフェ」の設置.....	12
(8) 子どもの貧困対策.....	14
(9) ひとり親家庭の自立支援策.....	19
(10) 子どもの居場所づくりの支援.....	21
(11) 「しずおか寺子屋」の推進.....	26
(12) ふじのくに型学びの心育成支援.....	29
(13) 「ヤングケアラー」への支援.....	31
(14) 静岡県ヤングケアラー実態調査.....	32
(15) 令和3年度セクシュアル・ハラスメントに係る実態調査結果.....	34
(16) 児童虐待への対応.....	36
(17) 児童相談所と市町や教育委員会・学校等関係機関との連携状況.....	44
(18) 特別支援教育の実施.....	46
(19) 医療的ケア児への支援体制の整備.....	49
(20) 外国人児童生徒の就学.....	50
(21) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援.....	52
(22) 高校における外国人生徒への支援.....	53
(23) こども政策の新たな推進体制に関する基本的なポイント.....	56
(24) こども家庭庁設置法案の概要.....	59

○人口減少を見据えた高等学校教育の在り方

(1) 旧学区別中学校卒業生数の推移（見込）.....	60
(2) 募集学級数別学校一覧.....	61
(3) 魅力ある高校づくりに向けた研究.....	62
(4) 中山間地域等の小規模校への支援.....	64
(5) 中山間地域の小規模校における遠隔教育の推進.....	65
(6) 県立伊豆総合高等学校土肥分校の魅力化.....	67
(7) 地域と連携した高等学校教育の在り方（概要）.....	69

2 生涯を通じた学びの機会の充実

(1) 生涯学習講座・イベント等の情報提供.....	73
(2) 静岡県民カレッジの開設.....	74
(3) リカレント教育の推進.....	76
(4) 県内大学における社会人向け公開講座の開催.....	78
(5) 静岡県立農林環境専門職大学における公開講座の開催.....	80
(6) 静岡社会健康医学大学院大学における公開講座の開催.....	82
(7) 新県立中央図書館の整備.....	84
(8) 県立中央図書館のデジタルライブラリーの運用.....	87
(9) 障害者の生涯学習の推進.....	88
(10) 地域日本語教育体制の構築.....	89
(11) 県立ふじのくに中学校（夜間中学）の設置.....	92

3 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会設置要綱..... 94

いじめの防止等の対策

(教育政策課)

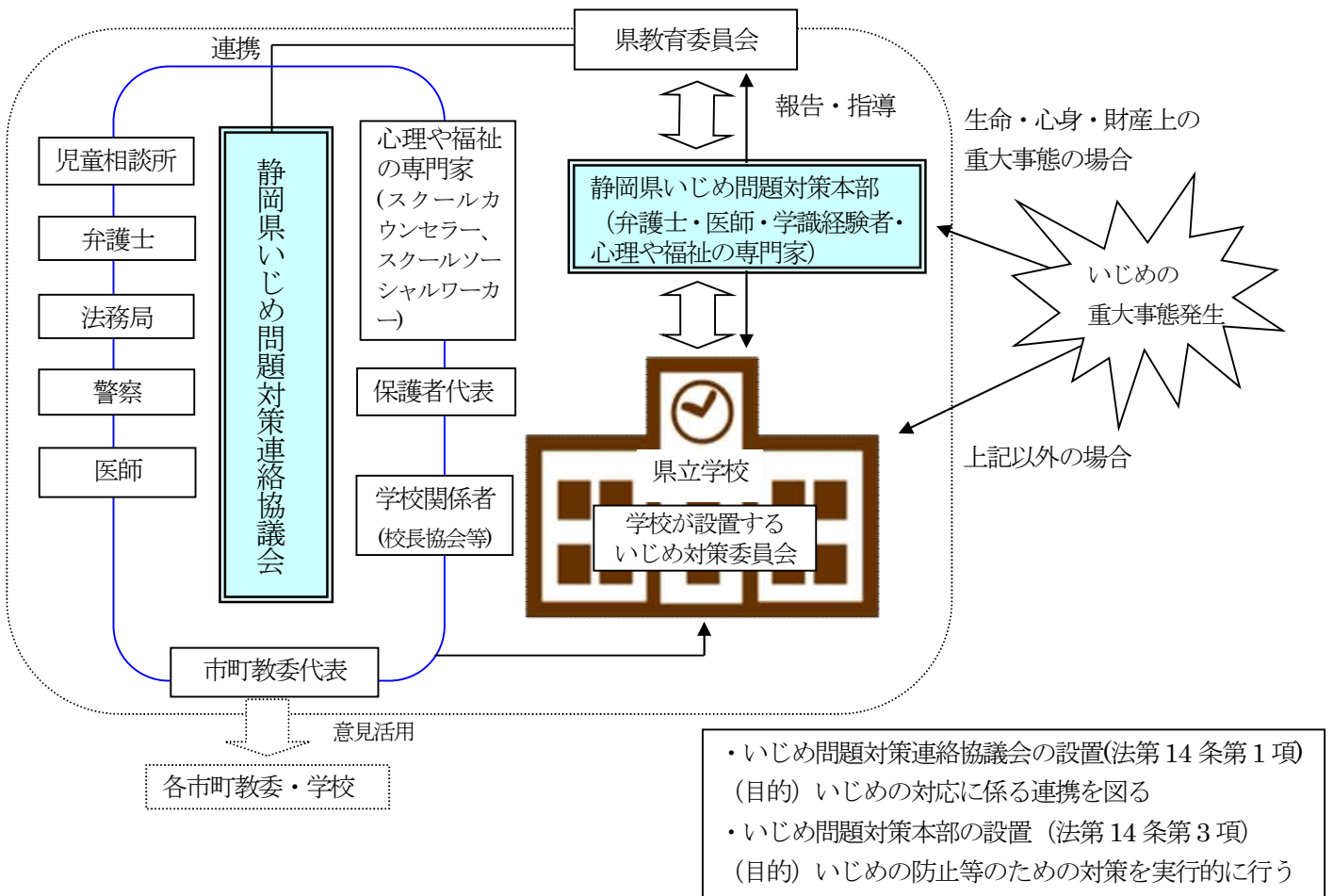
1 いじめ防止対策推進法の概要 (平成25年9月施行)

- ・児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする
- ・同法に基づき、「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策本部」を設置

いじめの防止等に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・地方いじめ防止基本方針の策定 (第12条) ・いじめ問題対策連絡協議会の設置 (第14条第1項、第2項) ・教育委員会の附属機関(いじめ問題対策本部)の設置 (第14条第3項) ・学校における組織の設置、必要な措置の実施 (第15条、第16条、第22条、第23条) (未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携)
いじめによる重大事態 (*)への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等における組織を設けて調査の実施 (第28条第1項) ・調査結果について知事による調査の実施 (第30条第2項、第31条第2項)

(*) いじめによる重大事態

- ・いじめにより児童生徒が自殺を企図した、心身に重大な被害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した、相当の期間 (年間30日を目安) 学校を欠席した等の疑いがあると認めたとき。
- ・子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき



- ・いじめ問題対策連絡協議会の設置(法第14条第1項) (目的) いじめの対応に係る連携を図る
- ・いじめ問題対策本部の設置 (法第14条第3項) (目的) いじめの防止等のための対策を実行的に行う

2 静岡県子どもいじめ防止条例の概要（平成28年12月27日公布、施行）

社会総がかりでいじめ防止の取組を推進するために、いじめの防止に向けた基本的な考え方をはじめ、学校の設置者、学校及び教職員、保護者等それぞれの責務等を明示

- ・ 県、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務（第5条、第6条、第7条）
- ・ 社会総がかりの取組の推進（第10条）
- ・ 県いじめ防止基本方針の策定（第11条）
- ・ 相談体制の整備・充実（第12条）
- ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対策（第14条）
- ・ 重大事態等への対応（第15条）
- ・ 議会への報告（第17条）

3 主な取組内容

(1) 人権教育の啓発

- ・ 管理職や教員等に向けた各種研修会の開催（「人権教育の手引き」の配布・活用等）
→各学校において、関係機関と連携していじめの早期発見・早期対応に取り組む
- ・ 希望する学校や会議（下田市教頭会等）への人権出前講座を実施（R3）
- ・ 特別支援学校生徒指導連絡協議会に参加し、人権講座開講及び意見交換（R3. 12. 10）
- ・ 人権教育指定校での研究をまとめたリーフレットを作成し研修会等で成果を普及（R2）
- ・ 魅力ある学校づくり調査研究事業の実施（令和3年度モデル地区：富士市）
→国立教育政策研究所が主体となり、学校の実情に応じた不登校対策に取り組む

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防ぐ取組

- ・ 臨時休業中から再開後にかけて複数回、各県立学校あて、保健だより等により新型コロナウイルス感染症について正確な知識を伝達し、偏見や差別が生じないように指導するよう通知
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を県教育委員会ホームページ（以下「県教委HP」）に掲載（R2. 5. 27）
- ・ 教育長から児童生徒へのメッセージを県教委HPに掲載、県内の各公立学校（小・中・高・特別支援学校。以下同じ）に通知（R2. 8. 28, R2. 8. 31）
- ・ ホームルームや授業での活用を目的とし、小学生・中学生・高校生それぞれに対応できるように新たに作成した教員向け人権教育指導資料（学習例）を県教委HPに掲載、県内の各公立学校にメールで周知（R2. 9. 2）等

(3) 学校における取組の支援

- ・ 外部の専門家の各学校への配置と教員等との連携促進
→スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・スクールロイヤーの相談、いじめ予防出前授業、校内研修等
- ・ 「人間関係づくりプログラム」の活用推進
測定結果を指導に活用し、児童生徒のより良い人間関係を気付くことを目的として実施
- ・ 「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座、小・中学校ネット安心安全講座等
→関連取組として、ネット依存対策の推進に向けスクリーニングテストや講演会等を実施

(4) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会・静岡県いじめ問題対策本部会議の開催

- ・ 関係機関・学校との連携の強化、SC・SSWの効果的な活用等について協議、情報共有
→SC、SSWの活用促進、スクールロイヤーの相談体制の強化や、学校における生徒指導等対応に反映

(5) いじめの重大事態対応マニュアルの策定

- ・ いじめの重大事態が発生した際の学校、教育委員会等の役割分担について整理。

(6) SNSを活用した相談体制構築事業

- ・ 健康福祉部と連携し、SNSを活用した相談体制を構築

不登校の状況と対策

(義務教育課)

1 不登校の状況

文部科学省実施「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(令和3年10月公表)より

- (1) 本県の不登校児童生徒数(当該年度中に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒)
※指定都市含む。

校種・課程\項目		R2 不登校児童生徒数 (前年度比)	前年度	R2 不登校児童生徒の割合 (前年度比)	前年度
小学校		2,056人 (+75人)	1,981人	1.11% (+0.06P)	1.05%
中学校		4,321人 (+21人)	4,300人	4.70% (+0.02P)	4.68%
高等学校	全日制	421人 (-48人)	469人	0.70% (-0.04P)	0.74%
	定時制	622人 (+191人)	431人	21.53% (+6.58P)	14.95%

- (2) 全児童生徒数に占める不登校児童生徒数割合(国公立学校を含む全国のデータ)

区別\校種	小学校	中学校
全 国	1.0%	4.1%

2 概要

【小・中学校】

- ・小・中学校ともに、例年の増加率と比較し、微増であった。このことから、新型コロナウイルス感染症が不登校者数に影響を与えたとは考えにくい。
- ・小・中学校ともに、「不登校児童生徒」として調査を開始した平成10年度以降で、不登校児童生徒数は最多となった。
- ・小・中学校ともに、「指導の結果、登校するようになった児童生徒数」の割合を昨年度と比較すると、同程度(小:変化なし、中:-1.3P)であった。
- ・小学校の不登校者数は、高学年になるほど増加傾向にあるが、同学年集団における不登校者の増加率で見ると、2年生、3年生が高い。どの学年においても休み始めた児童に対して迅速かつ丁寧な初期対応が求められる。
- ・中学校の不登校者数は、1年生の不登校者数が、前年度小学6年生時の不登校者数と比較して大幅に増加していることから、環境の変化及び学習・生活等への不適應を起こし(いわゆる「中1ギャップ」)、不登校に陥る生徒が多いと考えられる。新規不登校者数の増加率で見ると、1年生が高く、次いで2年生、3年生となっている。
- ・中学校において、不登校者数に占める「90日以上欠席している者」の割合(64.2%)が高く、一度不登校に陥ると学校復帰が困難になる傾向が強いと考えられる。

3 対応策

- (1) 暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期対応
 - ・各学校において、すべての児童生徒が安心・安全に生活することができる「魅力ある学校づくり」を推進し、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育む授業・学級づくり・特別活動・学校行事等に取り組む。
 - ・市町教育委員会、学校の生徒指導担当者等を対象にした連絡会議において、本調査で見られた課題を共有する。また、いじめ、不登校等の諸課題に係る施策や適切な早期対応について協議及び情報交換を行う。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - ・「何ができるようになるか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善し、仲間とともに考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれることで、児童生徒が「わかった」「おもしろい」と思える授業づくりに取り組む。
- (3) 児童生徒の好ましい人間関係の構築
 - ・小学校1年生から中学校3年生までの9年間で、系統的に人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けることを目的に作成した「人間関係づくりプログラム」の活用を推進する。
- (4) 速やかな情報共有及び組織的対応、関係機関等との連携
児童生徒の様子を丁寧に見とり、気になる様子が見られた際には、組織として情報を共有し、「チーム学校」として適切な指導・支援を可能とするための学校体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関等との連携を強化する。
- (5) 教育相談体制の充実、適切な初期対応
 - ・心理及び福祉の視点から、児童生徒一人ひとりへの適切な支援を可能にするため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進める。
 - ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間を増加し、学校のニーズに応える。(スクールソーシャルワーカーについては特別支援教育課を除く)
- (6) スクールロイヤーの活用
 - ・法律相談を通して、問題が深刻化しないよう児童生徒の最善の利益を考慮しつつ、学校における適切な対応を推進する。
 - ・各市町教育委員会生徒指導担当者を対象とした会議及び公立全小中学校生徒指導担当教諭を対象とした研修会において、スクールロイヤーによるいじめ等の未然防止や適切な初期対応についての講義を実施する。
- (7) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の情報提供
不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センター（適応指導教室）や民間のフリースクール等、自宅におけるICT等を活用した学習など、一人ひとりの状況に応じた支援に関する情報を提供する。
- (8) 中・長期的な視点による支援
「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消に向けて、幼保小及び小中の連携を推進する。
- (9) 教職員の多忙化解消
困難を抱える児童生徒やその保護者に寄り添い、手厚い支援を可能にする学校体制を構築する。
- (10) 児童生徒の問題行動等の調査（県調査）の活用
毎月、県独自で調査している「児童生徒の問題行動等の調査（県調査）」の結果を分析するとともに、把握した諸課題と必要な対応策について、市町教育委員会を通じて学校に発信する。

適応指導教室、不登校児童生徒が通う民間施設等

(義務教育課)

1 適応指導教室（教育支援センター）

- ・不登校児童生徒の学校生活への復帰への支援や社会的自立を目指し、市町が学校以外の場所や余裕教室等に設置する施設。
- ・児童生徒が在籍する学校と連携して、個別カウンセリングや教科指導、集団での指導を実施。

< 県内の適応指導教室設置状況（指定都市を含む） > ※詳細は次頁のとおり

設置している自治体 29 市町、県

施設数 計 46 箇所（25 市町各 1、掛川市 6、焼津市 2、浜松市 8、静岡市 3、県 2）

設置していない自治体 6 町

2 不登校児童生徒が通う民間施設等との連携状況（指定都市を含む） ※詳細は次頁のとおり

民間施設と連携している自治体 22 市町

3 指導要録上出席扱いとなった人数

	内訳	相談・指導を受けた人数			うち出席扱いとなった人数 (%)		
		H30	R1	R2	H30	R1	R2
適応指導教室	小学生	185	236	270	150 (81.1)	154 (65.3)	194 (71.9)
	中学生	592	649	626	505 (85.3)	543 (83.7)	501 (80.0)
	合計	777	885	896	655 (84.3)	697 (78.8)	695 (77.6)
民間施設等	小学生	54	77	99	26 (48.1)	26 (33.8)	27 (27.3)
	中学生	94	117	129	57 (60.6)	56 (47.9)	62 (48.1)
	合計	148	194	228	83 (56.1)	82 (42.3)	89 (39.0)

平成 30 年度、令和元・2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

県内の民間施設との連携（令和3年10月現在）

	所管	教育支援センター（適応指導教室）	連携している民間団体
1	沼津市	・沼津市青少年教育センター	・リベラスコーレ
2	熱海市	・あすなろ教室	・T&M education services
3	三島市	・ふれあい教室	・リベラスコーレ
4	富士宮市	・富士宮市青少年相談センター	・適応支援教室アルファ ・サンビレッジ
5	伊東市	・適応指導教室なぎさ	・リベラスコーレ ・MOAスクール
6	富士市	・富士市青少年相談センター	・特定非営利活動法人アルファ
7	御殿場市	・学習支援教室	・リベラスコーレ ・グローバルクリスチャンアカデミー
8	下田市	・下田市適応指導教室「あじさい教室」	
9	裾野市	・適応指導教室（ふれあい教室）	
10	伊豆市	・学習支援教室	
11	伊豆の国市	・伊豆の国市適応指導教室（わかあゆ教室）	・MOAフリースクール大仁校 ・リベラスコーレ三島
12	東伊豆町		
13	河津町		
14	南伊豆町		
15	松崎町		
16	西伊豆町	・ふれあい教室	
17	函南町	・函南町チャレンジ教室	・学校法人角川ドワンゴ学園N 中等部
18	清水町	・かわせみ教室	・リベラスコーレ等
19	長泉町		・リベラスコーレ
20	小山町	・金太郎教室	
21	焼津市	・焼津チャレンジ ・大井川チャレンジ	・しいの木 ・コスモスクール未来 ・東京大志学園・静岡県教育フォーラム ・トライ式高等学院（静岡キャンパス）
22	藤枝市	・藤の子教室	・島田もみの木学級 ・NPO静岡県教育フォーラム ・東京大志学園静岡校 ・フリースクール元気学園 ・コスモスクール未来静岡校 ・やきつべの怪診療所デイケア ・しいの木
23	島田市	・島田市教育センター	・もみの木学級 ・ワンステップ ・掛川インターナショナルスクール
24	掛川市	・掛川市教育センター ・北分室 ・適応指導教室（みどり教室） ・こころの教室サテライト校（北中、西中、大須賀中）	・ドリームフィールド ・KICKS
25	御前崎市	・適応指導教室「サンルーム」	・掛川インターナショナルクリスチャンスクール
26	菊川市	・このゆびとーまれ	・ドリームフィールド ・実りの泉 ・かすみ草 ・静岡フリースクールジョブステーション ・掛川インターナショナルクリスチャンスクール
27	牧之原市	・適応指導教室「フルール」	
28	磐田市	・磐田市教育支援センター	
29	袋井市	・教育支援センター「ひまわり」	・あすなろ学習室 ・浜松サポートセンター ・掛川インターナショナルクリスチャンスクール ・ドリームフィールド
30	湖西市	・チャレンジ教室	
31	吉田町	・ステップルーム	・東京大志学園静岡校・静岡県教育フォーラム
32	川根本町		
33	森町	・教育支援センター「わかば」	・デモクラティックスクールびーだ ・フリースクール空
34	浜松市	・ふれあい教室 ・とびうお教室 ・おれんじ教室 ・かやのき教室 ・すぎのこ教室 ・くすのき教室 ・くろーばー教室 ・ひまわり教室	・静岡県家庭教師ネットワーク KATEKYO 学院 ・個別教室のトライ ・フリースクール空 ・ドリームフィールド ・里山聴楽校 ・メンタルクリニックダダマスカット 等
35	静岡市	・静岡市適応指導教室（ふれあい教室、はばたく教室、かがやく教室）	・きみのスペース「まんま」 ・フリースペース PUPPE ・東京大志学園静岡校
36	静岡県	・学習支援室「ステップ バイ ステップ」（沼津、掛川）	

長期欠席・不登校の状況（公立高等学校）

（高校教育課）

1 要旨

「公立高等学校長期欠席生徒の状況調査」を毎年実施しており、年間欠席日数 30 日以上の生徒を長期欠席者（年間 30 日以上欠席者についての調査は、平成 16 年度分から行われている。）として定義し、経年比較をしている。

年度当初に各校に調査通知を発送し、前年度の状況を調査する。集計後、結果を各学校に通知するとともに、生徒指導主事研修会にて報告する。

2 令和 2 年度の調査結果

(1) 長期欠席

理由 年度	全日制		定時制	
	長欠生徒数	長欠率(対生徒総数)	長欠生徒数	長欠率(対生徒総数)
30	694 △17	1.08 △0.03	824 ▲59	28.3 ▲1.6
R1	663 ▲31	1.09 △0.01	760 ▲64	26.4 ▲1.9
R2	629 ▲34	1.04 △0.05	673 ▲87	23.3 ▲3.1

(2) 長期欠席の内の不登校

理由 年度	全日制		定時制	
	不登校生徒数	不登校率(対生徒総数)	不登校生徒数	不登校率(対生徒総数)
30	504 △27	0.79 △0.05	688 △246	23.5 △8.5
R1	469 ▲35	0.77 ▲0.02	431 ▲257	14.9 ▲8.6
R2	421 ▲48	0.70 ▲0.07	622 △191	21.5 △6.6

3 成果と課題

多様な生徒に対して、個に応じた指導を行うために、以下について拡大、充実する必要がある。

- (1) 各教員の組織的・継続的な生徒の人間関係を構築するための支援策、取組の充実
- (2) スクールカウンセラー派遣事業の拡大
- (3) 教員の教育相談に関する資質の向上及び校内の指導・援助体制の充実
- (4) 多種多様な原因に対処するための医学療法的見地などの専門家との連携
- (5) 家庭や地域との連携強化や学校への援助拡大
- (6) 特別活動や各種プログラムなどを通じた人間関係形成能力や自己発見能力の育成

4 今後の方向性

継続的に調査を行い現状把握に努めるとともに、長期欠席・不登校生徒の減少に努める。

スクールカウンセラーの活用

(義務教育課)

1 スクールカウンセラー活用事業の目的

不登校やいじめ等、生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を小・中学校及び義務教育学校に配置し、教育相談体制の整備・充実に努める。

2 令和4年度事業計画

(1) 事業費（国庫内定通知前の予算額）327,130千円（特別支援学校配置分含む）

(2) 事業概要

ア 小・中学校及び義務教育学校への通常配置

各学校において、児童生徒へのカウンセリング及び教職員・保護者への助言等を行う。

(ア) 配置校数 全校配置

中学校 165校 小学校 311校 義務教育学校 1校

(イ) 委嘱者 142人

（スクールカウンセラー107人、スクールカウンセラーに準ずる者35人）

(ウ) 配置方法 原則として、中学校区を同じスクールカウンセラー等が担当

イ 緊急支援派遣対応

・重篤な事案（災害、事件、事故の際の被害者となった等）に対して、市町教育委員会からの要請に応じてスクールカウンセラーを派遣し、当該児童生徒の心のケアに当たる。

ウ 研修会開催（講演、講義、演習、協議等）

・全スクールカウンセラー等を対象とした連絡協議会及び研修会の実施
・1、2年目のスクールカウンセラー等を対象としたスキルアップ研修会の実施

エ スーパーバイザーの設置

1、2年目のスクールカウンセラーへの助言、複雑な事案へのスーパーバイズ、研修会における講師等のためのスーパーバイザーを4人設置する。

(3) スクールカウンセラー等の職務

スクールカウンセラー等は、校長等の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う。

ア 教職員の研修における指導・助言

イ 児童生徒へのカウンセリング

ウ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助

エ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供

オ その他、市町教育委員会、学校及び総合教育センターが要請する児童生徒のカウンセリング等に関連する業務

カ 重篤な事故・事件が発生し、学校を支援する必要が生じた場合の緊急対応

(4) 勤務時間

1日について7時間45分以内、週当たり29時間以内、年間35週の勤務形態である。

(5) 報酬

1時間5,000円（準ずる者3,000円） ※旅費は支給する。

3 令和3年度事業実績

(1) 事業費 290,793千円（特別支援学校配置分含む）

(2) 事業概要

ア スクールカウンセラー等の配置等

(ア) 配置校数 全校配置

中学校 168校 小学校 311校 義務教育学校 1校

(イ) 委嘱者 137人（R4.1.4より）

（スクールカウンセラー93人、スクールカウンセラーに準ずる者44人）

(ウ) 配置方法 原則として、中学校区を同じスクールカウンセラー等が担当

イ 任用について

(ア) 募集

県教育委員会がホームページに選考・登録案内を掲載し、募集を行う。

(イ) 選考

前年度任用者については、配置学校長の勤務評価をもとに選考する。新規任用希望者は、面接により選考する。

(ウ) 評価

各学校長による勤務評価をもとに、県教育委員会が評価する。

(3) 成果と課題

ア 成果

- ・7月に発災した熱海市の土砂災害が学校全体へ大きな衝撃を与えていることから、緊急派遣としてスクールカウンセラーの配置時間を追加した結果、土砂災害に起因する様々な悩みやストレス等によって、心が不安定になる児童生徒への対応を速やかに行うことができた。
- ・スクールカウンセラー等に対する学校の期待が高まっている中、児童生徒や保護者への支援や教職員へのコンサルテーションにおいて、校内で欠かすことのできない存在として活躍しているスクールカウンセラー等が多い。
- ・本県では、スクールカウンセラー等を中学校区ごとに配置している。小学校で関わったスクールカウンセラー等と中学校でも関わられることは、子どもや保護者にとっての大きな安心感につながり、「学区のスクールカウンセラー」として、小・中学校9年間を見通した支援が可能になっている。また、定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等にスクールカウンセラーが参加することで、小中連携の推進や、問題の早期発見・早期対応につながるなどの成果も見られる。

イ 課題

- ・特に大規模校や小学校におけるニーズの高まりが顕著であるため、予算の増額に努め、各学校への配置時数を拡充する必要がある。
- ・スクールカウンセラーの人材確保及び資質向上に努める必要がある。
- ・有事に備えるため、重大事案発生時の緊急派遣体制を整備する必要がある。

スクールソーシャルワーカーの活用

(義務教育課)

1 目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーク的な視点（生育歴や家庭環境等の児童生徒を取り巻く環境を含めた、児童生徒に対する包括的なアセスメントとプランニング）から、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

2 令和4年度事業計画

(1) 事業費 当初予算額 63,670 千円（国庫1／3）

(2) 事業概要

ア スクールソーシャルワーカーの配置（62,287 千円）

- ・全市町（政令市を除く）において、スクールソーシャルワーク的な視点（生育歴や家庭環境等の児童生徒を取り巻く環境を含めた、児童生徒に対する包括的な見立てとプランニング）の普及を図る。
- ・任用者 社会福祉士、精神保健福祉士等 49 人
- ・配置時数 ※学校数、児童生徒数及び活用状況をもとに算出（段階を8段階とする）

1050 時間 （1 市）	945 時間 （3 市）	840 時間 （3 市）	735 時間 （3 市）
1 日 6 時間×週 5 日×35 週	1 日 6 時間×週 4.5 日×35 週	1 日 6 時間×週 4 日×35 週	1 日 6 時間×週 3.5 日×35 週
630 時間 （8 市）	525 時間 （2 市 2 町）	420 時間 （1 市 4 町）	315 時間 （5 町）
1 日 6 時間×週 3 日×35 週	1 日 6 時間×週 2.5 日×35 週	1 日 6 時間×週 2 日×35 週	1 日 6 時間×週 1.5 日×35 週

イ スクールソーシャルワーカー運営協議会等の開催（1,383 千円）

年 5 回開催。講演、講義、協議、配置市別個別相談等を行う。

(ア) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡協議会

【静西】4月12日（火）総合教育センター

【静東】4月22日（金）裾野市民文化センター

(イ) 第1回スキルアップ研修会

【全県】5月27日（金）静岡市女性会館葵生涯学習センターアイセル 21

(ロ) 第2回スキルアップ研修会

【静西】6月14日（火）袋井市内

【静東】6月15日（水）三島市生涯学習センター

(ハ) 第3回スキルアップ研修会

【静西】10月17日（月）総合教育センター

【静東】10月18日（火）東部総合庁舎

(ニ) 第4回スキルアップ研修会

【全県】2月17日（金）静岡市内

(3) スクールソーシャルワーカーの職務

ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け及び必要に応じた支援

イ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援

エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

オ 教職員への研修活動

(4) スクールソーシャルワーカーの報酬

ア 3,000 円／1 時間

社会福祉士、精神保健福祉士等、福祉に関する専門的な資格を有する者又は市町においてスクールソーシャルワーカーのコーディネーターの役割を担う者

イ 1,500 円／1 時間

福祉又は教育の分野における専門的な知識及び技術を有する者

(5) スーパーバイザーの委嘱

- ア 佐々木千里氏(立命館大学講師、京都市・寝屋川市等スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー)、各教育事務所管内各1人(静東:竹原雅子氏、静西:横山博昭氏)に委嘱する。
- イ 連絡協議会やスキルアップ研修会等における指導・助言等、スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言を行う。

3 令和3年度事業実績

(1) 事業費 当初予算額 61,17千円(国庫1/3)

(2) 事業概要

ア スクールソーシャルワーカーの配置(59,790千円)

- ・全市町(政令市を除く)において、スクールソーシャルワーク的な視点(生育歴や家庭環境等の児童生徒を取り巻く環境を含めた、児童生徒に対する包括的な見立てとプランニング)の普及を図る。
- ・任用者 社会福祉士、精神保健福祉士等 46人
- ・配置時数

1020時間(1市)	918時間(2市)	816時間(3市)	714時間(2市)
1日6時間×週5日×34週	1日6時間×週4.5日×34週	1日6時間×週4日×34週	1日6時間×週3.5日×34週
612時間(10市)	510時間(2市1町)	408時間(1市6町)	306時間(5町)
1日6時間×週3日×34週	1日6時間×週2.5日×34週	1日6時間×週2日×34週	1日6時間×週1.5日×34週

イ スクールソーシャルワーカー運営協議会等の開催(1,383千円)

年5回開催。講演、講義、協議、配置市別個別相談等を行う。

(ア) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡協議会

【静西】4月13日(火)総合教育センター

【静東】4月14日(水)裾野市民文化センター

(イ) 第1回スキルアップ研修会

【全県】5月21日(金)静岡県庁別館20階第1会議室

(ロ) 第2回スキルアップ研修会

【静西】6月22日(火)菊川市中央公民館

【静東】6月23日(水)東部総合庁舎

(ハ) 第3回スキルアップ研修会

【静西】10月5日(火)総合教育センターを拠点にオンライン

【静東】10月6日(水)東部総合庁舎を拠点にオンライン

(ニ) 第4回スキルアップ研修会

【全県】2月18日(金)静岡県男女共同参画センターあざれあを拠点にオンライン

(3) スーパーバイザーの委嘱

ア 佐々木千里氏(立命館大学講師、京都市・寝屋川市等スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー)、各教育事務所管内各1人(静東:竹原雅子氏、静西:横山博昭氏)に委嘱。

イ 年8回開催するスクールソーシャルワーカー連絡協議会等における指導・助言等、スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言を行う。

(4) 成果と課題

- ・配置時間の増加により、スクールソーシャルワーカーを含めたチーム支援が進んでおり、ケース会議の回数や扱った件数が増加している。
- ・スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議の実施により、対象児童生徒が抱える問題とその背景を教職員が共有し、問題解決に向けた支援の役割分担を明確にすることができた。
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について、市町により差が見られるものの、市町教育委員会に対して、活用の仕方等を働き掛けることで改善の兆しがある。学校現場に対して、スクールソーシャルワーカーの専門性や活用について働き掛けられるよう努めていく。
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保と資質の向上に向けて、スキルアップ研修会の開催やスーパーバイズ等、より充実した支援を進める必要がある。

「気づきカフェ」の設置

(高校教育課)

1 概要

不登校の発生を未然に防止するため、校内に居場所カフェを設置し、悩みや課題を抱えながらも登校している生徒の問題や課題の早期発見・解決を図る。(R4：静岡中央)

2 設置の背景と目的・意義

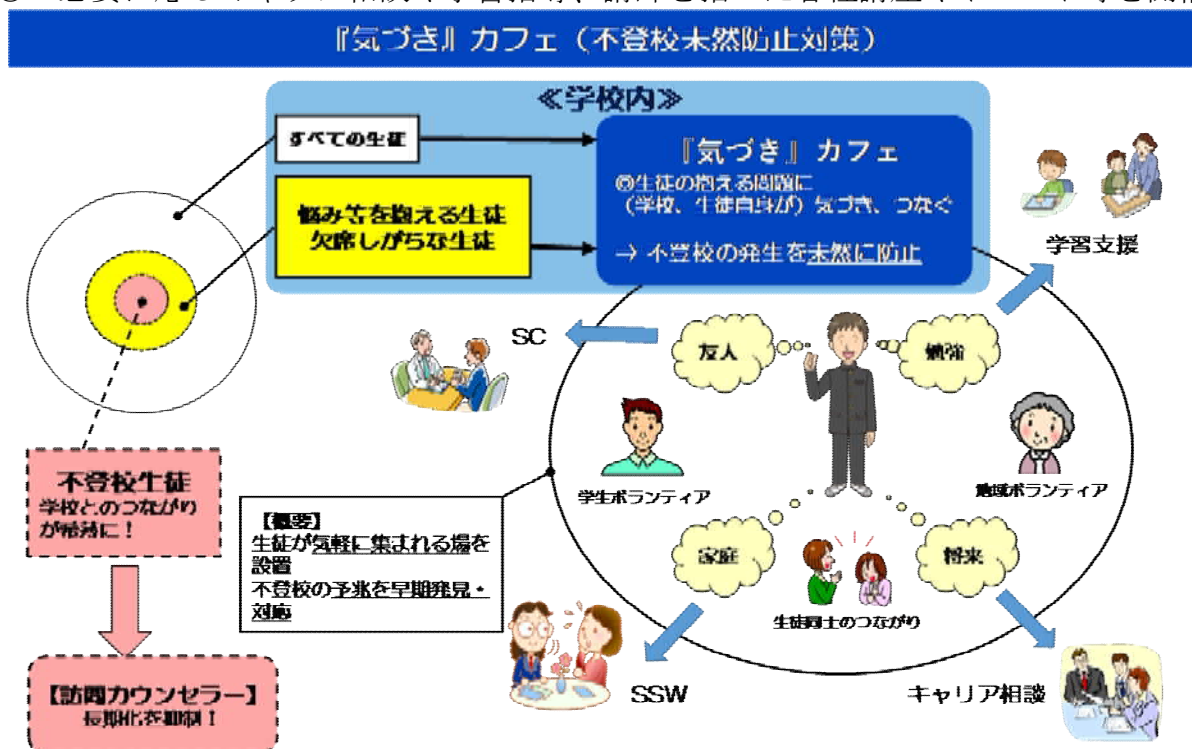
- 小・中学校での不登校経験や友人関係の不安などの課題を抱える生徒が、教員に発信できず、学級内に物理的・精神的な居場所がないために孤立
- 学級では孤立しがちな生徒が登校継続しやすい環境の整備が必要
- 教員ではないスタッフが、教員からは見えにくい生徒の悩みや課題を早期発見し、学校や外部機関との連携により課題を早期解決につなげる

3 静岡中央高校選定の理由

- 様々な課題を抱えた生徒が多く、不登校生徒の割合が高い学校であるため、未然防止対策の必要性が高い
- 単位制・定時制により日常的な生徒観察が限定される中で、生徒の状況把握の場として機能することが期待される

4 「気づきカフェ」の具体的な内容

- 放課後等の時間（学校と相談して決定）に、週1回定期的実施
- 生徒同士や教員ではないスタッフと気軽に会話ができる安心・安全な場として設定
- NPO法人スタッフに加え、大学生や地域住民などの外部人材を配置
- スタッフとの会話を通して生徒の課題や悩み等の情報を収集し、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援につなげる
- 必要に応じキャリア相談や学習指導、講師を招いた各種講座やイベント等を開催



5 <参考1> 全国の実施状況

◎大阪府「校内居場所カフェ」

【概要】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生の不登校・中退予防のために学校内にNPO団体が居場所（カフェ）を作る。 ・ 生徒同士の間関係を構築したり、NPO団体スタッフが悩み相談に応じたりしながら、外部機関と連携し課題の改善を図る。 ・ 2012年に大阪府立西成高校で開始、2015年度には21校まで拡大。 ・ 高校の空き教室等を利用して居場所（カフェ）を設置。週1～3回程度NPO団体のスタッフが常駐。 ・ 休み時間や放課後に生徒が集まり、飲み物を飲んだり他の生徒やスタッフと日常会話を楽しんだり、クリスマス等のイベントを通じて交流を深める。
【成果等】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を早期発見し、友人関係を安定させたり精神的に不安定な状況のときにスタッフや教員に自分で助けを求められるようになった。 ・ 自尊心や他者との信頼関係を回復し、高校を中退した生徒が復学した。 ・ 高校の中退予防につながった（予防的アプローチとして機能）。 ・ スクールソーシャルワーカーとの連携。 ・ 学校運営に対する改善効果。

6 <参考2> 今後の事業展開（予定）

令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
【モデル校実施】 静岡中央高校	【継続実施】 静岡中央高校	
【モデル校で試行】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ノウハウの蓄積 ・ 成果と課題の整理 ・ 他校との情報共有 ・ 委託先調査（NPO法人等） 	【単位制・定時制の2校に事業展開・継続】 三島長陵高校・浜松大平台高校	
	【事業展開】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の実情に応じた内容や実施方法等の検討 ・ 事業成果や課題への対応結果の検証 	新たに単位制・定時制となる金谷高校を追加
	【他の単位制・定時制の高校へ展開】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制・定時制高校における不登校未然防止対策を強化 	

※単位制・定時制を設置する高校は、多様な課題を抱える生徒が多く、県内公立高校の不登校者数の大半を占めている

子どもの貧困対策

(こども家庭課)

1 概要

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(H26.1.17 施行、R 元.6.19 改正) 及び「子供の貧困対策に関する大綱」(R 元.11.29 閣議決定) に基づき、本県の子どもの貧困対策計画を令和2年3月に改訂した。

貧困の連鎖解消のため、計画に基づき施策を着実に推進する。

2 静岡県子どもの貧困対策計画

区 分	内 容
策定方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさんっこ応援プラン【子ども・子育て支援事業支援計画・しずおか次世代育成プラン】と一体的に策定 ・現計画の評価、静岡県子どもの生活アンケート調査の結果及び令和元年11月に閣議決定された新たな国大綱を踏まえて施策等を見直し
計画期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
計 画 の 体 系	ふじさんっこ応援プラン 第4章 施策の推進 第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現 2 子どもの貧困対策の充実
	(1) 教育の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図る。 ・「学校」を窓口にした学習と生活の支援 ・地域における学習支援 ・就学支援 ・幼児教育の負担軽減と義務教育への連携
	(2) 生活の安定に資するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ○困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図る。 ・支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり ・子どもの居場所づくり ・保護者の生活支援 ・親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・子どもの就労支援 ・その他の生活支援
	(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図る。 ・保護者に対するきめ細かな就労支援 ・育児と仕事が両立できる環境の整備
	(4) 経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ○生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済的基盤を確保する。 ・生活に困窮している世帯への経済的支援 ・医療費負担への経済的支援

区 分	内 容			
数値目標	成果指標		現状値	目標値
	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率		90.1%(H30)	98.5%
	子どもの居場所の数		381 か所(R1)	503 か所
	母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率		44.2%(H30)	55%
	養育費の取決めをした人の割合		65.4%(H30)	70%
	活動指標		現状値	目標値
	スクールソーシャルワーカー配置人数		44 人(R1)	50 人
	生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数		29 市町(H30)	全市町
	子どもの居場所づくりセミナー参加者数		107 人(R1)	150 人
	母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数		604 件(H30)	850 件
	養育費等に関する相談の利用者数		121 人(H30)	140 人

3 計画の指標の実績及び評価

(1) 成果指標

成果指標	現状値	R2	目標値
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	90.1%(H30)	88.5%	98.5%
子どもの居場所の数	381 か所(R1)	377 か所	503 か所
母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	44.2%(H30)	39.8%	55%
養育費の取決めをした人の割合	65.4%(H30)	65.8%	70%

- ・子どもの居場所の数については、コロナの影響により生活困窮世帯の子どもの学習支援及び放課後子供教室の一部において実施の見合わせがあったため減少となった。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率については、新型コロナウイルス感染症の影響により求人数が大幅に減少したことから、現状値を下回った。

(2) 活動指標

活動指標	現状値	R2	目標値
スクールソーシャルワーカー配置人数	44 人(R1)	45 人	50 人
生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数	29 市町(H30)	31 市町	全市町
子どもの居場所づくりセミナー参加者数	107 人(R1)	70 人	150 人
母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	604 件(H30)	447 件	850 件
養育費等に関する相談の利用者数	121 人(H30)	107 人	140 人

- ・子どもの居場所づくりセミナー参加者数は、新型コロナウイルス感染症対策として1回当たりの定員を縮減したため、目標値に到達していない。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数については、新型コロナウイルス感染症の影響により求人開拓員による企業訪問活動が制約を受けたことから、現状値を下回った。
- ・養育費等に関する相談の利用者数が現状値を下回った要因としては、コロナの影響により来場・対面型の相談に抵抗があったものと考えられる。

4 主な実施事業

(単位：千円)

区 分	内 容	R 3 当初	R 4 当初
ハートフルサポート充実事業費 (義務教育課)	○いじめ、不登校等多様化する生徒指導上の諸課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置 ※予算額は本事業費のうち、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算	61,204 (40,803)	63,670 (42,446)
生徒指導等推進事業費 (高校教育課)	○いじめ、不登校等多様化する生徒指導上の諸課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置 ※予算額は本事業費のうち、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算	2,520 (1,680)	0 (0)
きめ細かな生徒支援充実事業費 (高校教育課)	○多様な背景・課題を有する生徒に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、介助員の配置等それぞれの生徒に応じたきめ細かな教育の実践や支援の充実を図る ※予算額は本事業費のうち、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算	0 (0)	9,644 (6,430)
ふじのくに型学びの心育成支援事業費 (地域福祉課)	○子ども健全育成支援員の配置 3人 ○生活困窮世帯の子どもに対する通所型の支援の実施 ・学習支援教室の通年開催 週1回等 ○生活困窮世帯の子どもに対する合宿型の支援の実施 ・宿泊研修施設等での学習指導や体験活動等(夏休み2回、冬・春休み各1回)	34,190 (16,634)	28,605 (13,920)
施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費 (こども家庭課)	○児童養護施設等入所者の大学等の修学を支援 ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・進学先 学校教育法に定める大学、専修学校等 ・対象期間 満20歳から20歳時に在籍していた大学等を卒業する月まで ○高校卒業時就職一時金の支給	55,043 (49,753)	66,500 (35,251)

区 分	内 容	R 3 当初	R 4 当初
社会的養護自立支援事業費 (こども家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> ○措置終了後も引き続き支援を必要とする者に対する生活支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・支援内容 継続支援計画の作成、生活相談・就労相談 ほか ・対象期間 満18歳（又は20歳）から満22歳の年度末まで ○子どもの居場所づくりの取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣による相談支援 ・子どもの居場所の担い手開拓 ・子どもの居場所を支援する「サポーター」の募集・マッチング 	45,236 (22,618)	45,236 (22,618)
子どもの居場所応援事業費助成 (こども家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> ○（福）静岡県社会福祉協議会が子どもの居場所づくりの活動団体へ助成するための基金造成に要する費用に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：10/10 ・ふるさと納税による寄附金を活用 ○団体等が行う子どもの居場所づくりの特定の事業（県が指定したプロジェクト）実施に要する経費に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：10/10 ・クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金を補助金として交付 	14,800 (6,800)	21,060 (7,060)

5 静岡県子どもの生活アンケート調査

県内の貧困の状況にある子どもや家庭の実態を把握し、子どもの貧困対策の施策及び計画策定のための基礎資料とするため、令和元年度に、静岡県子どもの生活アンケート調査を実施した。

○調査の内容

調査対象	小学5年生2,500人及び中学2年生2,500人並びにその保護者5,000人計10,000人を無作為抽出
調査期間	令和元年7月10日から8月31日まで
調査項目	子ども 健康・生活のことについて 学校や勉強のことについて 普段感じていることについて
	保護者 世帯の状況について 子どもとの関わり、習慣について 子どもを取り巻く環境・悩みについて 各種支援・サービスについて
有効回答数(回収率)	子ども 3,389件 (67.8%) 保護者 3,385件 (67.7%)

○調査結果

- ・ 貧困世帯の子どもは学習の理解度が低く、進学先に大学等を希望する割合が少ない。
- ・ 貧困世帯の子どもは規則的な生活習慣が身についておらず、自己肯定感が低い傾向がある。
- ・ 貧困世帯の保護者は様々な悩みを有する一方、相談相手を持たない傾向がある。
- ・ 貧困世帯の父親の正規職員の割合は4割に留まる。
- ・ 貧困世帯の1/4が過去1年間に生活費不足による借金経験がある。
- ・ 貧困世帯の子ども食堂等のニーズが高い。

(子どもの調査結果)

調査項目		回答内容	回答割合(%)	
			貧困世帯	非貧困世帯
健康・生活 のこと	就寝時間	決まった時間に寝る	65.5	74.8
	朝食について	毎日食べる	74.9	87.6
学校や勉強 のこと	勉強の理解度	ほとんど又はだいたいわかる	59.5	70.0
	進学希望(子ども)	高校卒業後に進学を希望する	42.3	60.0
自己肯定感	普段感じていること	自分は価値がある人間だと思う	51.6	63.7

(親の調査結果)

調査項目		回答内容	回答割合(%)	
			貧困世帯	非貧困世帯
世帯の状況 について	過去1年の経済的 困窮経験	生活費が不足し親族や金融機 関から借金をした	27.4	8.5
	父親の就労形態	正社員・正規職員の割合	39.9	78.9
子どもを取り 巻く環境・悩 みごと	子どもに関する悩み	しつけや教育に自信が持てない	31.9	25.7
	相談相手の有無	相談相手がいる	76.9	86.9
各種支援 サービス等	利用ニーズ	子ども食堂	53.1	42.0
		学習支援	79.2	74.6

※貧困世帯と非貧困世帯の区分方法

平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)における貧困区分を準用して、貧困世帯と非貧困世帯を区分。(4人世帯の場合:可処分所得250万円以下を貧困世帯として区分)

ひとり親家庭の自立支援策

(こども家庭課)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R3当初	R4当初
就業支援			
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親サポートセンターの運営 県、静岡市、浜松市の共同運営 (公社)県母子寡婦福祉連合会に委託 本所1か所、支所3か所 ・無料職業紹介(就職者数R2 84人) ・就業支援講習会、セミナー ・求人開拓	20,719 (10,360)	20,685 (10,343)
母子・父子自立支援プログラム策定事業(③～)	個々の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定し、継続的な自立・就業支援を実施※令和3年度補正新規	— (—)	711 (0)
母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親の資格取得に関する給付金を支給 ・自立支援教育訓練給付金 指定講座受講料の6割を支給(R2 3件) ・高等職業訓練促進給付金 6か月以上の対象資格取得の修業者に最大4年間生活支援給付金を支給(R2 6件)	9,980 (2,495)	15,463 (3,866)
ひとり親家庭再チャレンジ高卒認定試験合格支援事業(⑳～)	ひとり親家庭の親又は子が高校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に受講費用の一部を助成	300 (75)	400 (100)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成(㉘～㉚) ※R元以降も貸付事業継続	ひとり親が就職に有利な資格取得を目指す場合又は母子・父子自立支援プログラムの策定を受け自立に向けて取り組む場合に資金を貸付け ・事業主体 (福)県社会福祉協議会 ・貸付額 ①入学準備金 50万円以内 ②就職準備金 20万円以内 ③住宅支援資金 月額4万円以内 ・一定の就労継続により返還免除	— (—)	— (—)
経済的支援			
児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の扶養のための手当 ・県内受給者数 (R3.3) 21,641人 (うち町分1,355人)	691,000 (460,667)	649,000 (432,667)
母子父子寡婦福祉資金貸付金	修学資金、就職支度資金等の資金の貸付 (貸付件数R2 895件)	413,000 (0)	418,000 (0)
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を補助する市町に助成(県1/2、市町1/2) (受診件数R2 139,316件)	165,000 (165,000)	176,000 (176,000)
ひとり親家庭就学支援事業(㉞～)	児童扶養手当対象児童の小学校入学時にランドセル等の購入する費用の一部を補助する市町に助成(県1/2、市町1/2) ・上限3万円 (R2 8市6町239人)	5,400 (5,400)	4,800 (4,800)
子どものための再出発応援事業(㉟～)	離婚前の父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための講座等	831 (369)	737 (369)
母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲)	養育費・面会交流に関する相談、助言(R2 915件) ・定期的な無料弁護士相談(㉞～)	— (—)	— (—)

事業名	事業内容	R 3当初	R 4当初
子育て・生活支援			
ひとり親日常生活支援事業	ひとり親家庭へ①家庭生活支援員、②児童訪問援助員又は③学習ボランティアを派遣（派遣回数 R2 ①450回、②66回、③0回） 子どもの居場所提供（学習支援や食事提供） （㊸3か所で県モデル実施、㊹から市町補助） ひとり親の生活設計や家計管理に関するファイナンシャルプランナーによる相談等（②～）	13,378 (4,764)	9,027 (3,314)
ひとり親家庭子育てサポート事業	延長保育等の保育事業を利用するひとり親家庭に対して補助する市町に助成(R2 9市)	1,999 (1,999)	2,085 (2,085)
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成（㊹～）	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成（県1/2、市町1/2） ・上限3千円/人・月（長期休暇期5千円/人・月） (R2 14市5町1,757人)	24,500 (24,500)	22,000 (22,000)
母子生活支援施設	母子世帯の入所保護、生活支援	(措置費)	(措置費)
安心につながる支援			
母子家庭等就業・自立支援センター事業（再掲）	・生活・就業相談（R2 8,253人） ・特別相談会（巡回相談）（R2 92人） ・土曜相談会（第一・第三土曜日）	— (—)	— (—)
母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員設置	・行政施策の周知 ・支援が必要なひとり親家庭の把握 ・生活、経済的自立のための助言	14,613 (13,305)	14,148 (13,110)
SNS 悩み相談窓口事業費（ひとり親）	ひとり親を対象としたLINEによる相談窓口を設置（②～）	9,400 (4,700)	9,362 (4,681)
計画進捗管理			
計画評価	第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画評価	93 (93)	92 (92)
計		1,370,213 (693,727)	1,342,510 (673,427)

<参考>

○離婚件数

静岡県	㊸ 7,241件→㊹ 5,474件
全国	㊸251,379件→㊹193,253件

（平成22、令和2年「人口動態統計」）

○県内ひとり親世帯数(H27)

母子世帯	㊸30,849世帯→㊹28,420世帯
父子世帯	㊸ 6,281世帯→㊹ 5,338世帯

（平成27、令和2年「国勢調査」）

○母子世帯等の平均年収と就労収入

母子世帯	平均348万円	就労200万円
父子世帯	平均573万円	就労398万円

（参考）児童のいる世帯の平均所得 739.8万円
（母子・父子世帯：H28 全国ひとり親世帯等調査 児童のいる世帯：H29 国民生活基礎調査）

○児童扶養手当支給者数（政令市含む）

静岡県	㊸ 24,630人→㊹ 21,641人
全国	㊸1,038,244人→㊹877,837人

（厚生労働省「福祉行政報告例」）

○児童扶養手当受給世帯の児童数(R2末)

静岡市	6,040人
浜松市	6,608人
静岡県(政令市除く)	20,168人
計	32,816人

（厚生労働省「福祉行政報告例」）

子どもの居場所づくりの支援

(こども家庭課)

1 要旨

食事の提供や学習支援などを行う子どもの居場所づくりは、孤立の解消、人や社会と関わる力の育成など、子どもの貧困対策として効果的な取組とされている。

こうした子どもの居場所づくりの取組を促進するため、円滑な立上げや持続的な活動に向けた支援に取り組む。

2 県内の子どもの居場所の数の推移

(単位：箇所)

種 別	実施主体	推移(累計)					目標
		H29	H30	R 元	R2	R3	R6
子ども食堂等	民間	29	63	83	94	124	
生活困窮世帯の子どもの学習支援	県及び市	50	52	74	72	—*	
ひとり親家庭等生活向上事業	県及び市町	5	5	6	7	4	
放課後子供教室	市町	171	183	218	204	226	
計		255	303	381	377	—	503

※目標値は第2期ふじさんっこ応援プランによる

*調査中

3 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	当初予算額	
		R 3	R 4
社会的養護自立支援事業費(子どもの居場所づくり応援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手の開拓 地域のNPO、地域づくり団体等に対し、新たな居場所の立上げを働きかけ ○サポーターの募集・マッチング 食材、場所又はボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体等(サポーター)を募集し、居場所とのマッチングを実施 ○アドバイザーの派遣 実践者としてノウハウを持つアドバイザーを派遣し、担い手等への相談支援を実施 ○セミナー開催 担い手等を対象としたセミナー開催 ほか 	10,600	10,600
子どもの居場所応援事業費助成		14,800	21,060
子どもの居場所応援基金事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ○(福)静岡県社会福祉協議会が子どもの居場所づくりの活動団体へ助成するための基金造成に要する費用に対する助成 ・補助率：10/10 ・ふるさと納税による寄附金を活用 	11,500	13,000
クラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ○団体等が行う子どもの居場所づくりの特定の事業(県が指定したプロジェクト)実施に要する経費に対する助成 ・補助率：10/10 ・クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金を補助金として交付 	3,300	8,060
合 計		25,400	31,660

4 令和3年度事業の状況

(1) 予算

(単位：千円)

区分	内容	R3当初 予算額	9月補正 予算額	2月補正 予算額	年間 見込額
社会的養護自立 支援事業費(子ども の居場所づくり 応援事業)	○担い手の開拓 ○サポーターの募集・ マッチング ○アドバイザーの派遣 ○セミナー開催 ほか	10,600	0	0	10,600
子どもの居場所 応援事業費助成	○寄附金を活用して、子 どもの居場所づくりに 取り組む団体に助成	14,800	4,030	2,981	21,811
計		25,400	4,030	2,981	32,411

(2) 社会的養護自立支援事業費（子どもの居場所づくり応援事業）

ア 担い手の開拓

区分	内容
概要	地域のNPO、地域づくり団体等に対し、新たな居場所の立上げを働きかけ
立ち上げ の状況	4月 狩野川外あそびクラブ<伊豆の国市> 5月 HoneyChildren（自然観察教室）<静岡市> そよそよの家（不登校の子どもの学習支援）<浜松市> 10月 佐鳴台子ども食堂<浜松市> 高久書店（書店の一角を改装して居場所開設）<掛川市> ヒノワkitchen&space（カフェを利用した子ども食堂）<島田市> 12月 あそびば もこ・あ・もこ<袋井市> ほか

イ サポーターの募集・マッチング

区分	内容
概要	食材、場所又はボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体等（サポーター）を募集し、子どもの居場所とのマッチングを実施

ウ アドバイザー派遣

区分	内容
概要	実践者としてノウハウを持つアドバイザーを派遣し、担い手等への相談支援を実施
アドバイザー	子どもの居場所づくり実践者等
主な 相談内容	・立ち上げ準備全般 ・立ち上げ後の経営維持 ・仲間集め ・場所の確保 ・スタッフの育成 ・コロナ禍での活動 ほか

エ セミナー開催

区 分	内 容
概 要	担い手等を対象としたセミナーを開催
主な対象	居場所づくりの実践者、居場所づくりの担い手、ボランティア希望者
開催回数	年間3回（東部・中部・西部 各1回） いずれもオンライン参加可
参加人数	東部10/16 31人（会場18人、オンライン13人） 中部10/30 29人（会場11人、オンライン18人） 西部11/20 35人（会場16人、オンライン19人） 計 95人（会場45人、オンライン50人）
内 容	第1部（講演） 居場所の立ち上げとともに考える人と財源の確保 （講師 NPO法人トリプルエス 代表 松本 恵美 氏） 第2部（講演） 実体験の講話～子どもを取り巻く環境・コロナ禍の食堂運営について （講師 みんなのえがお おたまちゃん食堂 代表 押田 智子 氏）

(3) 子どもの居場所づくり応援事業費助成

ア 子どもの居場所応援基金事業費助成

(7) 事業概要

- ① 県が子どもの居場所づくりに対する寄附金を募集
- ② 県が寄附金額に県費を上乗せした額を県社会福祉協議会に助成
- ③ 県社会福祉協議会は基金を造成し、子どもの居場所づくりの活動資金に助成
・補助率：10/10 ・補助額：100千円以内/団体

(4) 寄附の状況<4/1時点>

(単位：円)

区 分	寄附額	備考
個 人	6,522,984	ふるさと納税
法 人	2,298,500	明治安田生命保険相互会社静岡支社ほか3社
計	8,821,484	

(7) 助成の状況

- ・10/29 < 県 > 県社会福祉協議会あて交付決定
- ・11/4～12/3 < 県社協 > 補助金交付申請受付 申請件数 57 件
- ・12月下旬 < 県社協 > 各団体あて交付決定

イ クラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業費助成

(7) 事業概要

- ① 民間プロジェクトを県が募集・採択
- ② 県がふるさと納税ポータルサイトで寄附金を募集
- ③ 寄附金をプロジェクト実施団体に対し補助金として交付
・補助率：10/10

(イ) 令和3年度のプロジェクト<寄附募集期間：8/4～10/31> (単位：円)

団体名及びプロジェクト名	寄付額 (目標額)	交付手続状況
NPO 法人ゆめ・まち・ねっと (富士市) 心折れかけた子どもたちとつながりつづける ～誰もが集える居場所づくりプロジェクト～	4,127,000 (4,000,000)	10/29交付決定
一般社団法人ルミナス (伊豆市) 追い詰められている孤独な子どもたちに居場所を ～様々な出会いを通して未来への夢や希望を持ってもらいたい!～	1,160,813 (1,030,000)	11/4 交付決定 11/30概算払
NPO 法人森のようちえん太陽と緑の風クラブ(三島市) 人間力を育む「ソトアソビ」プロジェクト 森のようちえんの新たな挑戦	1,000,000 (1,000,000)	11/16交付決定 12/3 概算払
あそびば もこ・あ・もこ (袋井市) 子どもの育ちを地域みんなで支える 「遊び場」を 作りたい!	1,000,000 (1,000,000)	12/1 交付決定
計	7,287,813 (7,030,000)	

5 民間企業等による支援

(1) 精米の寄贈<静岡県経済農業協同組合連合会>

静岡県経済農業協同組合連合会 (JA 経済連) から、子ども食堂や保育所等に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け需要が減少した精米が寄贈された。(農林水産省「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」を活用)

- ア 寄贈先 県内の子ども食堂や保育所等 172 か所
- イ 寄贈品 国内産米 (精米) 約 70 トン
- ウ 贈呈式
 - ・日 時 令和3年7月10日(土)正午～
 - ・場 所 しずおかキッズカフェ (静岡市葵区瀬名川)
 - ・出席者 しずおかキッズカフェ 代 表 小林タバサ
JA経済連 理事長 加藤敦啓
県こども家庭課 課 長 河本大輔

(2) 缶詰等「“赤い羽根” ふじのくに夏休みこども食堂支援セット」の寄贈

<(一社)静岡缶詰協会加盟各社／(福)静岡県共同募金会>

静岡缶詰協会加盟各社から赤い羽根共同募金を通じて、子ども食堂に、缶詰、レトルトパウチ・飲料等が寄贈された。

- ア 寄贈先 県内の子ども食堂 34 か所
- イ 寄贈品 ツナ缶など副食品 19種類 14,532 個
デザート・飲料 6種類 3,660個
- ウ 贈呈式
 - ・日 時 令和3年8月6日(金)11:00～
 - ・場 所 静岡県総合社会福祉会館5階集会室
 - ・出席者 しずおかキッズカフェ 代 表 小林タバサ
(一社)静岡缶詰協会 副会長 山本達也
静岡キワニスクラブ 副会長 常葉英一郎
(福)静岡県共同募金会 会 長 後藤康雄
県こども家庭課 班 長 栗田賢知 ほか

(3) クリスマスプレゼントの寄贈<静岡県労働金庫>

静岡県労働金庫から、県内の52か所の子ども食堂に対し、社会貢献活動の一環としてクリスマスプレゼントが寄贈された。県子ども家庭課は県内の子ども食堂への案内及び希望数量等の取りまとめ等の調整を行った。

ア 寄贈先 あい愛サロンの会（島田市）等52か所の子ども食堂

イ 寄贈品 お菓子の詰め合わせ（ふじのくに福産品）、
ろうきんメッセージカレンダー

ウ 贈呈式

- ・日 時 令和3年12月16日（木）午後2時～
- ・場 所 静岡県勤労者総合会館2階 労金研修センターB研修室
- ・出席者 あい愛サロンの会 会長 池谷愛子
静岡県労働金庫 理事長 古川正明
県子ども家庭課 課長 河本大輔

(4) 「お子様弁当」の無料提供<株式会社王将フードサービス>

全国で「餃子の王将」を展開する株式会社王将フードサービスから、冬休みの子どもの支援として、「お子様弁当」が提供された。県子ども家庭課は県内の子ども食堂への案内及び希望数量等の取りまとめ等の調整を行った。

ア 提供先 子ども食堂19か所

イ 提供商品 餃子2個、鶏の唐揚げ2個、シャウエッセン2本、
ライス、カルピスウォーター1缶(160g)
延べ1,205食

ウ 提供期間 令和3年12月20日（月）～28日（火）

令和4年1月7日（金）～18日（火）

※期間中、希望する日に受取り（複数日も可）

「しずおか寺子屋」の推進

(社会教育課)

1 趣 旨

子供の豊かな社会性や人間性を育むため、社会全体が一体となって子供や家庭を支える体制づくりを推進する。

2 概 要

地域における学習支援事業や体験活動、子供の生活の基盤となる保護者の学びを支える取組取組を推進する。

3 令和4年度計画・令和3年度実績

(単位：千円)

区分		内容	R 4 当初予算	R 3 当初予算
学 習 寺 子 屋	市町補助	地域の学習支援実施の市町を支援 ・対 象：市町 16 市町 ・補助率：2/3 (国庫補助：国 1/3、県 1/3)	4,800 (2,400)	3,990 (1,995)
	県直営	高校生を活用した学習寺子屋のモデル事業 ・対 象：賀茂地域の小中学生 ・指導者：高校生、大学生	500 (500)	—
	学習支援員 参画支援	学習支援に不安を持つ大学生等を対象に体験 講座開催	—	650 (650)
体験寺子屋		地域の宿泊・体験活動実施団体を支援 ・対 象：70 団体 ・補助率：1/2 (寄付金)	3,100 (0)	—
パパママ寺子屋		保護者視点の家庭教育支援実施市町を支援 ・対 象：8 市町 ・補助率：2/3 (国庫補助：国 1/3、県 1/3)	1,600 (800)	—
支援者研修		支援者研修会の開催 ・グループワーク、事例紹介 ほか	250 (250)	—
計 (一般財源)			10,250 (3,950)	4,640 (2,645)

4 実施箇所数

No.	市町名		箇所数				
			H29	H30	R1	R2	R3
1	モデル	三島市	2	2	2	14	14
2		島田市	3	4	4	4	3
3		袋井市	1	1	1	7	7
4	R2 新規	熱海市				7	6
5		富士宮市				3	4
6		御殿場市				1	1
7		裾野市				14	14
8		東伊豆町				1	1
9		函南町				2	2
10	R3 新規	松崎町					1
11		菊川市*市単					1
12		牧之原市					10
13		磐田市					3
計	実施箇所数		6	7	7	53	67
	実施市町数		3	3	3	9	13
	補助金活用市町		(3)	(3)	(3)	(6)	(9)

※三島市、島田市、袋井市のモデル3市は令和2年度で補助終了

5 学生支援員参画状況（学習寺子屋）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大学生	39人	46人	35人	45人
高校生		6人	5人	8人
中学生		40人	45人	0人

6 学習支援スタートアップ講座・学習支援推進研修会（学習寺子屋）

初めての学習支援に不安を持つ大学生等を対象に体験講座を開催する。学習支援体験を通じ、受講する大学生等について、学習支援員としての資質向上、参画につなげていく。また、第5講座を「学習支援推進研修会」と位置づけ、受講生や市町関係者を交えて講座の振り返りや意見交換を実施することで、「しずおか寺子屋」の普及促進を図る。

講座	内容	令和2年度実績	令和3年度実績
第1講座	ガイダンス	6月28日（土） 三島商工会議所	6月12日（土）あざれあ 6月19日（土）アクトシティ浜松 ※中止（個別説明に変更）
第2～4講座	1講座につき1回、計3回の寺子屋学習支援体験	体験受入市町 7市町	体験受入市町 13市町
第5講座	講座の振り返り・意見交換会	12月4日（金）あざれあ 参加者13人（行政10人、学生3人）	12月3日（土）あざれあ ※中止
参加者		12人（6大学、2大学院）	3人（1大学）

7 成果

区分	成果
学習習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> 参加の児童生徒から「こういう時間があると自分から勉強する気になれていい」「質問しやすい」等の声上がるなど、勉強しやすい居場所をつくることで学習意欲の向上や学習習慣の定着が図られている。
大学生の参画	<ul style="list-style-type: none"> 参加の児童生徒は、大学生を「憧れの存在」と感じて夢を抱いたり、「ナナメの関係」を築いたりすることにより、具体的な進路を描き目標を持つ。 将来教員を目指す大学生はもちろん、全ての学生にとって、子供と接し勉強を教えることは、自らの学び直しやコミュニケーション能力を向上させる貴重な体験であり、本人のキャリア発達に有効である。
教育の循環	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中学生や高校生が、「昨年、寺子屋で教えてもらい、今度は自分が後輩を支援したい」といった思いから、学習支援ボランティアとして参加している。地域で育てられた子供が、地域の子供を育てる人材となる「教育の循環」が生まれている。
地域の教育力向上	<ul style="list-style-type: none"> 教員OBや大学生、中学生等の多様な地域人材が参画し、社会総がかりの教育、地域の子供は地域で育てる体制づくりが進められている。 支援する側も充実感や有用感を得ることができ、高齢者の生きがいづくりや若者の自立支援促進になっている。 学校と地域の連携・協働により、中学生や高校生の自発的な地域社会への参画など「社会に開かれた教育課程」の実現が図られている。

8 課題と対応

区分	課題	対応
地域毎の要望差	<ul style="list-style-type: none"> 対象学年や地区、実施時期や教科等、地域ごと学校ごとに要望差がある 	<ul style="list-style-type: none"> モデル市の状況を市町へ情報提供（寺子屋マニュアルの配布） 対象学年や、長期休業中の寺子屋運営など市町のニーズを調査
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> 大学生や地域人材等の学習支援員の不足 大学生と地域住民等のバランスを確保することによる指導内容と指導方法の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援スタートアップ講座の開催 帰省大学生や周辺地域に在住している大学生の確保 広報活動、情報発信の強化、地域学校協働本部を核とした地域人材の発掘 地域の中学生や高校生のボランティア参加の推進
効果的な支援方法	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な指導方法や適切な教材の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 元教員等による支援員への指導法等の教示 適切な学習教材の提供（ICT学習を含む） 学習支援推進研修会の実施
児童・生徒の募集	<ul style="list-style-type: none"> 学習習慣を身に付けていない児童・生徒の募集方法 	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携（児童・生徒への参加の声かけを学校側に依頼）
予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーター及び学習支援員の謝金等予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動補助金等の活用 地域団体や福祉部局等との連携、協働

ふじのくに型学びの心育成支援事業

(福祉長寿局地域福祉課)

1 目的

様々な課題を抱える生活困窮世帯（生活保護世帯を含む。以下「困窮世帯」という。）のうち、子どもを有する世帯を対象に、課題に即した個別支援や、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた学びの場を提供することにより、子ども及び困窮世帯の自立促進を図る。

2 事業概要

(1) ふじのくに型学びの心育成支援事業（任意事業）【対象：郡部】

目的		困窮世帯の子どもを有する世帯を対象として、学習意欲の喚起、自立心の育成を図り、貧困の連鎖防止を図る。	
根拠法令		生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号	
事業内容	個別支援	健康福祉センター（賀茂・東部）に「子ども健全育成支援員」を配置し、困窮世帯の抱える課題に即した学習意欲の喚起等の個別支援を実施	
		通所	対象者
	内容		通所型の学びの場の提供事業を実施 ○内容：宿題のフォロー等の学習支援、調理実習による食育支援、七夕、クリスマス等のイベント開催等 ○R4：R3事業を継続（通年）
	実施方法		民間事業者等への委託により実施
	合宿	対象者	郡部の困窮世帯の子ども（小学校高学年及び中学生）
		内容	合宿型の学びの場の提供事業を実施 ○内容：カヌーやラグビー等の体験、商店街の協力による就労体験、夏祭り等のイベント体験等 ○R4：R3事業を継続（夏・冬・春休みに実施）
実施方法		民間事業者等への委託により実施	
予算額		R4 28,605千円（R3当初 34,190千円）	

3 参加者の状況

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
通所	57	101	110	139	153	125
合宿	—	41	73	69	63	48
キャリア形成支援	—	—	—	7	3	7
計	57	142	183	215	219	180

4 実施箇所数の状況

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
箇所数	—	—	56	65	68	72

5 支援内容

- ・コロナ禍においても、原則事業を実施している。
- ・通所事業においては、緊急事態宣言が発令された際は、Webを用いた支援や、玄関ポストを介した交換日記等により、学習・生活支援を実施。
- ・合宿事業においても、感染症対策に留意し、合宿事業を実施。緊急事態宣言が発令された際は事業を延期。
- ・特に課題を抱えた子どもについては、通学している小中学校のスクールソーシャルワーカーとの連携した支援を実施している。また、親（世帯）が課題を抱えているケースにおいては、家庭に訪問して親を支援するなど、世帯全体の伴走支援を実施している。
- ・JAや民間企業等から食料の寄贈があった場合は、調理実習等で活用している。（コロナ禍においては、子どもや世帯に配布。）
- ・虐待が疑われる場合には、児童相談所と連携するなど、関係機関と連携して支援を行っている。
- ・通所事業参加者の中学3年生19人中、17人が進学した。
（未進学理由：就職希望1人、定時制進学希望も交通手段なし1人）
- ・子ども健全育成支援員については、東部2人、賀茂1人を配置。生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもを対象に、電話や面接などで育成支援を行う。R2年度はのべ278人を支援
- ・通所事業については、以下4市3町が未実施。理由は次のとおり。
熱海市、裾野市、菊川市：対象となる生活保護受給世帯等の子どもの数が少ないため。
湖西市：類似の事業を実施しているため。
河津町、川根本町：町の規模が小さく、困窮世帯のみの支援が困難（町民に困窮世帯と知られたくない。）
吉田町：教育委員会で、全児童を対象に学習支援を実施しているため。

【事業参加者（中学3年生）の進学実績】

年 度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
事業参加者の中学3年生	—	15	9	13	12	19
うち進学希望者数	—	15	8	13	12	※18
進 学 者 数	—	15	8	13	12	17
進 学 率	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%

※未進学の理由

定時制の進学を検討するも、通学手段がなく断念した。

（定時制の学校は自宅からバスで駅まで向かい、電車で通学することとなるが、学校下校時には、駅から自宅付近の停留所までのバスが運行していない。そのため親の送迎が必要だが、親が車を所有していない。）

「ヤングケアラー」への支援

(こども家庭課)

1 概要

県では、R3年8月に庁内関係局(課)による「ヤングケアラー支援検討会議」設置し、R3年11月から実態調査を実施しており、R4年度は、関係機関職員への研修の実施やコーディネーターを派遣し市町におけるヤングケアラー支援体制の構築を支援するとともにピアサポート相談活動を行う当事者団体への助成を行う。

2 R3年度 of 取組

(1) 庁内関係局(課)による「ヤングケアラー支援検討会議」

ヤングケアラーに関する普及啓発や実態調査の実施、支援体制の整備等について庁内関係所属間の調整等を行う会議を設置した。

- ・第1回 検討会議・関係課長会議 (令和3年8月)
支援策の検討
- ・第2回 関係課長会議 (令和3年10月)
実態調査の実施
- ・第3回 関係課長会議 (令和4年3月)
R4年度の取組

【 構 成 】	検討会議(局長クラス)	関係課長会議
健康福祉部	◎健康福祉部理事 (少子化対策担当)	こども家庭課、 地域福祉課、介護保険課 障害者政策課、障害福祉課
	こども未来局長	
	福祉長寿局長	
	障害者支援局長	
スポーツ・文化観光部	総合教育局長	私学振興課
教育委員会	教育部理事	教育政策課、義務教育課、 高校教育課、社会教育課

(2) 実態調査 (速報)

調査結果 (速報) は別添資料のとおり

3 R4年度の取組

区 分	内 容	R4当初
関係機関職員研修	児童、障害、高齢、教育等関係機関に対する研修の実施	2,189
市町の支援体制構築	・ヤングケアラー支援に関する担当部署の設置の働きかけ ・市町の支援体制構築のため、コーディネーターを派遣 ・「支援ガイドブック」の作成 ほか	8,681
ピアサポート等 相談支援体制の推進	ヤングケアラーに関する普及啓発・相談支援活動団体に対する助成を実施 ・対象：ヤングケアラー当事者組織、高校生・大学生等の 普及啓発・相談支援活動 ほか	7,030
計		17,900

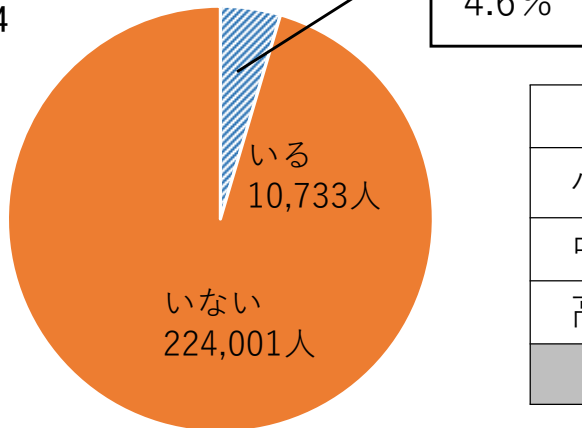
静岡県ヤングケアラー実態調査（速報）

（こども家庭課）

	静岡県調査	国調査
実施方法	調査票によるアンケート調査(学校で配付・回収)	web上で回答
対象者	小5・6年生、全中学生、全高校生 (対象人数:253,993人、悉皆調査)	中学2年生・高校2年生 (約16.8万人、学校を無作為抽出)
調査期間	令和3年10月～令和4年1月	令和2年12月～令和3年1月
回収数	234,734人 (回収率92.4%)	13,331人 (回答率約7.9%)

【ケアしている人の有無】

n = 234, 734



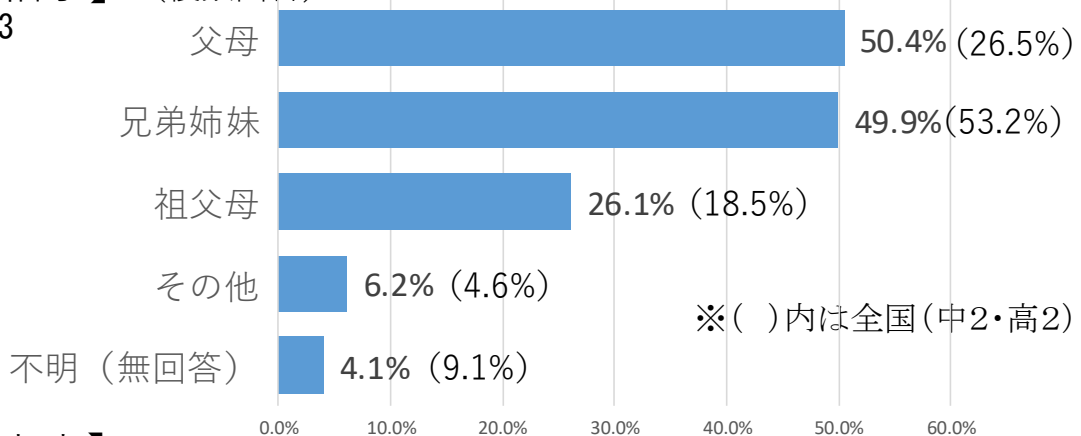
	静岡県	国
小学生	5.0%	—
中学生	5.0%	5.7%
高校生	3.9%	4.1%
全体	4.6%	4.8%

※国は中2・高2

【ケアの相手】

(複数回答)

n = 10, 733

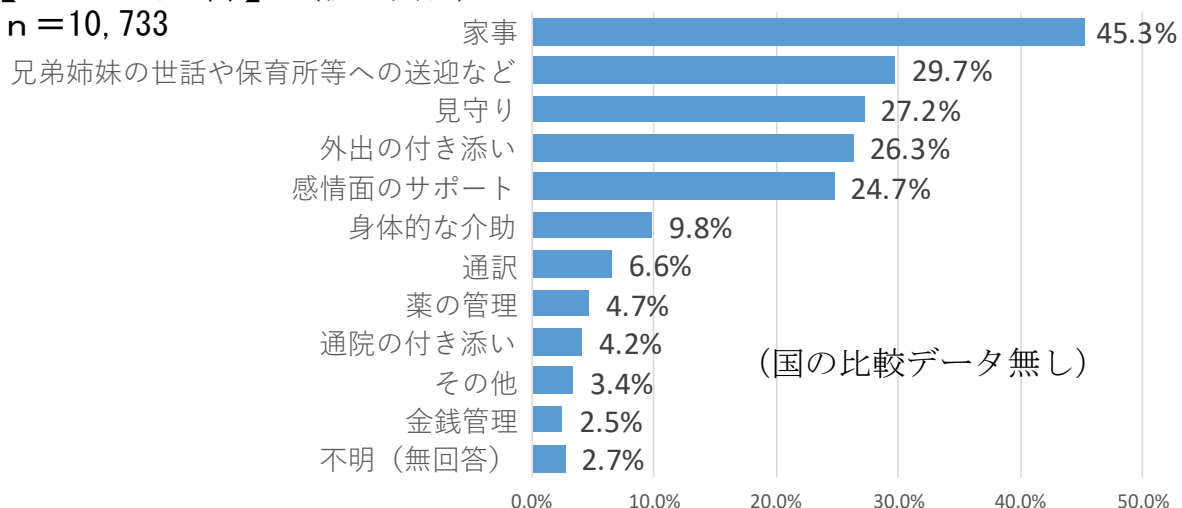


※()内は全国(中2・高2)

【ケアの内容】

(複数回答)

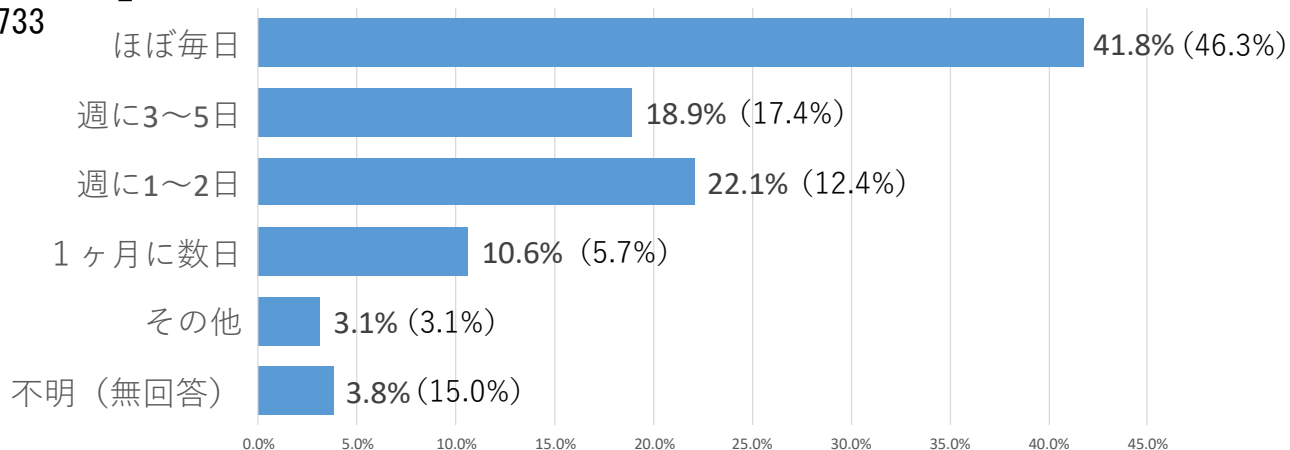
n = 10, 733



(国の比較データ無し)

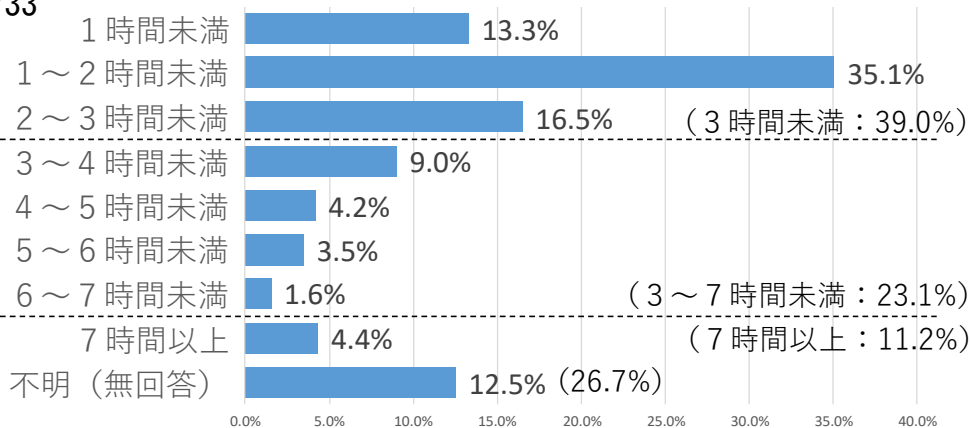
【ケアの頻度】

n = 10,733



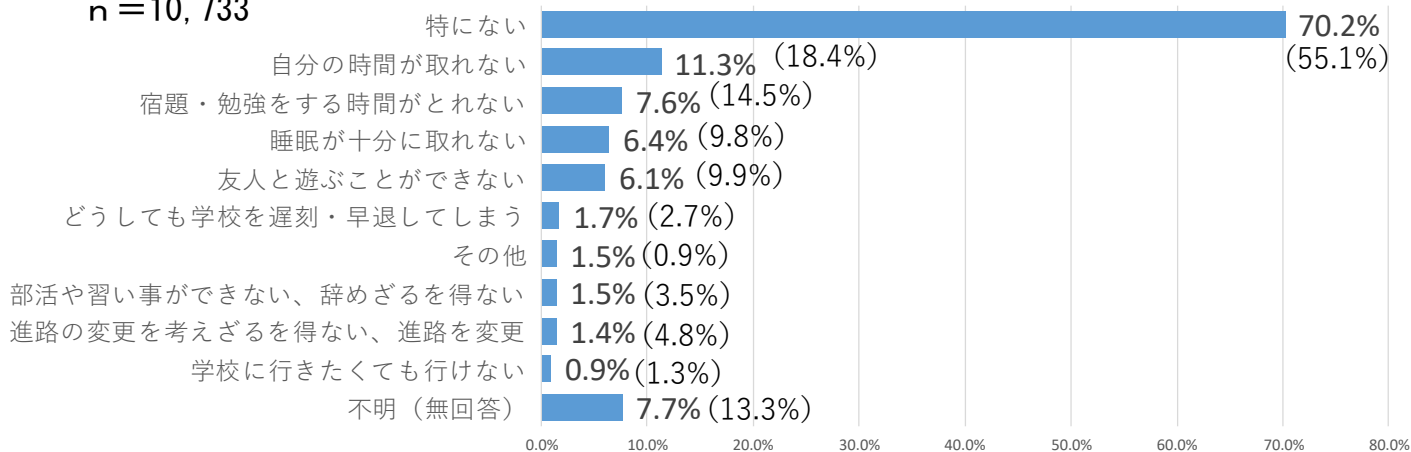
【1日のケアの時間】

n = 10,733



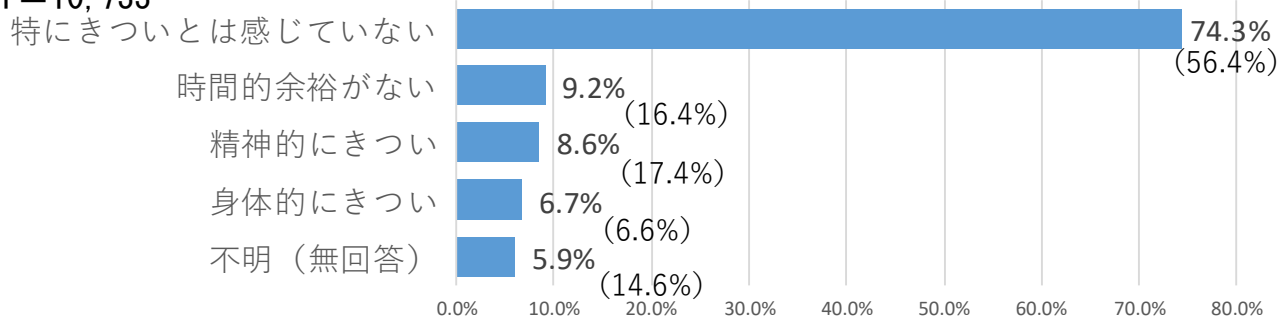
【ケアを行うことであてはまること】 (複数回答)

n = 10,733



【ケアを行うことにきつきを感じるか】

n = 10,733



令和3年度セクシュアル・ハラスメントに係る実態調査結果

(教育総務課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課)

(概要)

令和3年度に実施した県立学校及び公立小中学校の児童生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に関する実態調査の結果をまとめた。

(調査結果等)

1 実態調査の目的

(1) 潜在的事案の早期発見

学校内における児童生徒の実態を把握し、重大事案につながる潜在的事案の早期発見と対応を行う。

(2) 意識啓発

(教職員) 生徒指導等をハラスメントの視点から見直すことで適切な指導の共通理解を図り、安心・安全な教育活動につなげる。

(児童生徒) 身体的、精神的に困ったことがあった場合には一人で悩まず、声をあげる等、自己管理の意識を高める。

2 調査方法

(1) 対象

すべての県立学校及び政令市立を除く全ての公立小中学校に在籍する小学5年生から高校3年生までの児童生徒（特別支援学校については、学校長が実施困難と判断した生徒を除く） アンケート対象児童生徒数 156,306人

(小学校 37,606人、中学校 56,639人、高校 57,112人、特支 4,949人)

(2) 実施期間及び実施方法

- ・令和3年11月8日から令和4年3月3日まで
- ・啓発資料を活用し、セクハラについて説明したうえで、児童生徒が家庭等で記載し提出（管理職が回収、無記名も可）

3 調査結果等

(1) 概要（回答者数） ※「セクハラを受けたと感じた」と回答した人数

115人（小32人、中52人、高28人、特3人）

- ・強制わいせつや盗撮等、わいせつ行為に関する回答はなく、懲戒処分の対象となる事案は確認されなかった。
- ・距離が近い、触られたなど、一方的な接近や接触を伴う言動に関する回答が最も多く全体の7割を占めた。
- ・回答があったものについては各学校で事実確認を行い注意指導等を行った。

(2) 回答内容（教職員の言動に係るもの）

学校生活（セクハラを受けたと感じた）※同一案件の重複除く

全体 97件（小27件、中46件、高21件、特3件）

- ・自分 70件（小19件、中31件、高17件、特3件）
- ・友人 27件（小8件、中15件、高4件、特0件）

(3) 報告事案への対応と今後の方針

「セクハラを受けたと感じた」という回答があった事案については、各学校において注意指導を行い改めさせたが、再発防止を徹底するため、継続的に観察や指導を行うなど改善状況を確認するよう、県立学校長や市町教育委員会に対して求めていく。

また、6月の「不祥事根絶推進月間」において今回報告のあった言動（実事例）を参考とし、自らの言動を振り返るためのチェックリストを作成するなどして教職員の意識啓発を図っていく。

【参考】自分又は他人が受けたと感じたセクハラの内容（一部の事例を紹介）

不必要な身体的接触（55件）
<ul style="list-style-type: none">・褒められたときに頭をなでられた。・部活の指導中に腕を触られた。・授業中に背中を触られた。・体育館で整列していたところ、40秒くらい肩に手を置かれた。・話しかけるときに「ねえねえ」と肩をポンポン叩かれた。・手をなでられたり、腕をつんつんとされた。
不必要な接近、凝視（12件）
<ul style="list-style-type: none">・挨拶したときに顔ではなく胸を見られた気がした。・休み時間に友達との会話に無理矢理入ってきたりじろじろ見たりする。・「ストレッチを手伝ってもらいたい」と言われた。
身体的特徴など羞恥心を害する内容の発言（9件）
<ul style="list-style-type: none">・身体測定の際、体重を他の児童に聞こえるように言った。・登校時に「太ったね」と言い、言われた子は傷ついたと申し出た。
特定の性別や容姿に対する差別的対応（7件）
<ul style="list-style-type: none">・授業の際、男子に厳しく女子に甘い場面が見られる。・特定児童をちゃん付けで呼んだり、教師分の給食の配膳を頼む。
性別を基準とした差別的言動（3件）
<ul style="list-style-type: none">・部活動指導中に「女の子は」といった性別を意識した指導をされた。
性別による役割やらしさの強要（7件）
<ul style="list-style-type: none">・「男のくせに泣くな」と言われていやな気持ちになった。
性的少数者への差別的な言動（1件）
<ul style="list-style-type: none">・LGBTQを自称する生徒に対して、〇〇ちゃんと呼ぶ。

児童虐待への対応

(こども家庭課)

1 要 旨

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、年々増加を続けており、平成28年度も過去最多を更新している。

こうした状況に対応して、児童相談所を中心に市町や警察、医療機関などの関係機関と連携しながら、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から、虐待を受けた児童の自立まで切れ目のない支援を行っている。

2 令和3年・4年度の主な実施事業（取組）

(1)児童虐待の予防		R3 当初	R4 当初
児童虐待検証部会における検証	静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会において、児童虐待による死亡等の重大事例について検証、改善策の検討を実施	(千円) 496 (248)	(千円) 494 (247)
こども虐待予防事業	虐待予防教室を市町保健センターや児童相談所と連携し、健康福祉センターで実施。	440 (440)	440 (440)
乳児家庭全戸訪問事業 【市町事業】	原則として全ての乳児家庭を訪問し、子育て情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、相談・助言等の援助を実施。 ・実施状況(R3.4)：35市町(100%) ・費用負担(国1/3、県1/3、市町1/3)	30,946 (30,946)	29,078 (29,078)
養育支援訪問事業 【市町事業】	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した「保護者の養育を特に支援する必要がある世帯」等を訪問して、相談、助言、指導等の必要な支援を実施。 ・実施状況(R3.4)：22市11町(94.3%) ・費用負担(国1/3、県1/3、市町1/3)	15,649 (15,649)	17,210 (17,210)
妊娠SOSサポート事業	望まない妊娠相談窓口「しずおか妊娠SOS」を開設して、助産師の相談員が電話、メールによる相談に対応。(平成24年10月開設。NPO法人に事業委託) ・相談実績 H30:170件 R1:173件 R2:112件 ・養護教諭指導リーダー研修時にリーフレットやカードの配布【R1】 ・簡易妊娠判定の実施費用及び医療機関への初回受診費用の支援	2,138 (1,069)	2,138 (1,069)

(2) 広報・啓発、関係機関との連携強化		R3 当初	R4 当初
広報・啓発	<p>児童虐待通告制度の周知、意識啓発等の広報啓発を目的とした事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間（11月）における県内各地での街頭キャンペーンの展開、「児童虐待防止 静岡の集い」、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の開催 ・しつけの際の体罰禁止を明示した児童虐待防止啓発リーフレットの配布（R1.9 補正） ・しずおか子ども・家庭相談窓口開設（LINE 相談）【R4 拡充】（国の一元的窓口開設に伴う拡充） 	895 (448)	895 (448)
医師向け、歯科医師向け研修の開催	<p>ア 医師及び医療関係者を対象とした「子ども虐待対応・医学診断研修会」の開催 (◎10/8 11/30 12/8 開催、計 196 人参加)</p> <p>イ 歯科医師及び医療関係者を対象とした「子ども虐待防止に向けた講習会」の開催 (◎11/28 開催、計 61 人参加)</p> <p>ウ 静岡県歯科医師会と連携し、歯科医師向けに「子ども虐待早期発見チェックリスト」を作成 (◎県内機関に 2,100 枚配布) 【R2】</p>	472 (238)	472 (238)
児童相談所と警察の合同研修会の開催	<p>ア 児童相談所が警察の援助を得て実施する立入調査、臨検・捜索の演習等の研修を合同で開催。 (◎11/30 開催 68 人参加 ◎11/21 開催 61 人参加)</p> <p>イ 児童相談所、市町、警察との間で円滑に連携できた事例やそのための取組をまとめた好事例集を作成 【R2】</p>	—	—
児童虐待早期発見医療体制整備事業	<p>中核的な医療機関を中心として地域の医療機関の相談や教育研修を行う。【R4 新規】</p>	—	4,800 (4,800)

(3) 相談援助体制の充実		R3 当初	R4 当初
休日夜間の電話相談・通報窓口の対応力強化 (H28～)	「189」等による虐待通告や子育ての悩み相談等に24時間365日対応する電話相談窓口について、非常勤職員対応→ノウハウを有する民間業者へ委託化。	6,336 (3,168)	6,336 (3,168)
児童相談所の法的対応機能強化【R1 拡充】	児童相談所の法的対応機能を強化を目的として、弁護士を特別職非常勤職員として配置する。(賀茂・東部、中央、富士、西部児童相談所に各1名、計4名を配置)	8,731 (4,366)	8,736 (4,371)
児童相談所等職員専門研修事業	児童相談所職員、市町職員、施設職員の資質向上のため専門研修を実施 ・㊸法改正に伴う義務研修の実施	8,600 (4,609)	8,600 (3,760)
市町職員等虐待対応実践研修	市町の児童家庭相談体制強化のため、OJTによる市町職員に対する実践的研修を実施 ・児相総合会議への市町職員参加 ㊸180人(27市町) ㊸150人(28市町)	—	—
児童家庭支援センター運営費助成	児童相談所と連携して地域での相談援助を行う児童家庭支援センターの運営費を助成 ・県所管3施設	54,000 (27,000)	57,100 (28,550)

(4) 自立支援		R3 当初	R4 当初
施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業【H30 拡充】	児童養護施設入所者等について、措置解除となる20歳から大学等卒業まで修学支援を実施。 ・事業対象者：㊸10人、㊸14人、㊸13人、㊸14人 高校卒業時就職一時金200千円 ㊸14人、㊸18人	55,043 (49,753)	66,500 (35,251)
こどもの自立支援資金貸付事業費助成	就職や進学等により児童養護施設や里親の元から自立した後、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対する各種貸付を実施 ・家賃貸付、生活費貸付、資格取得費貸付 ・一定期間の就業継続により全額返還免除	—	—
社会的養護自立支援事業費 (H29 新規)	措置終了後も引き続き支援を必要とする者に対して、22歳の年度末までの間、継続支援計画の策定、生活相談、就職相談の実施	45,236 (22,618)	45,236 (22,618)
里親養育援助事業【R3 拡充】	里親委託を推進するため、里親制度の周知や里親研修、里親支援などの事業を総合的に実施 ・㊸児童家庭支援センターへの里親支援業務の委託 ・㊸里親研修担当職員(里親サポーター)配置(2名) ・㊸里親研修担当職員(里親サポーター)拡充(3名)	52,500 (26,101)	53,033 (26,393)

4 その他の主な対応策

(1) 予防

① 保護者指導支援カウンセリング事業 (R4当初1,925千円)

虐待を引き起こす保護者は精神的に深い傷を抱えていることが多いため、精神科医師の協力を得て、保護者への心理治療を行う。

<実施概要>

場所・回数	東部・富士・中央・西部児童相談所×各週1回程度
実施方法	・精神科医師及び臨床心理士を雇い上げて実施（児童相談所内） ・心理カウンセラーなどに委託して実施（児童相談所外）
実施内容	保護者、被虐待児の診断と継続的な治療・指導 児童相談所職員への医学的側面からの助言・指導 困難ケースについての職員とのケースカンファレンス 再発防止（一時保護解除に向けての）保護者ケア

<実績>

(単位：回、人)

項目／児相	R1 実績						R2 実績						
	賀茂	東部	富士	中央	西部	計	賀茂	東部	富士	中央	西部	計	
来所回数	0	19	1	38	13	71	0	8	3	34	4	49	
内訳 (延)	保護者	0	13	1	25	4	43	0	11	1	27	2	41
	子ども	0	5	0	0	2	7	0	4	0	1	5	10
	関係者	0	1	0	13	7	21	0	2	4	32	10	48

(2) 関係機関の連携強化（早期発見、早期対応）

① 虐待防止ネットワークの開催 (9～)

ア 全県レベル

○ 子どもと家庭を守るネットワーク（20年8月に名称変更）

活動内容	県レベルでの虐待・DV対策の検討と関係機関の意志統一
メンバー	児童虐待・DVの全県レベルの専門家・関係機関の代表者
実績	②6 10/23(要保護児童対策部会緊急拡大会議)、3/20開催(DV部会)、②7 7/14開催(要保護部会) ②8 7/29(要保護部会) ②9 8/8(要保護部会) ③0 9/3(要保護部会) ③1 8/29(要保護部会) ③2 9/18(要保護部会／書面開催) ③3 7/9(要保護部会／書面開催)

○ 警察との連絡会の開催(H24年度以降は、合同研修会として年1回開催)

(②6 11/25、②7 11/30、②8 11/21、②9 11/20、③0 11/30、③1 11/21、③2-、③3 R4.3月)

イ 各児童相談所単位

○ 警察署と各児童相談所との連絡会開催

H30実績：賀茂 H31. 2. 13、東部 H30. 7. 26、富士 H30. 7. 6、中央 H30. 8. 6、
西部 H31. 1. 30

R1実績：賀茂（実施無）、東部 R1. 7. 1、富士 R1. 10. 3、中央 R1. 6. 27、
西部 R1. 8. 15

R2実績：賀茂 R3. 3. 2、東部（実施無）、富士 R2. 10. 6、中央 R2. 10. 5、
西部 R2. 9. 17

ウ 各市町単位（要保護児童対策地域協議会）

活動内容	・市町内の児童虐待の状況と対応策について情報交換 ・市町が抱える個別ケースの対応方針や役割分担の検討、 ケース処遇について助言・指導する。
メンバー	児童虐待に関わる各市町の専門家・関係機関職員
設置状況	全市町で設置済み

(3) 保護体制の強化

① 三方原学園の改築整備

- ・寮舎改築（⑱完了） ・事務室増築（⑰完了） ・教室増築（⑯完了）
- ・本館改築（21完了） ・体育館耐震補強（⑳完了）

② 中央児童相談所一時保護所の移転整備（㉔工事 213,188千円）

㉕4月移転開所（定員：20人、建物：S造2階建て、延床797.49㎡）

③ 里親養育援助事業（⑯～、㉓当初52,500千円 ㉔当初53,033千円）

- ・里親対応専門員を中央児相に1名配置（⑯～）⇒里親委託推進員に改称（㉓～）
- ・18年度から里親委託推進委員会を設置
- ・里親委託推進員を西部児相に1名（⑱～）、東部児相に1名（㉑～）、富士児相に1名（㉒～）それぞれ配置⇒里親等委託調整員に改称し西部児相に1名配置（㉑～）
- ・里親養成員を1名配置⇒未委託里親に対する養育力向上研修の実施（㉑～）
- ・里親研修担当職員（委託）配置（2名）による里親研修の充実（㉑新規）
- ・里親研修担当職員（委託）の拡充（2名→3名）（㉑拡充）
- ・養育援助者の里親家庭への派遣、里親相互の交流や情報交換の場の提供 など

④ 吉原林間学園改築整備事業（㉗当初30,000千円、㉗～㉘債務負担80,000千円）

（㉙当初154,000千円、㉙～㉚債務負担95,000千円）㉛1,405,000千円

㉜当初160,500千円、㉜～㉝債務負担89,000千円）

老朽化した吉原林間学園を移転改築し、狭隘化の解消、居室の個室化等により、児童の生活環境の改善を図る。㉗～㉘は、基本設計・実施設計等を実施。㉙は土木工事（造成工事）、建築工事を実施。㉚は建築工事、電気設備工事等を実施。

㉜～㉝は旧園舎解体工事を実施。

⑤ 中央児童相談所移転事業

中央児童相談所が入居する岡出山庁舎の耐震性能がⅡであり県有施設としては耐震性能ランクⅠb以上の性能が求められているため藤枝総合庁舎敷地内に新たな施設を建設し移転するための工事を行う。

㊸当初 32,000 千円（地質調査、電波調査、基本・実施設計）

㊹当初 158,357 千円（R3.2 補正△1,871 千円）車庫解体・本体建築ほか

㊺当初 232,153 千円 本体建築、車庫建築、引越・開所ほか

(4) 自立支援

① 被虐待児心理ケア事業（㊸9月～ ㊹当初 189 千円、㊺当初 189 千円）

児童相談所職員が施設を定期的に訪問し、入所中の被虐待児への心理療法による心の回復や児童への対応の仕方等について、施設職員に対する技術援助を実施

<実施概要>

場所回数	児童養護施設×各月1回程度
実施方法	児童相談所の児童心理司、児童福祉司等
実施内容	①児童心理司による個別面接、遊戯療法、絵画療法等の実施 遊びや絵の中で虐待された場面を再現したり、深い怒りや悲しみを言葉で表現していくことにより、心の傷の解消を図る。 ②児童福祉司等による施設職員との技術援助 暴力的、集団行動がとれないなど施設職員が処遇に困る子どもについて、ケースカンファレンスを行い対応方法について援助する。

<実績>

（単位：人、回）

年度	項目／児相名		賀茂	東部	富士	中央	西部	合計
H28	①個別での 心理治療	実人数	7	182	64	93	111	457
		延実施回数	44	533	399	428	400	1,804
	②施設職員との事例検討		0	117	110	85	59	371
H29	①個別での 心理治療	実人数	24	162	91	84	30	391
		延実施回数	113	940	584	385	197	2,219
	②施設職員との事例検討		72	301	152	255	26	654
H30	①個別での 心理治療	実人数	19	157	59	80	39	354
		延実施回数	106	399	219	327	202	1,253
	②施設職員との事例検討		73	231	213	31	110	658
R1	①個別での 心理治療	実人数	22	194	51	84	58	499
		延実施回数	138	578	206	258	257	1,437
	②施設職員との事例検討		87	448	193	817	91	1,636
R2	①個別での 心理治療	実人数	23	168	72	93	65	421
		延実施回数	211	622	255	253	318	1,659
	②施設職員との事例検討		144	398	231	634	136	1,543

② スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業（㊹当初 367 千円、㊺当初 367 千円）

他問題家族、施設内虐待など高度な専門的・組織的対応が必要となるケースについて、専門家による助言を受ける。

③ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（㊸～（㊹～児童措置費））

義務教育終了後の被虐待児等で、なお社会的自立のための援助が必要な児童に対して、デンマーク牧場（袋井市内）に委託し生活指導や相談援助を行う。

④ 施設入所児童等自立促進事業（R1 で事業終了し国制度へ移行）

（⑮～ 事務費：⑳当初事務費 288 千円、㉑当初事務費 288 千円 地域福祉課に計上）

児童が就職やアパート入居する際に身元保証人がいないことが、自立の障害になっているので、施設長等が身元保証人になった場合の損失を補填する制度を創設し、身元保証人を確保しやすい環境を整備し、自立を促進する。

○承認実績

区分	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
児童	4	2	1	2	2	2	8	-
D V	2	-	-	-	1	-	-	-

⑤ 未成年後見人支援事業（㉘当初 3,787 千円、㉙当初 3,787 千円）

未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

⑥ 被虐待児直接処遇職員、児童福祉司任用研修（㉚～㉜児童相談所等職員研修事業で実施）

児童養護施設直接処遇職員の指導技術の向上のため、吉原林間学園、三方原学園において1泊2日の研修（被虐待児直接処遇職員研修）を実施。また、市町等職員の児童福祉司任用資格取得の研修会（任用前講習会等合同研修）を開催。

<H30 実績>

被虐待児直接処遇職員研修	任用前講習会等合同研修
園舎移転のため未実施（吉林）	市町等職員 26 名（21 市町）

(5) 児童相談所の体制強化

① 児童相談所への児童福祉司等サポート職員の配置

（㉝～ ㉞当初 33,245 千円、㉟当初 29,231 千円）

内 容	児童福祉司等サポート職員（非常勤）を各児童相談所に配置 賀茂 2 名、東部 2 名、富士 1 名→2 名、中央 2 名、西部 2 名 合計 10 名 虐待相談への対応、福祉司と共に家庭訪問指導を行う
資 格 要 件	児童福祉司、社会福祉士、社会福祉主事、保健師、保育士、家庭相談員等としての従事経験、資格を有する者、警察官 O B

※㉟児童虐待対等対応協力員と統合

② 児童相談所等職員専門研修事業（㊱再編拡充 ㊲当初 8,600 千円、㊳当初 8,600 千円）

CDP（キャリア・デベロップメント・プログラム）の考え方にに基づき、児童相談所・県立児童福祉施設職員等を対象に体系的な研修を実施する。

また、児童福祉法改正により都道府県に義務付けられた児童福祉司任用前研修等を平成 29 年度より実施している。

③24 時間 365 日電話相談窓口体制整備（㊴～ ㊵当初 6,336 千円、㊶当初 6,336 千円）

児童相談所が閉庁している休日・夜間において、虐待通報や相談等の受付を行うため、非常勤電話相談員（休日・夜間等対応）を中央児童相談所一時保護所に配置。平成 28 年度からは、相談対応のノウハウを有する民間の相談サービス事業者へ委託化、R2 年度からは「なやみいちはやく」にも対応している。

(6) 啓発

- ・医師向け虐待対応ガイドブックを印刷し、医療機関に配布（H24. 3）
- ・「児童虐待防止啓発リーフレット」を 160, 000 部増刷し、幼小中高の全教員へ配布、市町での全戸配布等に提供。（H24. 6）
- ・毎年 11 月の児童虐待防止推進月間中に広報啓発の取組を集中的に実施

【平成 30 年度】

- ・「児童虐待防止啓発グッズ」付箋 4, 800 個、ウェットティッシュ 4, 800 個を作成、配布

【令和元年度】

- ・しつけの際の体罰禁止を明示した児童虐待防止啓発（R1. 9 補正）

【令和 2 年度】

- ・子ども等を対象とした LINE 相談窓口の試行設置【R2 新規】

【令和 3 年度】

- ・しずおかこども・家庭相談窓口（LINE 相談窓口）設置【R3 拡充】

【令和 4 年度】

- ・しずおかこども・家庭相談窓口（LINE 相談窓口）の開設時間拡充【R4. 11 から】
※国の一元的な相談窓口開設に伴う拡充

(7) 被措置児童等虐待対応

平成 21 年 4 月の法改正以降、関係施設及び入所児童に対する通告・届出制度等の周知等を進めた。「被措置児童等虐待」に該当する行為は、令和 2 年度は 0 件（0 人）〔施設等の種別：社会的養護関係施設 0 件、虐待類型：身体的虐待 0 件〕、令和元年度は 2 件（2 人）〔施設等の種別：社会的養護関係施設 2 件、虐待類型：身体的虐待 2 件〕、平成 30 年度は 3 件（5 人）〔施設等の種別：福祉型障害児入所施設 1 件：児童養護施設 1 件、里親 1 件、虐待類型：身体的虐待 2 件、性的虐待 1 件〕、平成 29 年度は 1 件（1 人）〔施設等の種別：障害児施設 1 件、虐待類型：性的虐待 1 件〕、平成 28 年度は 2 件（9 人）〔施設等の種別：児童養護施設 2 件、虐待類型：身体的虐待及び心理的虐待 1 件、心理的虐待 1 件〕であった。

児童相談所と市町や教育委員会・学校等関係機関との連携状況

(こども家庭課)

項 目	主な取組
1 市町との連携	<p>① 要保護児童対策地域協議会（H24 までに全市町に設置完了）における児相職員参加による助言・指導、個別ケースネットワーク会議の実施</p> <p>② 市町への特別支援チームの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H28 年度実績：77 回、延べ 105 人派遣 ・ H29 年度実績：93 回、延べ 142 人派遣 ・ H30 年度実績：110 回、延べ 131 人派遣 ・ R 元年度実績：76 回、延べ 99 人派遣 ・ R2 年度実績：28 回、延べ 29 人派遣 <p>③ 市町職員の児童相談所総合会議への受入研修実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H28 年度実績：27 市町、延べ 94 回、126 人受入 ・ H29 年度実績：30 市町、延べ 110 回、177 人受入 ・ H30 年度実績：26 市町、延べ 123 回、175 人受入 ・ R 元年度実績：30 市町、延べ 139 回、180 人受入 ・ R2 年度実績：27 市町、延べ 78 回、150 人受入
2 教育委員会・学校等との連携	<p>① 教育委員会や学校が開催する研修会への児童相談所職員の講師派遣の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H28 年度 実績：5 回（政令市を除く） ・ H29 年度 実績：14 回（政令市を除く） ・ H30 年度 実績：4 回（政令市を除く） ・ R 元年度 実績：4 回（政令市を除く） ・ R2 年度 実績：4 回（政令市を除く） <p>※ H28 年 8 月 県教育委員会の協力を得て、県内の全ての県立・市立高校の全生徒 7 万人に対して、相談窓口「しずおか妊娠 SOS」の啓発リーフレットを配布</p> <p>※ 「児童虐待防止啓発リーフレット」（約 40,000 部）を幼稚園、小・中学校・高等学校及び特別支援学校の全教職員へ配布（H24. 7）</p> <p>※ 「児童虐待防止啓発ポスター」を小・中学校・高等学校及び特別支援学校へ配布（R1. 11）</p>
3 医療機関との連携	<p>① 医師及び医療関係者を対象とした「子ども虐待対応・医学診断研修会」の開催（平成 24 年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H29. 9～10 県内 1 ヶ所で 2 回実施 延べ 140 人参加 ・ H30. 9～11 県内 2 ヶ所で 2 回実施 延べ 116 人参加 ・ R1. 10～12 県内 3 ヶ所で 3 回実施 延べ 194 人参加 ・ R4. 3 WEB 研修会実施 124 人参加

<p>3 医療機関との連携</p>	<p>② 歯科医師及び歯科医療関係者を対象とした「子ども虐待防止に向けたシンポジウムや講習会」の開催（平成24年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.11 講習会を1回開催、歯科医師など66人参加 ・H30.11 講習会を1回開催、歯科医師など75人参加 ・R1.11 講習会を1回開催、歯科医師など61人参加 ・R4.1 WEB講習会を開催、歯科医師など94人参加 <p>③ 医師向け虐待対応ガイドブックを県内病院（約7,300部）へ配布（H24.3）</p> <p>歯科医師向け 子ども虐待早期発見チェックリストを作成、県内歯科医師（約1,700人）に配布</p> <p>歯科医師向け、子ども虐待早期発見チェックリストを更新、裏面に通告フローチャートや市町通告連絡先等を記載（R3.2）</p>
<p>4 警察との連携</p>	<p>① 「児童虐待ケースの警察への連絡に関する基準」の作成・公表（H24.10.10から運用開始）</p> <p>② 警察と児童相談所との合同研修会の開催（平成24年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28.11 児童相談所・警察署職員など55人参加 ・H29.11 児童相談所・警察署職員など61人参加 ・H30.11 児童相談所・警察署職員など68人参加 ・R1.11 児童相談所・警察署職員など61人参加 ・R2年度はコロナ新型コロナウイルスの感染防止や緊急事態宣言を受けて、例年実施してきた警察学校内模擬家屋での合同実習は中止。研修開催に代え、警察・児童相談所、市町の3機関による連携の好事例集を作成した。 ・R4.3 オンライン開催 児童相談所・警察署職員など118人参加 <p>③ 管内警察署と各児童相談所との連絡会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24から全ての県5児童相談所及び政令市児童相談所で実施 <p>④ 「児童虐待への対応における警察との情報共有の徹底」として児童相談所と警察との文書照会・回答及び情報共有の枠組みを定め、H28.6.14から運用を開始した。</p> <p>⑤ 静岡県、静岡市、浜松市及び静岡県警察は、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に資するため、H31.3.12「児童相談所と警察との情報共有等の取扱いに関する協定」を締結。</p>
<p>5 地域等との連携</p>	<p>① 児童虐待防止月間（11月）におけるラジオ、ポスター等を活用した県民向け広報の展開</p> <p>② 県児童養護施設協議会等の関係団体との協働による「児童虐待防止 静岡の集い」の開催（平成21年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年度の実施内容（講演会及び街頭パレードは中止） …県内8カ所をオレンジ色にライトアップ、オレンジリボンマスキの作成、リーフレットや啓発品の配布。 ・R3年度の実施内容（オンライン講演会）（R3.11.14） 講師：高祖 常子氏 視聴数（接続数）：99回線 演題：「子ども虐待防止のために～体罰等によらない子育てを広げよう～」 <p>③ 「ふじのくに安心地域支え合い体制づくり県民会議」（H22年度～）</p>

特別支援教育の実施

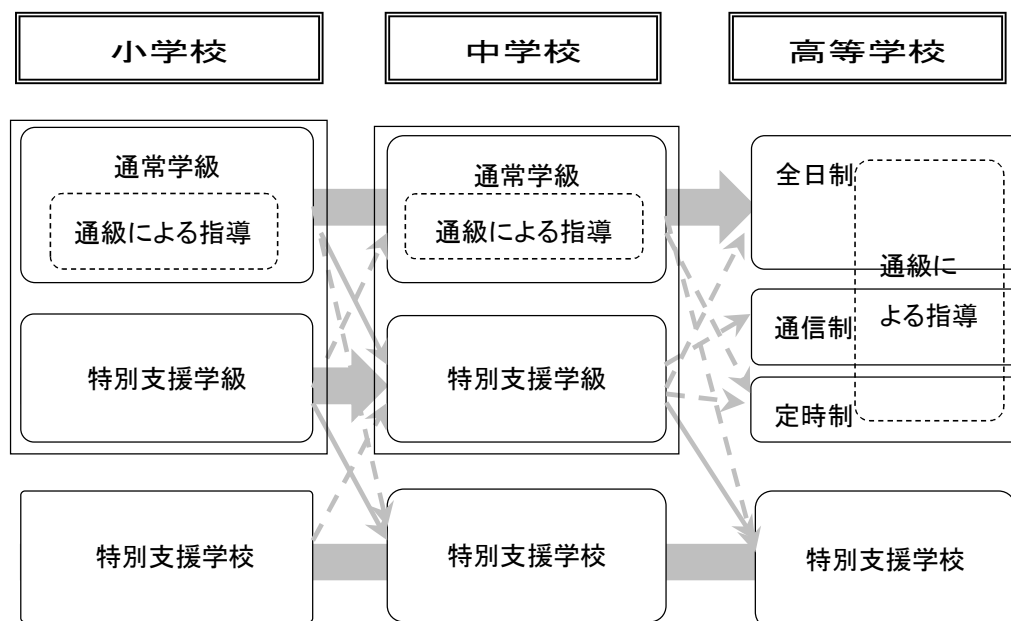
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

1 特別支援教育の理念

- ・「特別支援教育」は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施される。
- ・学校教育法の改正により、平成19年4月1日から開始された。
- ・特別支援教育は、文部科学省の通知において「障害のある幼児児童生徒への教育に留まらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つ」とうたわれている。

2 実施形態

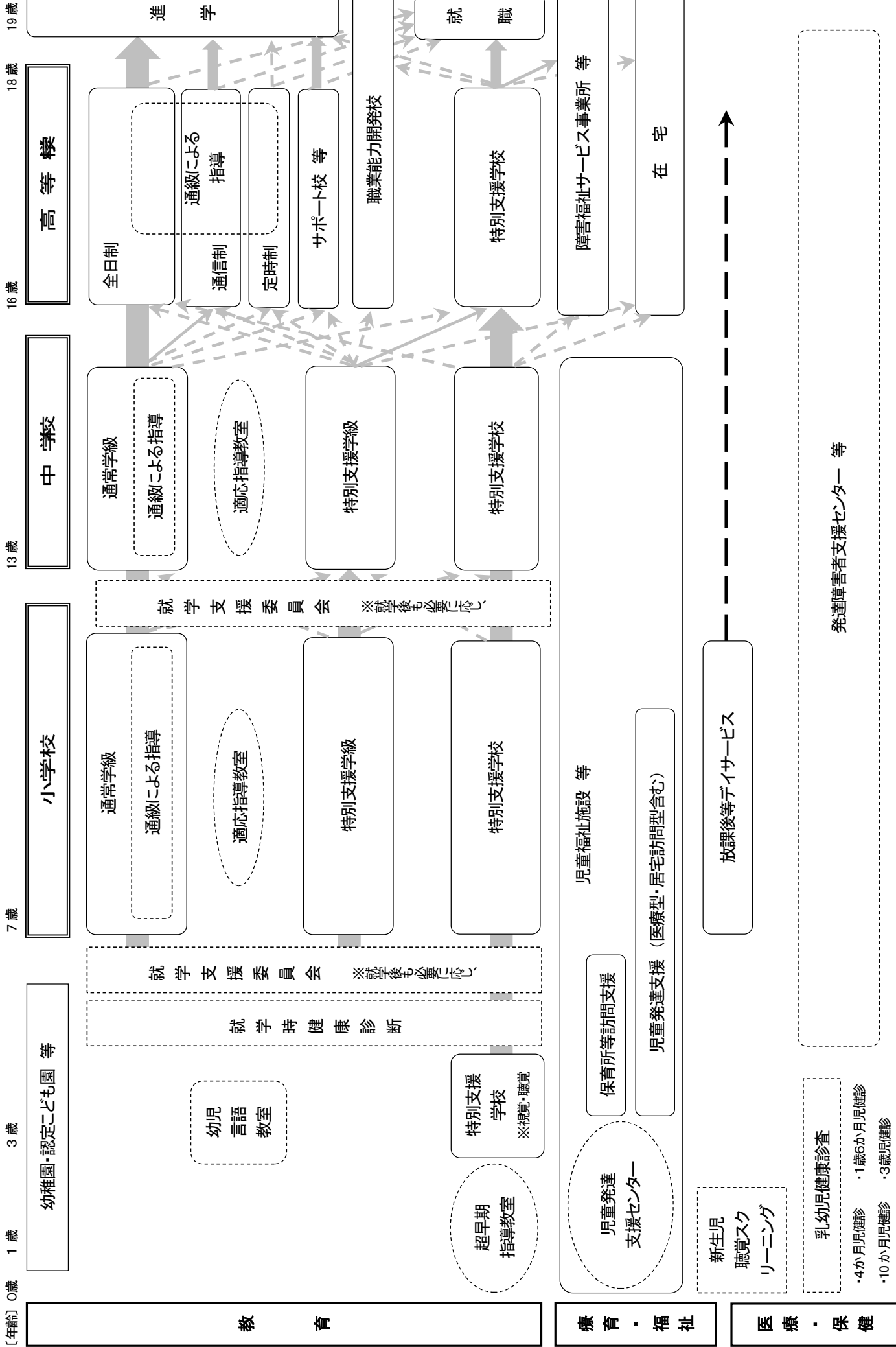
インクルーシブ教育システムの理念に基づき、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、その時点で一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みの構築を目指す。通常の学級での指導をはじめ、「特別支援学校」や「特別支援学級」、通級による指導など、様々な形で実施されている。



特別支援教育における教育形態

	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
概要	障害児を対象とした学校。 幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、学習上・生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする	幼稚園、小・中学校、高校等において、障害による学習上・生活上の困難を克服するための教育を行うため、必要に応じて特別に編制された少数の学級	通常の学級に在籍し、各教科等の指導を受けながら、一定時間障害の状態に応じた特別な指導を受けられる教室
対象者	①視覚障害、②聴覚障害、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱 ・複数の障害があったり、医療的ケア(経管栄養、痰の吸引、導尿、気管カニューレの管理、酸素吸入)を必要とする児童生徒もいる	①視覚障害(弱視)、②聴覚障害(難聴)、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱及び身体虚弱、⑥言語障害、⑦自閉症・情緒障害	①視覚障害(弱視)、②聴覚障害(難聴)、③肢体不自由、④病弱及び身体虚弱、⑤言語障害、⑥自閉症・情緒障害、⑦学習障害、⑧注意欠陥多動性障害
設置場所	・独立した学校(本校)に幼稚部(本県は視覚・聴覚に設置)・小学部・中学部・高等部が設置される ・県立高校や市立小学校に併置された分校もある	・幼稚園、小・中学校、高校等の中に設置される ・本県では、市町立小・中学校に設置(高校への設置はなし)	・学校や教育センター等の中に設置された教室 ・自身が在籍する学校内の教室に通う場合(自校通級)と、他校の教室に通う場合(他校通級)がある ・本県では、市町立の小・中学校や教育センター等と県立高校、特別支援学校(聴覚)に設置
設置者	・都道府県(設置義務)及び市町村・学校法人(設置できる) ・本県では県と国立大学法人、学校法人	・幼稚園、小・中学校、高校等の設置者 ・本県では市町(小・中学校)ただし、設置がない市町もある	・小・中学校、高校、特別支援学校等の設置者 ・本県では県(高校・特支)と市町(小・中学校)ただし、設置がない市町もある
教員等配置	在籍人数により国から配当がある。 ・幼稚部:5人/1学級 ・小・中学部単一障害学級:6人/1学級 ・高等部単一障害学級 視覚・聴覚特別支援学校:8人/1学級 知的・肢体不自由・病弱特別支援学校:9人/1学級 ・重複障害学級、訪問教育:3人/1学級 ・医療的ケア対象の児童生徒のための看護師を配置。 ・令和元年度の教員採用試験より、看護師免許を有する者を自立活動教諭として採用し、配置(藤枝、中央、西部、東部特支)	在籍人数により国から配当がある。 ・1学級8人(1人で1学級開設の学校もあり) ・自閉症・情緒障害の多人数学級(7,8人)及び知的障害の多人数学級(8人)を有する学校に、県から週20時間の非常勤講師を配置	在籍人数により国から配当がある。 H29から10年間で加配定数から基礎定数化に移行中 ・基礎定数:該当児童生徒13人に1人 ・加配定数:H28の加配定数から毎年1割減
卒業後の進路	・中学部卒業後は、特別支援学校高等部、高校(全日制・定時制・通信制)など ・高等部卒業後は、就職、福祉施設、進学(大学、専修学校等)など	中学校卒業後は、特別支援学校高等部、高校(全日制・定時制・通信制)、職業訓練校、専修学校等、就職など	

【特別な支援を必要とする子供に関する教育・福祉等の流れ図】



医療的ケア児への支援体制の整備

(特別支援教育課)

1 事業目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の理念に沿い、医療的ケア児の保護者の付添い負担の軽減に向け、教育委員会として新たな体制整備、制度検討をするためにモデル事業に取り組む。

2 事業概要

＜学校体制による人工呼吸器管理モデル事業＞

人工呼吸器を装着している児童生徒等の保護者付き添い負担を軽減するとともに児童生徒等の自立を促すため、学校体制により人工呼吸器管理を実施できるようにするための条件整理と体制整備を図る。

期 間	令和4年度から5年度まで	
対象校	中央特別支援学校（病院が隣接しており迅速な緊急時対応が可能）	
対象児童生徒	人工呼吸器を装着している児童生徒1名※1 （一定の自発呼吸が可能な児童生徒の中から抽出）	
体制整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・専任看護師1名の配置 ・看護師研修の実施（こども病院、呼吸器業者等と連携して実施） ・対応ガイドラインの作成、体制の整備 ・人工呼吸器の付添い軽減のための検討委員会開催（年3回） 	
令和4年度 予算※2	<ul style="list-style-type: none"> ・専任看護師費用（報酬・期末手当・社会保険料） ・研修費用（講師報償費・旅費） ・施設整備費用（消耗品） 	3,300千円

※1 県内の人工呼吸器を装着している児童生徒等数（令和3年10月現在）⇒14人（7校）

※2 国庫補助「切れ目ない支援体制整備充実事業～医療的ケア看護職員配置事業～（文部科学省）」
（補助率1/3）を活用

＜高等部医療的ケア児通学負担軽減モデル事業＞

令和5年度に向けた教育委員会が実施主体となる新たな保護者の負担軽減と支援の制度の設計に向け、高等部の通学支援をモデル事業として取り上げる。

期 間	令和4年度	
対象校	東部特別支援学校 ほか	
対象生徒	高等部になり、難病患者介護家族リフレッシュ事業が利用できなくなることで通学が継続的に困難となる生徒	
体制整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師等と委託契約、費用の負担（年間80日以内） ・保護者のニーズ、活用資源（訪看等）の把握 ・関係部局、市町関係機関（含教育委員会）との連携 ・新たな負担軽減制度について協議、検討 	

外国人児童生徒の就学

(義務教育課)

1 就学についての基本的な考え方

就学義務がないだけで、基本的に日本の児童生徒と同様の扱いをする。

- ・「外国人児童生徒教育の充実について」（平成18年6月22日付け文科初第368号所長中等教育局長通知）
- ・「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」（平成24年7月5日付24文科初第388号初等中等教育局長通知）
- ・「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」（平成31年3月15日付30文科教第582号初等中等教育局長通知）

2 外国人児童生徒の就学について

(1) 外国人児童生徒の編入学について

ア 年齢相当学年に編入

イ 日本語能力などの諸般の事情から教育的配慮が必要な場合には、「一時的」に年齢相当の学年以下で学習させることも可能。この場合の「一時的」とは、相当年齢の学年に編入させ、日本語教育など適応指導時だけ他の学年（下の学年）で学習させること。

ウ 保護者及び本人が下学年への編入を強く希望し、市町教育委員会が妥当と認めた場合は、1学年を限度に認めることとする。（学齢超過者は中3）その際、日本には「飛び級」の制度がないこと、卒業時には学齢を超過すること、中学校を卒業しないと高校入試は受けられないこと等について十分に理解を図っておく必要がある。

(2) 外国籍の児童生徒の転学

同一市町の小中学校または他の市町の小中学校に異動した場合については、転学、転入学扱いとする。

3 外国人児童生徒の就学状況

(1) 「外国人の子供の就学状況等調査（追跡調査含む）結果」より

	A	B	C	D	Dの内訳 (5月1日時点)				Dの内訳 (12月末時点 追跡調査後)			
	住基登録者	義務教育 諸学校	外国人 学校等	追跡調査対象 対象者数	不 就 学	転 居 ・ 出 国	調 査 済 不 明	未 調 査	就 学	不 就 学	転 居 ・ 出 国	調 査 済 不 明
令和 元年度	4055	3160	301	594	78	94	326	96	287	58	144	103
令和 2年度	4184	3476	383	325	76	123	47	79	95	60	159	11
令和 3年度	4192	3586	421	185	56	68	61	0	63	40	80	2

(2) 「不就学ゼロ」に向けた取組（多文化共生推進本部プロジェクトチーム）

ア 就学状況の把握や多言語リーフレットや自動翻訳機を活用した就学案内等、各市町の取組を支援

イ 各市町対象の研修・説明会等における情報共有、対応スキルの普及

ウ 市町教育委員会及び多文化共生担当課に対し、就学状況追跡調査（県調査）をすることで、取組状況や就学促進に向けた課題等の把握

4 定住外国人の子どもの就学支援事業（虹の架け橋事業）

	関係市町	実施主体
小笠菊川教室	菊川市・御前崎市・掛川市	NPO 法人 日本インターネットスクール協会

5 令和4年度の実施計画

- (1) 就学促進に向けた家庭訪問等での自動翻訳機の活用
- (2) 帰国・外国人児童生徒等教育連絡協議会等における情報提供
※多文化共生課との共催は行わないため、名称を令和2年度以前に戻す。
- (3) 令和4年度就学状況等調査及び就学状況追跡調査の実施
※文部科学省調査の就学状況等調査は隔年実施のため両調査とも県調査として行う。

6 令和3年度の実績

- (1) 就学状況等調査・就学状況追跡調査の実施

①就学状況等調査 (文部科学省調査)	令和3年5月1日時点での各市町の外国人の子どもの就学状況の実態を調査
②就学促進の実施	就学状況等調査により判明した就学状況追跡調査対象者に対する就学の促進
③就学状況追跡調査 (県調査)	就学状況追跡調査対象者となった外国人の子ども一人一人について、就学促進を行った結果（令和3年12月24日時点での状況）の報告

- (2) 外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議（多文化共生課との共催）
学校における多文化共生に関する研修を進めている成田潤也指導主事（神奈川県教育委員会）を招聘し、講演を実施した。
*演題「機械翻訳に見る多文化共生の萌芽～学校、社会、福祉、それから〇〇〇～」

日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援

(義務教育課)

1 現状

県内小・中学校の在籍外国人児童生徒数（政令市を除く）

(令和3年5月1日調べ ()内は前年度比)

区分	小学校		中学校		計	
	外国籍	日本籍	外国籍	日本籍	外国籍	日本籍
外国人児童生徒数	2,376(+81)	629(+20)	1,080(+30)	344(-24)	3,456(+111)	973(-4)
	3,005(+101)		1,424(+6)		4,429(+107)	
要日本語	1,674(+88)	156(+18)	580(+26)	55(+1)	2,254(+114)	211(+19)
特別課程	1,329(+114)	107(+18)	441(-5)	31(+2)	1,770(+109)	138(+20)

- ・在籍総数は増加傾向にあり、対応が必要な言語の数も増えている。
- ・散在化が進み、少人数在籍校が増加している。
- ・日本国籍を有していながら、日本語指導が必要な児童生徒が増加している。

2 令和4年度の実施計画

- (1) 国の措置による加配教員の活用（拠点校の設置）
- (2) 外国人児童生徒トータルサポート事業
- (3) 研修等の充実
 - ・外国人児童生徒教育担当者等研修会
 - ・帰国・外国人児童生徒等教育連絡協議会
- (4) 日本語指導を必要とする子ども支援事業
 - ・「やさしい日本語」研修会の開催
 - ・自動翻訳機の活用

3 令和3年度の実績

- (1) 国の措置による加配教員の活用（拠点校の設置）

	静東教育事務所管内		静西教育事務所管内		計
	小学校	中学校	小学校	中学校	
配置校数	6校	2校	34校	14校	56校
配置人数	6人	2人	41人	15人	64人

- (2) 外国人児童生徒トータルサポート事業

外国人児童生徒相談員	静東（5人）	静西（9人）
外国人児童生徒スーパーバイザー	静東（1人）	静西（1人）
日本語指導コーディネーター	静東（2人）	静西（2人）

- (3) 研修等の充実
 - ・外国人児童生徒教育担当者等研修会
 - ・日本語指導が必要な児童生徒支援研修会
 - ・帰国・外国人児童生徒等教育連絡協議会
- (4) 日本語指導を必要とする子ども支援事業
 - ・日本語指導のための教員（非常勤講師）の配置
 - ・「やさしい日本語」研修会の開催
 - ・自動翻訳機の活用

高校における外国人生徒への支援

(高校教育課)

1 外国人生徒数の推移

※高校教育課が毎年実施する「留学・帰国生徒等に関する状況調査」の結果

年度	課程	外国人 生徒数	国籍							
			ブラ ジル	ペル ー	中国	フィ リ ピン	ベト ナム	タイ	韓国	他
R3	全日制	501	209	46	51	108	24	2	10	51
	定時制・通信制	369	190	29	2	115	3	1	1	28
	計	870	399	75	53	223	27	3	11	79
R2	全日制	499	227	49	40	103	23	2	8	47
	定時制・通信制	305	149	27	3	94	3	1	1	27
	計	804	376	76	43	197	26	3	9	74
R1	全日制	490	252	44	27	100	16	4	6	41
	定時制・通信制	323	176	33	6	85	8	2	0	13
	計	813	428	77	33	185	24	6	6	54
H30	全日制	490	253	41	37	80	13	6	11	49
	定時制・通信制	324	181	32	7	75	9	2	1	17
	計	814	434	73	44	155	22	8	12	66
H29	全日制	506	253	51	47	71	15	4	14	51
	定時制・通信制	311	179	34	7	66	8	2	2	13
	計	817	432	85	54	137	23	6	16	64
H28	全日制	457	219	49	48	57	17	3	15	49
	定時制・通信制	288	184	25	9	52	7	3	0	8
	計	745	403	74	57	109	24	6	15	57
H27	全日制	470	234	64	42	42	19	2	22	45
	定時制・通信制	283	165	35	7	58	7	1	0	10
	計	753	399	99	49	100	26	3	22	55
H26	全日制	465	239	58	41	40	26	4	22	35
	定時制・通信制	274	160	37	10	48	9	2	0	8
	計	739	399	95	51	88	35	6	22	43
H25	全日制	458	241	57	35	43	31	2	19	30
	定時制・通信制	270	169	34	10	39	9	2	0	7
	計	728	410	91	45	82	40	4	19	37

2 外国人生徒選抜の実施状況（令和4年度入学）

一般選抜に併せて実施する特別選抜の一つとして実施する。

選抜 実施校	公立高校9校 裾野、富士宮東、駿河総合、小笠、横須賀、浜松江之島、浜松東、新居、遠江総合
志願資格	中学卒業生又は卒業見込みの者で、外国籍を有し、平成30年4月以降に入国し、その後引き続き保護者と共に日本に滞在している者
選抜方法	調査書、面接及び日本語基礎力検査（基礎的な学力を測る問題を含む。）により、総合的に審査して、合格者を決定する。

	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度	R 1 年度	H30 年度	H29 年度
募集定員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
志願者数	19	27	26	21	23	13
受検者数	19	27	26	21	23	13
合格者数	15	25	19	16	21	11
実質倍率	1.27	1.08	1.37	1.31	1.10	1.18

3 外国人生徒支援事業（令和4年度当初予算 6,750千円（国庫1/3））

目的	県立高等学校に在籍する外国人生徒の教育に対応するため、外部支援員を派遣し、外国人生徒の適応指導、指導担当者等への助言、援助等を行う
対象校 14校	外国人生徒選抜実施校9校 裾野、富士宮東、駿河総合、横須賀、小笠、遠江総合、浜松江之島、浜松東、新居 外国人生徒数の多い定時制の課程を置く6校 磐田南、浜松北、浜名、浜松大平台、新居、榛原
派遣時間	原則として、1校当たり200時間を上限とする
実施時間	原則として、授業中及び放課後に実施
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 日本語の直接指導 教科内容理解の支援及び補助的作業 学校から保護者への連絡の通訳等 生徒や保護者からの相談への対応や支援 その他の関連業務

（令和3年度実績）実施校 14校（新居は1校とする）

	高校名	実績 時間	支援 生徒数	支援 員数		高校名	実績 時間	支援 生徒数	支援 員数
1	裾野	116	4	1	9	浜松江之島	153	11	1
2	富士宮東	116	1	1	10	浜松東	116	4	1
3	駿河総合	116	4	2	11	浜名	156	44	3
4	榛原	133	7	2	12	浜松北	148	13	1
5	横須賀	116	3	1	13	浜松大平台	177	58	3
6	小笠	116	8	1	14	新居	132	16	1
7	遠江総合	141	6	2	15	新居（定）	70	12	2
8	磐田南	165	16	2		合計	1,971	207	24

（課題）

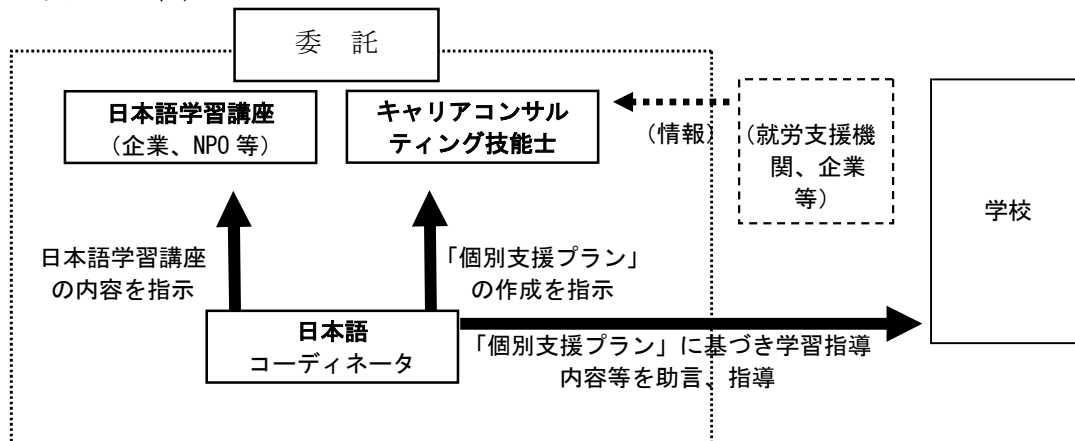
- 日本語能力や基礎的な教科の習得状況が困難な外国人生徒が在籍する学校では、個別指導や補習等のための場所と教員（講師）の確保に苦慮している状況がある。
- 保護者の中にも日本語を十分理解しない人がいるため、学校からの連絡や面談等で困難に直面している学校もある。
- 西部地区の定時制高校では、生徒の2～3割が外国人である。国籍も多岐に及び、十分な支援が難しい現状がある。
- 現在の日本経済の一端を担う外国人の子息が、将来の日本社会の有為な形成者となるよう、高等学校においても彼らの教育に対して可能な限り支援をしていく必要がある。
- 言語が多様化してきており、支援員を探すのに困難な場合がある。

4 外国人生徒みらいサポート事業（令和4年度当初予算額 15,300 千円（国庫 1/3））

外国にルーツを持つ生徒が、将来の進路に希望をもって学習に取り組むため、キャリアコンサルティング技能士及び日本語コーディネーターを支援対象校に巡回派遣し、生徒個々の状況に応じた支援を行う。

区分	主な支援内容	実施規模
キャリアコンサルティング技能士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の生徒の状況に応じた個別の支援プランの作成 ・ 企業情報の収集及び情報提供 	3人工 (巡回派遣)
日本語コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の日本語能力に応じた日本語学習内容を決定 ・ キャリアコンサルティング技能士と連携し個別の支援プランの作成 ・ 個別支援プランをもとに学校と連携して生徒のキャリア形成を支援 	3人工 (巡回派遣)
日本語学習講座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語能力検定試験の取得を目指した日本語学習 ・ コミュニケーション能力の向上を目的とした日本語学習 	会場: 支援対象校 各会場9回程度 の実施

<イメージ図>



(令和3年度実績) 支援校 全日制 14校・53人 定時制 13校 163人 計 27校 216人

地区	支援校	支援人数	
		全日制	定時制
東部	10校 25人	6校 16人	3校 9人
中部	5校 19人	1校 4人	4校 15人
西部	12校 172人	7校 33人	5校 139人
合計	27校 216人	14校 53人	13校 163人

※全日、定時ともにある場合は2校としてカウント

日本語講座実施回数	245回	キャリア支援実施回数	237回
-----------	------	------------	------

(成果)

- ・ 日本語の理解が進むのと同時に、進路に対して前向きに考えられるようになった。
- ・ 日本語能力試験への興味が深まり、挑戦しようとする積極性が見える。
- ・ 生徒が明るくなった。
- ・ 授業内容がより理解でき、成績が向上した。

(課題)

- ・ 勤務時間や家庭の事情により支援を行う時間が左右される。
- ・ 短期的な結果を求めないで長いスパンでの支援の必要がある。
- ・ 支援時間が始業前や放課後に限定されてしまう。
- ・ 支援を年度の早い時期から実施できるようにする。
- ・ 保護者の意識改革のための働きかけ。

こども政策の新たな推進体制に関する基本的なポイント

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念	
こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。 ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。
全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。 ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。 ◆ こども本人の福祉というだけでなくとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。 ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。 ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。
データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども家庭庁の必要性、目指すもの
<ul style="list-style-type: none"> ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。 ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。 ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢
<p>① こどもの視点、子育て当事者の視点 こどもや若者の意見を年齢や発達程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。</p> <p>② 地方自治体との連携強化 現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。</p> <p>③ NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働 NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。</p>

強い司令塔機能
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。 ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。 ◆ 各省大臣に対する勸告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。 ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。 ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。 ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。 ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応
<ul style="list-style-type: none"> ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
 - ・ こどもや若者から意見を聴くコース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の編成や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等）

支援部門

- **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携） 等
- **社会的養護の充実及び自立支援**
- **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- **障害児支援**

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

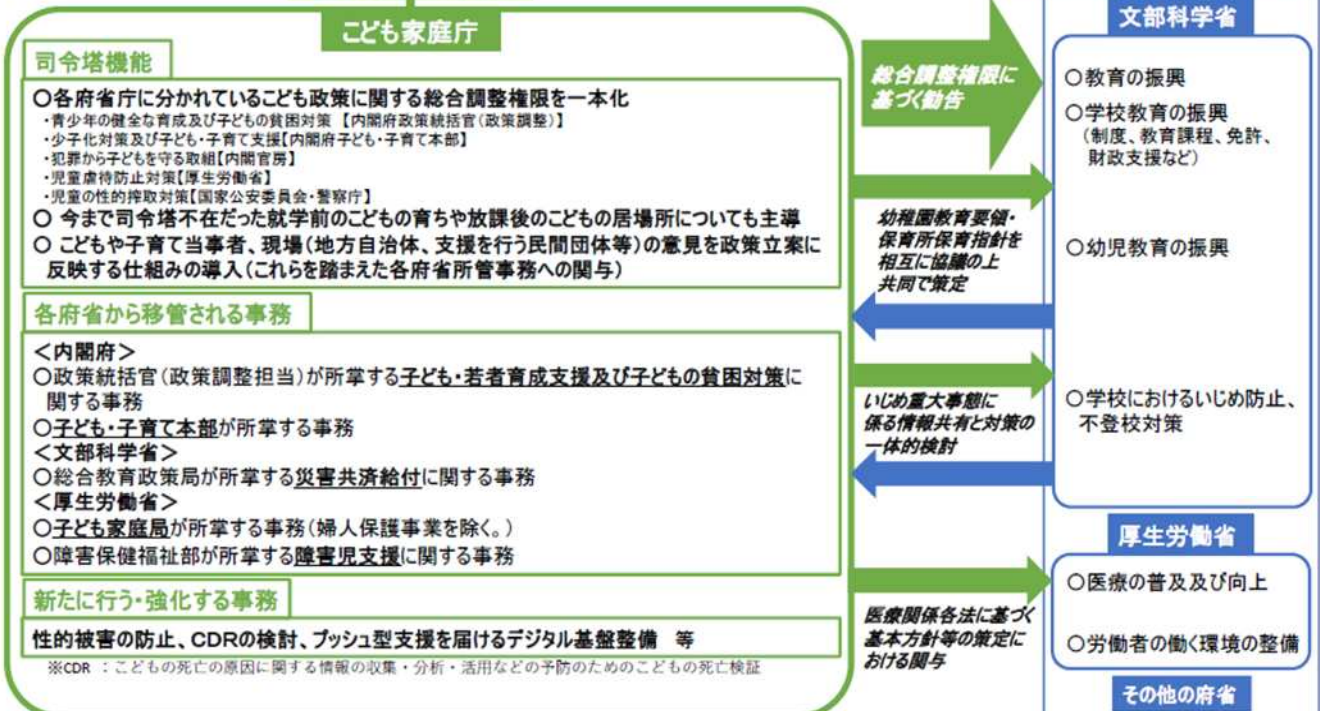
こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制（移管する定員を大幅に上回る体制を目指す）

内閣総理大臣
こども政策担当大臣
こども家庭庁

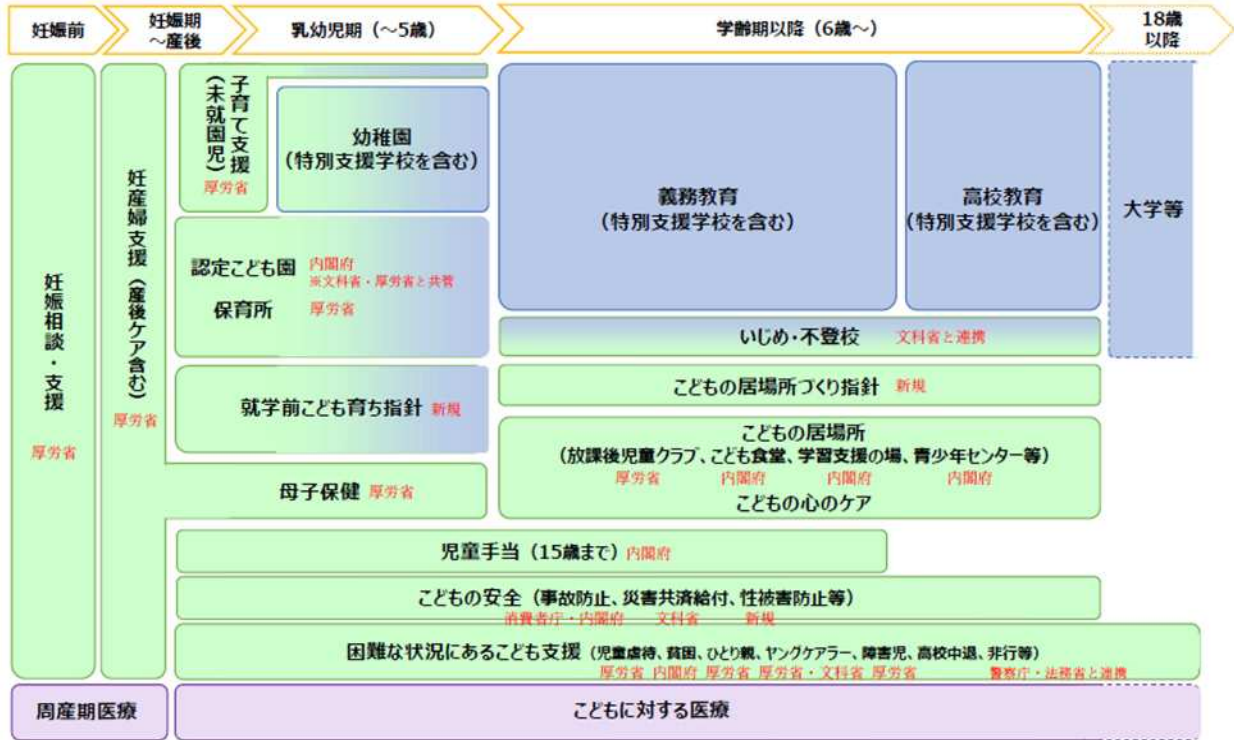
こども政策に関わる各府省大臣



こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)

- こども家庭庁の創設により、
- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
 - 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
 - 就学前の育ちの格差是正
 - こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



こども家庭庁設置法案の概要

こども家庭庁設置法案の概要

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
3. こども家庭庁の所掌事務
 - (1) 分担管理事務（自ら実施する事務）
 - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 - (2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）
 - ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
 - ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
 - ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
4. 資料の提出要求等
 - ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする
5. 審議会等及び特別の機関
 - ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管
6. 施行期日等
 - ・令和5年4月1日
 - ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

令和4年度募集学級数別学校一覧（全日制公立）

	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	計
賀 茂	(南伊豆分)	松崎			下田						4校
		稲取									10学級
田 方	(城ヶ崎分)	熱海	伊東		田方農業		韭山				11校
	(土肥分)	伊東商業			伊豆中央		三島北				42学級
				伊豆総合							
沼 駿			小山	御殿場南	沼津西		沼津東				10校
			沼津城北	御殿場	沼津工業						45学級
				裾野	沼津商業						
					市立沼津						
富 士				富士宮西	吉原工業	富士市立	富士				9校
					富岳館						47学級
					富士東						
					吉原						
					富士宮東						
清 庵				清水南	清水西	清水桜が丘	清水東				4校
											22学級
静 岡				静岡西		静岡農業	静岡東	静岡			9校
						駿河総合		科学技術			59学級
						静岡商業		静岡市立			
志 榛		川根	相良	藤枝西	島田商業		藤枝東				12校
				藤枝北	焼津水産		焼津中央				57学級
					榛原						
					島田						
					島田工業						
小 笠			池新田		掛川工業			掛川西			6校
			横須賀		小笠						29学級
					掛川東						
磐 周	(佐久間分)			袋井商業	磐田農業	磐田北	袋井	磐田南			10校
	(春野校舎)				天竜	磐田西					48学級
					遠江総合						
西 遠				浜松大平台	浜松江之島	浜松西	浜松湖東	浜松東	浜松南		17校
				湖西			浜松城北工業	浜松湖南	浜名		121学級
				新居			浜北西	浜松商業	浜松工業		
								浜松湖北	浜松北		
計	5校	5校	6校	13校	28校	9校	12校	9校	5校		92校

※ 網掛け部分は、令和4年度募集学級数の増減がある学校

480学級

普通科等	職業学科					総合学科	計
	農業	工業	商業	水産	その他(家庭、福祉)		
318	19	49	46	5	4	123	480

魅力ある高校づくりに向けた研究

(高校教育課)

1 概要

魅力ある高校づくりを推進するため、国の普通科改革を踏まえて、生徒の学習意欲を喚起し、多様な教育ニーズに応える普通科の在り方等を研究する。対象は、原則普通科を設置する県立高等学校。

2 令和4年度事業計画（オンリーワン・ハイスクール事業）

(1) 予算（当初予算額：65,000千円 ※運営指導委員会費用1,000千円を含む。）

区分	採択数	予算(単位：千円)
イノベーション・ハイスクール	7校（Ⅰ類：3校、Ⅱ類：4校）	14,000
アカデミック・ハイスクール	9校（Ⅰ類：6校、Ⅱ類：3校）	19,000
グローバル・ハイスクール	11校（Ⅰ類：7校、Ⅱ類：4校）	22,000
フューチャー・ハイスクール	6校（Ⅰ類：3校、Ⅱ類：3校）	9,000

※Ⅰ類は公募（外部有識者による選考）、Ⅱ類は高校教育課指定とする。

(2) 研究内容 Ⅰ、ⅡはそれぞれⅠ類、Ⅱ類を示す。

区分	内容
イノベーション・ハイスクール	【リベラルアーツの推進・探究】 Ⅰ 文系・理系のバランスのよい学びの研究 Ⅱ 生徒が設定したオリジナルな探究活動を支援するカリキュラム研究 Ⅱ 医療人材育成に向けたカリキュラム研究
アカデミック・ハイスクール	【研究機関連携による社会課題探究】 Ⅰ SDGsをはじめとする、学際的・領域横断的な分野の探究 Ⅱ 演劇分野やスポーツ分野のカリキュラム研究 Ⅱ 海外の教育機関や企業等と連携したカリキュラム研究
グローバル・ハイスクール	【地域協働による地域課題探究】 Ⅰ 自治体や地元企業との連携・探究 Ⅱ 地域連携による科目設定、カリキュラム研究 Ⅱ 地域企業での就業体験による単位認定の研究
フューチャー・ハイスクール ※小規模校における取組	【地域に開かれた学校づくり探究】 Ⅰ 地域人材や民間活力を取り入れた学校運営の研究 Ⅰ 生徒による地域活性化、大学と連携した地域課題の解決の研究 Ⅱ 本校分校間、若しくは複数の学校が連携した遠隔授業の研究

3 実施校

	学校名	取組テーマ	
イノベーション	「文系・理系科目をバランスよく学ぶリベラルアーツの推進」 I 類 3 校、II 類 4 校		
	I	清水東	普通科・理数科の相互作用による文理の枠にとらわれない探究活動の研究
		藤枝東	文理融合カリキュラム・文理選択時期の研究
		浜松西	STEAM教育を軸とした文理の枠を超えたカリキュラムの研究
	II	沼津西・沼津城北	生徒が設定したオリジナルな探究活動を支援するカリキュラム研究
沼津東、静岡、浜松北		医療人材育成に向けたカリキュラム研究	
アカデミック	「SDGsをはじめとする学際的・領域横断的な新たな社会課題を探究」 I 類 6 校、II 類 3 校		
	I	富士東	県内大学との連携・協働を取り入れた探究学習を核としたカリキュラムの研究
		静岡東	「探究学習ネットワーク」との連携を軸とした SDGs に関する探究活動の研究
		焼津中央	高大連携を主とした既存事業の体系化と新たな教育プログラムの研究
		掛川西	大学等専門機関と連携した系統的な社会課題解決学習の実践及びカリキュラム研究
		浜松南	コンソーシアム(大学・地元企業・市)と連携した授業改善と学校設定科目の研究
		浜松湖南	英語科レガシーの横展開と大学等と連携した開かれた教育課程の研究
	II	清水南	SPAC と連携した演劇科設置に向けたカリキュラム研究
		静岡西	大学の先端設備を活用したスポーツ分野のカリキュラム研究
三島北		海外の教育機関や企業等と連携したカリキュラム研究及び実践	
グローバル	「地域と協働し、地域社会の課題解決に向けて探究的学びを推進」 I 類 7 校、II 類 4 校		
	I	吉原	国際科や地域と連携した「住み続けられるまちづくり」を考える課題解決学習の研究
		富士宮北	地域資源（世界文化遺産・富士山）を活かした探究学習の研究
		富士宮西	地元自治体との連携と「富士宮市総合計画」に基づく地域課題をテーマとした総合探究の発展・研究
		清水西	地域福祉・医療系分野との連携を主とした地域課題解決学習の研究
		磐田北	市・大学・高校が連携した体験活動を核とした教育課程の研究
		浜北西	コミュニティ・スクールの活用を軸とした地域課題解決学習の研究
	II	湖西	産官学と連携した「湖西学」と各教科の繋がりを実現する指導計画の研究
		池新田・横須賀	地域の企業と連携した先端施設の活用及び就業体験の実施等の授業の充実と単位認定の研究
熱海、榛原		地域と連携した学校設定科目の研究	
フューチャー	「中山間地域等の小規模校において、先端技術の活用や地域資源等の学校運営への参加を積極的に促進」 I 類 3 校、II 類 3 校		
	I	南伊豆分校	町と連携したカリキュラムマネジメントの実施による賀茂地区の人材育成の研究
		稲取	多様な学びや自己実現ができる学校となるための ICT 技術の活用研究
		相良	地域人材を活用した地域活動の円滑な運営と探究型学習の深化の研究
	II	土肥分校、佐久間分校	中山間地域における ICT 技術や地域資源等を活用した多様な学習機会の提供の研究
春野校舎		中山間地域の学校が連携した地域活性化の取組及び先端技術を活用した生徒の多様な学びの機会の保障の研究	

※イノベーション II 類の沼津西、沼津城北、グローバル II 類の池新田、横須賀はそれぞれ共同研究

中山間地等の小規模校への支援

(高校教育課)

1 趣旨

過疎地域等の学校においては、学校の小規模化が進み、人的・設備的に不足し、多様な学びに応えることができず、学校の魅力も低下することから、生徒の流出が進む傾向にある。

今年1月の中教審の答申では、『「中山間地に立地する学校における教育資源の活用・共有」として、ICT 技術など様々な教育資源を活用して、小規模校単独ではなし得ない教育活動を行うこと、が求められている』など、過疎地域などの小規模校が、学校を社会に開き、多様な社会資源を活用しながら多様で個別的な学習ニーズに応えることの必要性が示されている。

本県では、令和3年度からオンリーワン・ハイスクール事業の区分の一つとして「フューチャー・ハイスクール」を設定し、通学可能な学校が限られている地域(中山間地域、過疎地域、へき地等)等の小規模校において、先端技術や地域人材、民間活力を積極的に学校運営に取り入れ、生徒の多様な学びのニーズに応え、地域で育ち、将来地域の中心となる人材を育成することを研究する。

2 対象校

「中山間地域等の小規模校において、先端技術の活用や地域資源等の学校運営への参加を積極的に促進」 I 類 3 校、II 類 3 校			
フューチャー	I	下田 南伊豆分校	町と連携したカリキュラムマネジメントの実施による賀茂地区の人材育成の研究 928,987 円
		稲取	多様な学びや自己実現ができる学校となるための ICT 技術の活用研究 915,000 円
		相良	地域人材を活用した地域活動の円滑な運営と探究型学習の深化の研究 952,000 円
	II	伊豆総合 土肥分校、 浜松湖北 佐久間分校	中山間地域における ICT 技術や地域資源を活用した多様な学習機会の提供の研究 2,359,543 円 2,217,000 円
		天竜 春野校舎	中山間地域の学校が連携した地域活性化の取組及び先端技術を活用した生徒の多様な学びの機会の保障の研究 2,175,600 円

3 具体的な取組の例

南伊豆分校	町が連携する民間のキャリアコンサルタントを活用したインターンシップの実施
稲取	一人一台端末を整備し、学習支援アプリを利用して個の課題に応じた自主学習や学力の定着を図る(クラウドサービスを課題提出や小テストに活用)
相良	地元の企業・商店街の職場見学の実施により、地域で働くことの意義、企業が地域に与える影響や役割を学ぶ
土肥分校	<ul style="list-style-type: none"> 単位認定を伴う遠隔授業の実施 地域人材(地域出身の精神保健師、元教育委員)を活用した特別な支援を要する生徒への学習支援、生活指導、教員の負担軽減
佐久間分校	<ul style="list-style-type: none"> 単位認定を伴う遠隔授業の実施 本校分校連携による商品開発と地域貢献活動の実施(湖北 MAGIC の共同実施) 進学指導や補講を本校分校が共同して実施
春野校舎	<ul style="list-style-type: none"> 本校分校が連携して地域振興のための若者会議を開催 総合的な探究の時間において地域の幅広い年代の方の協力を得て、春野町の歴史的な背景を探り、文化・産業を理解する。

中山間地域の小規模校における遠隔教育の推進

(高校教育課)

1 要旨

中山間地域における小規模校の教育の質の確保に向けて、平成 28 年度より調査・研究を進めてきた「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」で得た成果と課題を引継ぎ、新たに「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」の委託を受けて、単位認定を伴う遠隔授業の実施に向けた調査・研究を進める。さらに、大学や企業等と接続した遠隔授業についても研究を行い、その手法を他の中山間地域の小規模校へ普及し、魅力化を図る。

令和元年度で委託事業は終了したため、令和 2 年度については県教育委員会単独で調査研究を行った。

これらを踏まえ、令和 3 年度より、本校一分校間における「教科・科目充実型」遠隔授業については、その教育的効果が対面授業に相当すると認められる場合、36 単位を超えない範囲で単位の修得を認めることとした。

2 内容

- (1) 遠隔授業における授業力を向上させるとともに、単位認定を伴う遠隔授業の本格実施のための、条件整備や運用方法を検討する。
- (2) Skype 等の Web 会議システムを用いて、大学や企業等と接続した遠隔教育を実施し、その方法や効果について検討する。

3 令和 2 年度の取組

これまでの継続課題の研究や、本格実施に向けた条件整備や運用方法の検討を通じて、より実践的な研究を進め、令和 3 年度からの単位認定を伴う遠隔授業の実施を目指した。

- 実施科目の検討
- 知見・技術の普及
- 「遠隔教育による単位認定の運用指針」策定（令和 3 年 1 月 22 日に通知）
- 「遠隔教育の手引き」作成（令和 3 年 3 月完成、県立高等学校に配布）

(調査研究校における令和 2 年度遠隔授業実施実績)

学校名	実施教科	回数
伊豆総合・土肥	数学（数学Ⅱ、数学A、数学活用数学Ⅲ） *数学Ⅱ、数学Aについては単位認定を先行実施	92 回
浜松湖北・佐久間	理科（化学基礎演習）、数学（数学B）	31 回
川根・総合教育センター	理科（化学基礎演習）、地歴（世界史A） 総合的な探究の時間	38 回

4 令和 3 年度の取組

- オンリーワン・ハイスクールによる具現化のための研究

「新時代を拓く高校教育推進事業」の中で、「フューチャー・ハイスクール」の取組の一つとして浜松湖北高等学校佐久間分校、伊豆総合高等学校土肥分校を指定し、単位認定を伴う遠隔授業の活用、学びの機会を保障する遠隔授業の活用について研究を進めた。

5 令和 4 年度の取組

引き続きオンリーワン・ハイスクールによる遠隔授業の活用について研究を継続する。

(参考：委託事業「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」について)

- ・ 調査研究期間
平成30年度から令和元年度までの2年間（年度更新）
- ・ 事業費（全額国庫委託金） 単位：千円

R1実績額	H30実績額	H29実績額	H28実績額
2,446千円	3,116	2,726	4,894

- ・ 調査研究校

単位認定を伴う遠隔授業の研究	大学・企業等との遠隔授業の研究
伊豆総合高等学校、土肥分校 浜松湖北高等学校、佐久間分校 川根高等学校	川根高等学校

- ・ 令和元年度取組実績

(1) 実施内容

- ア 遠隔授業における指導方法の向上
- イ 単位認定方法の研究
- ウ 本格実施する教科・科目の検討
- エ 大学や企業等の連携先との継続的な遠隔授業の実施、効果の検証
- オ 遠隔教育フォーラムの開催

(2) 成果

機材の配置や活用方法が昨年度より洗練された。授業支援アプリケーションの活用によって、生徒の詳細な学習状況の把握が可能となり、遠隔授業の質が向上し、「教科・科目充実型遠隔授業」の実施が可能なレベルとなった。

- ・ 平成30年度取組実績

(1) 実施内容

- ア 単位認定を伴う遠隔授業の研究
- イ 大学・企業等との遠隔授業の研究
- ウ ICT支援員の活用
- エ 遠隔教育サミットの開催

(2) 成果

遠隔授業実践の機器や授業スキルについて、課題の整理が進んだ。

県立伊豆総合高等学校土肥分校の魅力化

(高校教育課)

1 概要

県立土肥高等学校においては、所在地域の中学校卒業生数の減少を受けて、当該地域の生徒の教育を受ける機会を保障しつつ、平成 29 年度に分校化を実施した。

対 象 校	県立土肥高等学校（普通科）
本 校	県立伊豆総合高等学校（工業科、総合学科） ・同一市内(伊豆市)の高校であること。 ・土肥高校は商業科を併置しており、伊豆総合高校の総合学科（商業系列）と教育内容の連携が可能である。

その後、平成 30 年度の入学者数が 6 名となり、静岡県立高等学校第三次長期計画に掲げる募集停止の基準人数(15 名)を下回ったことから、地域の連携の下、伊豆総合高等学校土肥分校の魅力化を一層推進するため、土肥分校魅力化推進協議会を設置し、平成 30 年 10 月に第 1 回協議会を開催した。

2 協議会構成員

- ・静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校 校長、副校長、教頭、事務長、後援会会長、後援会副会長
- ・伊豆市立土肥小中一貫校 校長
- ・伊豆市教育委員会 教育部長、学校教育課長
- ・静岡県教育委員会高校教育課 学校づくり推進班長、学校づくり推進班主幹

3 協議題及び開催スケジュール

	開催時期	協議題
第 1 回	平成30年10月	○ 土肥分校の取組について、土肥分校の更なる魅力化について 等
第 2 回	平成30年11月	○ 第 1 回の内容を踏まえた土肥分校の取組(計画)について ○ 土肥分校へのサポートについて 等
第 3 回	令和元年 5 月	○ 入学者選抜の結果について、今後の対応について 等
第 4 回	令和元年10月	○ 地域及び行政が一体となった今後の取組について
第 5 回	令和 2 年 6 月	○ 下宿の公募について
第 6 回	令和 2 年 7 月	○ 下宿運営協議会の設置について
第 7 回	令和 3 年 6 月	○ 下宿整備の成果について ○ 県外募集の事例共有
第 8 回	令和 3 年 8 月	○ 県外募集を実施するための地域の取組について
第 9 回	令和 3 年 12 月	○ 県外募集のための取組のまとめと県への要望について

4 今年度の取組

- ・土肥地区外等広範囲からの生徒受入の推進（通学補助、下宿等の整備）
- ・e スポーツ部、ソフトテニス女子の裁量枠など特色ある活動の実施
- ・特色ある普通科教育の研究（観光、演劇、遠隔授業関係）
- ・オンラインワン・ハイスクールによる地域資源の活用による学びの充実

5 県外募集開始の要望

魅力化推進協議会において継続して検討してきた県外募集について、地域・伊豆市・学校の連携で県外募集を行う体制が整ったため、令和 4 年 1 月 7 日に魅力化推進協議会から県教育委員会に対し、県外募集実施の要望が提出された。

令和 4 年 1 月 13 日の教育委員会定例会において、令和 5 年度からの県外募集開始に向けて準備を進めることが報告された。

令和 4 年度当初より、地域みらい留学を活用した広報や伊豆市と連携した滞在型の体験入学の実施など、広く募集活動を開始する。

【地域における受入体制】

《地域住民》

- ・地域のペンションや旅館を活用した下宿の確保
- ・土肥留学生の生活をサポートするために「土肥分校サポーターズ」を発足（生活支援、地域資源を生かした体験プログラム、学習支援、地域行事参加のサポート）

《伊豆市》

- ・土肥留学生の家賃補助などの支援
- ・地域みらい留学(内閣府)を活用した広報の実施

《学校》

- ・オンリーワン・ハイスクール等を活用した土肥ならではの魅力ある学びの充実（遠隔授業の充実やマリンスポーツの実施）

《参考 今後の生徒数の推移》

	令和4年度学年→	高3	高2	高1	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3
所在地域中卒者数及び 当該高校入学者の状況	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
旧土肥町のみ	20	18	12	15	11	23	10	10	11	12	9
募集定員	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
入学者数	21	7	16	22							
定員との差	▲ 14	▲ 28	▲ 19	▲ 13							

地域と連携した高等学校教育の在り方(概要)

令和4年2月14日

才徳兼備の人づくり小委員会

I 高等学校における地域と連携した取組の進め方等

1 地域と連携した取組の進め方等

(1) 地域と連携した取組を必要とする背景

- 地域とは高校周辺の物理的空間に限らず実社会を含む概念
- 地域と連携した多様でリアルな学びを通して持続可能な社会の創り手の育成を推進
- 地域社会も教育に関わり、生徒一人ひとりの特性等に応じた多様性への対応が必要
- 地方創生や持続可能な地域づくりにおいて、高校の果たす役割への期待は増大

(2) 地域と連携した取組による成果

- 生徒の意識に変化をもたらし、将来的に社会で必要となるスキルの習得機会になる
- 生徒は地域の人々とのつながりを通して自己肯定感を高めている
- 教職員間の協働関係強化等の効果、教員の意識や授業方法の変化等をもたらす
- 地域の魅力や課題を知る機会となり、地域を担う人材の育成に寄与

(3) 地域と連携した取組を進める上での課題

- 前提として、各高校にとっての「地域」について共通認識を持つことが必要
- 属人的な取組や一過性の盛り上げで終わらせないためには一般職員の意識改革が課題
- 多忙な教職員が新しいことに取り組むには業務のスリム化による時間捻出が必要
- 各校で活動するコーディネーターを育成する仕組みや処遇の在り方が課題

2 地域と連携した取組の拡大方策

(1) 取組拡大のための基本的な視点

- 地域連携や「総合的な探究の時間」の取組が求められている一方、学校組織全体での取組等が不十分なケースもあり、教職員の不安や負担に対するフォローが必要
- 新たな取組への前提として、業務のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、「学校の働き方改革」の一層の推進、教職員の意識改革のための環境構築が必要

(2) 取組拡大のために必要な方策

ア 高等学校と地域社会のプラットフォームづくり

- 地域の多様な人材の確保・配置、学校に関わる多様な組織・団体や産学官の関係機関との連携を行うプラットフォーム（基盤）づくりを進めることが不可欠
- 地域連携を進める先進校では、コンソーシアム（共同体）の構築が有効に機能
- コンソーシアムの意思決定や予算権限等の体制の在り方は更に検討が必要

イ 地域連携人材の戦略的な確保・育成

- 地域連携を進める先進校では、管理職のリーダーシップによる主導、中核となる教員による先導、一般教員への伝導のプロセスにより学校組織全体での取組に発展
- 地域連携に関わる人材を①中核教員、②一般教員、③外部コーディネーターの3層のターゲットに分け、戦略的に取組を立案・実行していくことが必要

ウ 先進事例に関する積極的な情報発信による水平展開

- 地域連携事例を積極的に発信し、教員や生徒、保護者に浸透させることが必要
- 高校の魅力化・特色化を高校生自らが中学生に発信する機会を設けることが必要

3 地域と連携した取組の具体的展開

(1) 魅力ある高等学校教育のためのオンラインプラットフォームの設置

- 地域連携に取り組む中核的な教員がいる一方、ノウハウ共有化のための全県規模の仕組みがなく、各学校の地域と連携した取組に格差が生まれることが懸念
- 県全域の探究学習と地場教育の質を高めるためオンラインプラットフォームを構築
 - ・コアなメンバーの想いや情報が熱伝導で広がっていくイメージが基本コンセプト
 - ・探究授業のアーカイブ化、ノウハウ共有、講師手配等の5つの特徴を持つ仕組み
 - ・会員制の仕組みで、教員の負担軽減を図るための各種フォーマットが入手可能
- オンラインプラットフォームの構築は、学校現場の教員の思いを汲んだ仕組みとしていくため、段階的に推進
 - ・地域と連携し先進的に探究活動に取り組む高校の事例を県全域で共有する機会として「(仮称) 探究シンポジウム」を開催（教員によるワーキングチームで企画）
 - ・オンラインプラットフォームのシステム構築に向けては、引き続きワーキングチームで検討し、学校現場の教員の意見を反映した使い易い仕組みを設計



(2) 「コーディネーター専門人財」の育成・配置・ネットワーク化

- 地域と学校を熟知した「コーディネーター専門人財」によるコーディネーター機能が地域資源や地域の特色を生かした探究学習等の教育活動の鍵
- 「コーディネーター専門人財」の役割は、外部人材との連絡調整、キャリア教育プログラムの編成・調整、イベントの推進・補助、授業の実施・補助、学校間連携・ネットワークの組織化、学校で活用可能な外部の教育資源の開拓・導入等
- 養成方法は、「資格・認定証型」と「ネットワーク型」の2種類
- キャリアイメージは、教員の退職後のセカンドキャリアとして位置付ける場合等ライフステージに応じた多様な形態を想定
- 「コーディネーター専門人財」の確保・育成とともに、安心して働ける雇用条件・給与条件を担保した制度整備が必要
- 中核となる「コーディネーター専門人財事務局」を設置し、ノウハウの蓄積・提供、コーディネーターに関する情報提供等を行っていくことが必要

Ⅱ 人口減少を見据えた魅力ある高等学校教育の在り方

1 本県における人口減少の現状と課題

(1) 本県における人口減少の現状

- 本県では、人口減少が加速し、ピーク時に比べて19万人程度減少
- 出生数は、2003年の34,601人が2020年には22,497人に減少し、更に減少の見込み
- 中学校卒業生数は、2020年3月の33,396人が2029年3月には3万人を下回るとともに、その後も減少を続け、2035年には現在から1万人程度減少する見込み

(2) 人口減少に伴う本県の高等学校教育における課題

- 人口減少地域では、地域コミュニティの衰退とともに、家庭や地域における教育機能の弱体化が懸念され、学校の小規模化にも拍車がかかり、更に厳しい状況が想定
- 生徒数減少による高校の小規模化に伴い、公立高校の教員定数減により、生徒の学習ニーズに対応した科目開設・習熟度別教科指導や部活動の生徒・指導者の確保が困難になるなど、教育の質が維持できなくなる状況が懸念
- 高校の定員割れは全国的に広がっている状況であり、公立高校といえども魅力化・特色化なくして生き残りが難しい時代に突入
- 令和2年4月からの私立高校授業料実質無償化に伴い、保護者や中学生が学びたい高校を自ら冷静に選ぶ時代が到来し、公私が共に教育の質を高め合うことが不可欠
- 生活不便を来す「衰退」と心理的な「衰退感」を別問題として捉えることが必要
- それぞれの高校の教育ビジョンの目標に基づき、優先順位を定めた上で地域の持つ特性を選択し、戦略的に学校に取り入れていく方向性が重要

2 前提として考慮すべき視点

(1) 人口減少社会への対応戦略

- 人口減少が避けられない中では、人口減少を前提とした上で、教育の質の維持・向上を図るための新たな戦略を構築していくことが必要
- 人口減少に抗う「人口減少に対抗する魅力化戦略」、人口減少の中で生き方を考える「人口減少下の生き残り戦略」のいずれとするか戦略の軸を定めることが重要

(2) ピンチをチャンスへ変える発想への転換

- 人口減少により生じるマイナス要因をいかに最小に抑え、限りある人的資源や物的資源をいかに効率的に活用するかがポイント
- 熱海高校や榛原高校の地域連携の取組は、人口減少による地域の危機が契機となり、地域課題を自分事として捉え課題解決を行う探究的な学びの充実につながっている
- 地域連携の先駆的取組は、人口減少というピンチをチャンスに変える発想の転換によるものであり、生徒は地域課題に取り組む大人との関わりを通して、「衰退感」による負のイメージを教育の力によって希望のあるものに転換することに成功
- 本県を魅力ある「教育県」として移住・定住人口を拡大していく方向性も必要

(3) 地域における学びのセーフティネットとしての高等学校の役割

- 生徒数の量的側面に焦点化した高校再編等が行われてきたが、人口減少に加え、教育格差等の諸課題がある中、地域の学びのセーフティネットとしての質的側面も重要
- 高校は社会とつながる最後の砦であり、入学後の学習内容とのミスマッチによる中途退学や家庭・社会環境により多様化する生徒の実態に即した学びのセーフティネットの充実も併せて考えていくべき

3 魅力ある高等学校教育の方向性

(1) 人口減少に応じた高等学校教育改革

- 生徒数等を主要なバロメーターとした学校再編が中心だったが、様々な選択肢の中から既存の枠組みを超えた新たな高校教育システムの在り方を構想していくことが必要
- 高校は地域コミュニティの核として、地域振興やまちづくりと密接不可分であり、地域と一体となった「地域とともにある学校づくり」が必要

(2) 地域の核としての高等学校

ア 高等学校における地域概念

- 高校の「地域」の定義が一様でないことを前提とし、各校のグランドデザイン等により固有の地域コミュニティを定義することが必要
- 地縁を基盤とした「ローカル・コミュニティ」だけでなく、教育や地域発展への関心を媒介としてつながる「テーマ・コミュニティ」として地域を捉えることが必要

イ 地域の課題解決の学びを通じた高等学校の魅力化

- 地域の課題を教育資源とし、高校生が地域と一緒に課題解決に取り組む探究的な学びを提供することで学校の魅力化・特色化につなげる高校教育改革が全国的に展開
- 地域資源を生かした魅力や特色のあるカリキュラム開発を進めていくことが必要

ウ 地域のニーズや実情に応じた多様性のある高等学校教育の在り方

- 教育の特色や地域実態による多様な高校の選択肢や通学可能な範囲の高校を望む県民ニーズを踏まえた学校経営が必要

エ コミュニティ・スクールの活用

- コミュニティ・スクールによる地域と学校の密接な協働関係の構築は、本県独自の強みや高校の魅力を生み出す起爆剤となり、設置拡大と内容充実が望まれる

オ 学校施設の複合化

- 人口減少地域では、公共施設の統廃合が進む中、学校に生涯学習施設や福祉施設等を複合化し、高校を地域コミュニティの中心に位置付けことも検討の余地がある
- 学校施設の複合化は、ハード面の効果だけでなく、高校生と地域住民の日常的な交流が可能となり、地域における新たな学びを創出するソフト面での効果も期待

(3) ICTを活用した新たな展開

ア ICTが切り拓く教育DXとその未来

- 教育DXが切り拓く教育の未来は教育の変革であり、これまでの教育の枠組みを考え直さなければならない局面にあり、ICTはその有効なツール

イ ICTを活用した教育の質の維持・向上

- 地理的要因で通学困難な生徒への学びの保障として、ICTを活用した遠隔教育は有効
- 遠隔授業配信センターを開設し、複数の高校への授業配信を行うことで小規模校への多様な学びを提供する仕組みを整えた自治体も存在
- 本県ではICTを活用した学校間連携の実施はなく、これまでの本校・分校間の遠隔教育の研究蓄積を応用し、学校間連携による遠隔教育の可能性も検討することが必要
- メリット・デメリットを踏まえて遠隔教育を新たな学校間連携の形として進め、教育の質の維持・向上を図ることが必要

ウ ICTの活用による教育の可能性の広がり

- 地理的制約を超えることのできるICTは、その限界や課題も見据えつつ、教育の質の維持・向上に向け、様々な場面で活用し、教育の可能性を広げていくことが望まれる

生涯学習講座・イベント等の情報提供

(社会教育課、総合教育センター)

1 目的

I C Tを活用し、県民の「いつでも」「誰でも」「どこでも」生涯にわたって学び続ける意欲を高めるため、行政機関・N P O・企業・大学等との連携により、生涯学習講座・イベント等の情報を収集し、一元的に提供する。同時に、生涯学習関係機関に情報発信及び共有の場を提供することにより、機関の活動を支援し、生涯学習社会の構築を推進する。

2 概要

- (1) システム名称 「静岡県生涯学習情報発信システム」 (通称「まなぼっと」)
- (2) U R L <https://www.manabi.pref.shizuoka.jp>
- (3) 運用開始 平成26年10月1日から
- (4) 機能
 - ア 県・市町行政機関や民間団体等が実施する生涯学習情報をデータベース化
 - イ 情報登録機関は講座の様子や活動の報告と、相互の意見交換が可能
 - ウ 一定の要件を満たす講座について、受講者に授業外ポイント(ゆうゆうポイントラリー) やしずおか県民カレッジ単位と称号を付与
- (5) 所 管 課 社会教育課
- (6) 事 務 局 静岡県総合教育センター 総務企画・I C T推進課 生涯学習推進班
- (7) 開発業者 株式会社 浜名湖国際頭脳センター
- (8) 費 用 開発費 5,184千円
年間維持費 当初5年間660千円、R 3維持費886千円

3 令和4年度計画(当初予算額973千円)

- (1) 県民に行政機関や民間団体等が実施する生涯学習情報を提供する。
- (2) 生涯学習関係機関が実施する講座の様子や活動を報告する。
- (3) 受講者に授業外ポイントやしずおか県民カレッジ単位と称号を付与する。

4 令和3年度実績(予算額964千円)

- (1) 県民に行政機関や民間団体等が実施する生涯学習情報を提供する。
- (2) 生涯学習関係機関が実施する講座の様子や活動を報告する。
- (3) 受講者に授業外ポイントやしずおか県民カレッジ単位と称号を付与する。

5 発信及び利用の状況

(令和4年3月31日現在)

	登録団体数	情報発信総数	アクセス数	ユーザー数	ページビュー数
平成29年度	793	6,667	20,568	15,356	98,390
平成30年度	916	7,175	16,113	12,267	87,670
令和元年度	927	7,680	16,834	12,677	87,069
令和2年度	952	8,721	21,304	16,355	123,931
令和3年度	565	25,827	30,027	23,210	144,342

※情報発信総数：リンク先も含め、システムを通して発信される学習情報の総数。

※ア ク セ ス 数：ページを見ている数。「セッション数」サイトへの流入から離脱までの一連の行動。サイトへの訪問数を把握できる。と同様の者である。

※ユ ー ザ ー 数：サイトへ訪問した人数から重複を除いた人数。

※ページビュー数：閲覧されたページ数。同じページが繰り返し表示された場合も集計される。

しずおか県民カレッジの開設

(社会教育課、総合教育センター)

1 目的

多様化・高度化した成人の学習意欲に応える学習情報を提供し、生涯にわたり学び続ける人を支援するとともに、学んだ成果が社会全体で認められ、成果を活かした社会活動参加が可能となる生涯学習社会の構築を目指す。

2 令和4年度事業計画

- (1) 市町、大学、高等学校、民間教育事業者等と連携し、講座の充実を図る。
- (2) 「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」によって学習情報を提供する。
- (3) 主体的な学びを促進するため、連携講座受講者で希望する者をしずおか県民カレッジ受講生とし、単位を付与する。さらに、一定の単位認定者に対して、称号を付与する。

3 事業実績

(1) 連携講座の充実

市町、大学、高等学校、民間教育事業者等と連携して、「静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）」によって、学習情報を提供する。

ア 連携講座の基準

原則として、1時間以上の講座とする。

イ 連携機関数・連携講座数

(令和4年3月31日現在)

機 関	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	機関	講座	機関	講座	機関	講座	機関	講座	機関	講座
県・県教委	2	2	3	5	10	11	1	1	2	6
外 郭 団 体	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0
大 学	5	16	7	18	5	18	4	20	5	20
高 等 学 校	1	7	1	16	1	7	0	0	0	0
市町・市町教委	23	397	22	482	22	466	17	416	15	605
民間教育事業者	6	5,698	4	6,173	4	6,652	4	7,350	4	23,376
そ の 他	2	21	2	23	4	29	1	4	2	6
計	40	6,150	39	6,717	46	7,183	27	7,791	28	24,013

(2) 主体的な学びの促進

ア しずおか県民カレッジ

連携講座を受講し、本人の希望があれば、県民カレッジ受講生となる。

イ 単位の認定と称号の付与

(ア) 原則として1時間を1単位とし、所定の単位数を修得した学習者のうち、希望する者にはその学習実績に応じて次の称号を付与する。

単位数	100	300	500	1,000
称号名	ふるさと学士	ふるさと修士	ふるさと博士	ふるさと名誉博士

(イ) 称号授与者数の推移（下段の数字は、65歳以上の人数（内数））

（令和4年3月31日現在）

称号名	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H8年度からの累計数
ふるさと学士	11	7	9	9	27	1,780
	(11)	(5)	(8)	(8)	(26)	(1,508)
ふるさと修士	7	5	6	4	6	440
	(6)	(5)	(5)	(3)	(5)	(332)
ふるさと博士	11	4	2	5	2	294
	(9)	(3)	(1)	(5)	(2)	(237)
ふるさと名誉博士	0	2	4	1	1	37
	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(30)
計	29	18	21	19	36	2,551
	(26)	(15)	(15)	(16)	(33)	(2,107)

リカレント教育の推進

(大学課)

1 目的

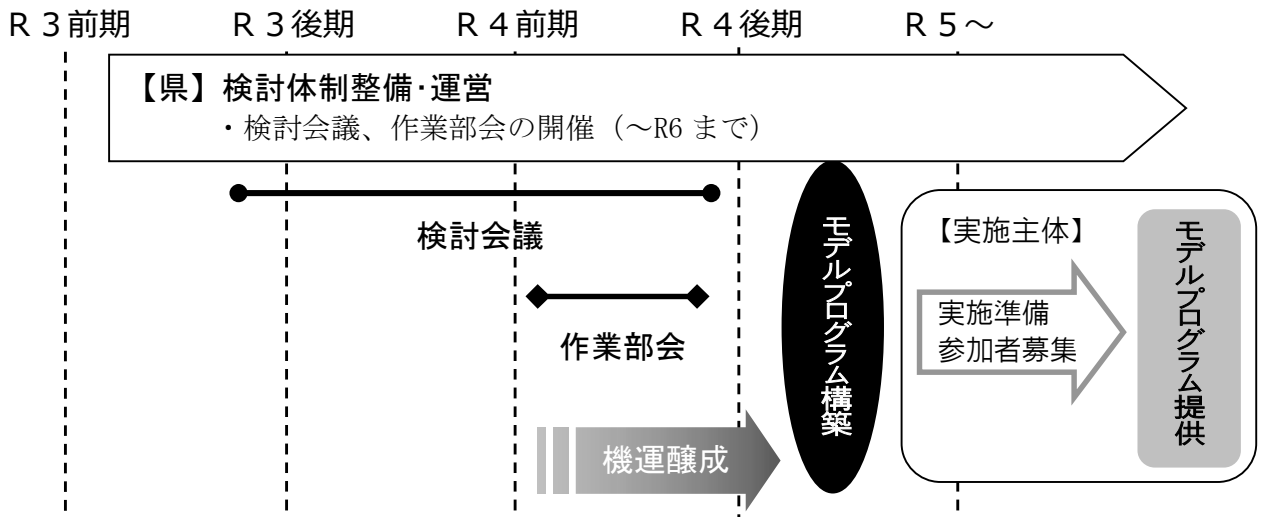
生産年齢人口の減少が加速する一方、近年急速に進展する技術革新等に対応できる人材の獲得、育成が求められている。また、Society5.0の到来や終身雇用制度の変化も見据え、社会人を対象とした学び直し、スキルアップを図る仕組みを整備するため、産学官による静岡県リカレント教育検討会議を設置し、本県におけるリカレント教育の推進を図る。

2 令和4年度事業計画

(1) 概要

区分	R4当初	内容
検討会議の設置・検討	1,200	産業界、大学、県による検討会議の開催（年3回程度） ○構成<産業界>経済4団体の専務理事 4名 <大学>県内大学理事・教員等 4名 (公社)大学コンソーシアム 1名 <行政>静岡県副知事 1名 ○検討事項 ・実施主体の検討 ・普及のための環境整備 ・モデルプログラムの承認 等
プログラム構築	1,000	作業部会の開催（6回程度） ○構成<産業界>経済4団体が推薦する企業担当者2名 <大学>県内大学教員、産学連携担当者 3名 ○検討事項 ・モデルプログラム骨子案の検討 等
理解促進	300	キックオフセミナーの開催
合計	2,500	

(2) スケジュール（案）



3 令和3年度事業実績

(単位:千円)

区 分	R3当初	内 容
検討会議の 設置・検討	1,200	産業界、大学、県による検討会議の開催（年3回） ○構成<産業界>経済4団体の専務理事 4名 <大 学>県内大学理事・教員等 4名 (公社)大学コンソーシアム 1名 <行 政>静岡県副知事 1名 ○検討事項 ・本県の産業人材に求められる知識、スキル ・本県が推進するリカレント教育の方向性 等
合 計	1,200	

<参考：検討会議委員>

(任期：令和3年8月26日～令和5年3月31日)

産 業 界	秋山 辰巳	一般社団法人静岡県経営者協会専務理事
	中村 泰昌	一般社団法人静岡県商工会議所連合会専務理事
	窪田 賢一	静岡県商工会連合会専務理事
	田中 秀幸	静岡県中小企業団体中央会専務理事
大 学 等	塩尻 信義	静岡大学理事（教育・付属学園担当）／副学長
	岩崎 邦彦	静岡県立大学経営情報学部教授／学長補佐
	牧野 好洋	静岡産業大学経営学部教授
	石井 潔	放送大学静岡学習センター所長
	山本 知成	公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム事務局長
県	出野 勉（座長）	静岡県副知事

県内大学における社会人向け公開講座等の開催

(大学課)

1 静岡県立大学

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
公開講座の開催	延べ開催回数	33回	21回	32回	
	会場数	6会場	オンライン講座 (ビデオオンデマンド形式)	オンライン講座 (ビデオオンデマンド形式) 対面2会場	
	参加人数	1,971人	2,986人	4,705人	
地域経営研究センター 社会人学習講座等	社会人学習講座	講座数	18講座	25講座	27講座
		参加者数	296人	445人	378人
		満足度	93%	91%	96%
	ビジネスセミナー	開催回数	1回	1回	1回
		参加者数	84人	199人	132人
科目等履修生、 社会人聴講生の受入れ	科目等履修生		4人	3人	0人
	社会人聴講生	大学	177人	コロナ禍により受入中止	コロナ禍により受入中止
		短大部	4人		

※令和3年度の公開講座等のテーマ例

公開講座テーマ	
	薬学の魅力
	SDGsから私たちの役割を考える
	食品栄養科学が支える健康長寿
	リスク社会と私たちー危機の時代をどう生きるか
地域経営研究センター社会人学習講座テーマ	
	新しい経済学で社会課題を解決する ～ナッジ (Nudge) を活かし行動変容を促す施策・戦略の事例～
	2040年にむけた共生社会における医療・介護人材の課題
	ウェブブラウザではじめる心理実験
	パズルで学ぶ近現代数学入門 2021
	英語で学ぶ農村観光 Learning English through Rural Tourism
	ニューノーマル時代の観光地経営 静岡県の観光地はニューノーマル時代にどう向き合うか
	人口減少・ウィズ/アフターコロナ時代のSDGs
	市に必要な人口は何人？
	職場の経営学①個人と組織の関係 個人のモチベーションと組織 職場の経営学②職場マネジメント 多様性の高まる職場の管理 職場の経営学③環境と組織 「社会の変化とどう向き合うのか」
	コロナ禍の子どもと遊び支援の方法を学ぶ

2 静岡文化芸術大学

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
公開講座の開催	延べ開催回数	5回	7回	3回
	会場数	5会場	オンライン講座 (ビデオオンデマンド形式)	オンライン講座 (ビデオオンデマンド形式) 対面2会場
	参加人数	505人	650人	451人
新 能	開催回数	2回	コロナ禍により	コロナ禍により
	参加人数	480人	中止	中止
文化・芸術 セミナー	開催回数	4回	コロナ禍により	1回
	参加人数	779人	中止	124人
イベント・ シンポジウム	開催回数	30回	6回	7回
	参加人数	2,760人	3,402人	1,819人
公開工房	開催回数	5回	コロナ禍により	コロナ禍により
	参加人数	33人	中止	中止
科目等履修生、 社会人聴講生 の受入れ	科目等履修生	0人	1人	0人
	社会人聴講生	161人	コロナ禍に より受入中止	コロナ禍に より受入中止

※令和3年度の公開講座等のテーマ例

公開講座テーマ	
	匠とデザイン①
	匠とデザイン②
	シンポジウム「ミュージアムは誰とつながるのか」
イベント・シンポジウムテーマ	
	第7回産学協同国際デザインワークショップ
	「ポスターに見る20世紀1945－1990」展示イベント
	まちむらりレーション市民交流会議2022
	メディアデザインウィーク

3 県内大学の状況

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
公開講座	開催回数	315回	328回	174回
	参加人数	17,642人	17,248人	12,748人
シンポジウム	開催回数	96回	100回	51回
	参加人数	15,308人	12,906人	12,205人
科目等履修生、 社会人聴講生 の受入れ	科目等履修生	110人	142人	155人
	社会人聴講生	597人	302人	1人

静岡県立農林環境専門職大学における公開講座の開催

(農業局農業ビジネス課)

1 要 旨

専門職大学は、農林業に関する研修教育機関として意欲ある農林業の担い手を養成するため、農林業者のスキルアップ支援、定年帰農者等への就農支援など、多様な担い手の確保を目的とした公開講座を開講する予定。

2 公開講座の内容（案）

(1) 担い手養成

ビジネス経営体の経営者・従業員や、Uターン就農希望者・定年帰農者など本県農林業を担う担い手に対し、広い視野と高度な専門的技術や経営管理能力等の向上を図るための公開講座を開講する。

ア ファーム・マネジメント講座

対 象	・ 農業経営体の後継者や農業法人の幹部候補者（概ね就農5～10年程度） ・ J A 営農指導員など
受講定員	20 人程度
内 容	今後の農業を担う優れた経営感覚を備えた農業人材の育成のため、農業者が営農活動をしながら、農業経営やマーケティングについて学ぶことができる農業経営塾を開催し、農業経営者のスキルアップを支援する。
開催場所	専門職大学（磐田市）など
開催回数	5 回
受講料	5,000 円
講 師	専門職大学教員

イ アグリ実践講座

対 象	・ 静岡県内で就農（野菜生産）を目指す者 ・ 就業後間もない（3年以内）農業者や農業法人等で生産部門を担当する者（野菜生産）
受講定員	10 人程度
内 容	・ 就農後間もない野菜生産者に対して農業の基礎的知識や基本技術に関する講座・実習を行い資質の向上を図る。 ・ 栽培や生産・流通に関する基礎知識に関する講座を行うとともに、それらの知識を生産面にどのように活用していくかを実習にて指導する。
開催場所	専門職大学（磐田市）
開催回数	7 回
受講料	7,000 円（教材費別）
講 師	専門職大学教員

(2) 職業訓練

農林業経営における新たな事業展開を促進するため、農業者等を対象に、新分野の開拓や、新たな商品開発・販路開拓に必要な基礎知識の習得を図る講座を開催する。

名 称	アグリビジネス講座
対 象	既存市場への浸透、新規市場開拓及び製品開発などを旨す農業者等
受講定員	10人程度
内 容	農林業経営における現在の事業展開の再評価により、取扱製品の価値の最大化を図るため、農業者や生鮮品の流通業者を対象とし、既存取扱製品の既存顧客への浸透を前提に、新規顧客開拓や新たな製品開発等に必要な基礎知識の習得を図ることを目指した講座を開催する。
開催場所	専門職大学（磐田市）
開催回数	講座6回程度
受講料	6,000円
講 師	専門職大学教員（一部外部講師）

3 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、開催方法の見直し（Web開催）や延期、中止等の可能性あり。

静岡社会健康医学大学院大学における公開講座の開催

(健康政策課)

(要旨)

社会健康医学に対する県民の理解を深めるため、次のとおり講演会等を開催した。

(内容)

1 第26回静岡健康・長寿学術フォーラム（学術セッション）

日 時	令和3年11月27日（土） 13:00～14:30
場 所	静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」（静岡市駿河区）
内 容	<p>講演1 「大規模コホート研究から導出された健康・長寿のためのエビデンス」 静岡社会健康医学大学院大学 教授/研究科長 田原康玄氏</p> <p>講演2 「SKDB（静岡縣市町国民健康保険データベース）を用いたレセプト研究の意義と研究成果」 静岡社会健康医学大学院大学 准教授 中谷英仁氏</p> <p>セッション テーマ「ビッグデータ解析がもたらす健康・長寿へのインパクト」 診療情報（レセプト）データや地域住民を対象とした分子レベルでの大規模調査データなど、ビッグデータを用いた研究から導かれた健康・長寿に関する最新の知見を紹介</p> <p>座長 静岡社会健康医学大学院大学 学長 宮地良樹氏 講師 静岡社会健康医学大学院大学 教授/研究科長 田原康玄氏 静岡社会健康医学大学院大学 准教授 中谷英仁氏</p>
参加者数	計300人（会場来場76人、オンライン参加224人）
主 催	静岡健康・長寿学術フォーラム実行委員会（静岡大学、浜松医科大学、静岡県立大学、静岡社会健康医学大学院大学、静岡県）
備 考	・11/26（金）、11/27（土）に開催された、基調鼎談、ポスターセッション、学術セッションⅠ～Ⅲ、県民フォーラム、静岡の未来を拓く「高校生及び大学生の活動報告」を内容とする第26回静岡健康・長寿学術フォーラムの学術セッションⅢを大学院大学が担当。

2 令和3年度健康寿命をのぼそう！講演会

日 時	令和4年2月28日(月)～3月28日(月) 完全オンライン配信
内 容	<p>テーマ「脳卒中って予防できるだら～」</p> <p>第1部 「知って欲しい 脳卒中・高血圧の新常識」 講師：慶應義塾大学医学部 腎臓内分泌代謝内科 教授 静岡社会健康医学大学院大学 副理事長 日本高血圧学会 前理事長 伊藤裕 氏</p> <p>第2部 「今日からできる！食生活のコツ」 講師：女子栄養大学 栄養学部 教授 武見ゆかり 氏</p>
主 催	静岡県・静岡社会健康医学大学院大学
動画視聴数	第1部 442回、第2部 475回

3 静岡社会健康医学大学院大学 開学記念式典・シンポジウム

日 時	令和4年3月16日(水) 13:00～14:30
場 所	ホテルグランヒルズ静岡 (静岡市駿河区)
内 容	<p>開学記念式典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長挨拶、大学紹介 ・来賓祝辞 (知事、県議会議長、浙江省衛生健康委員会) <p>シンポジウム</p> <p>講演「医療ビッグデータとゲノムコホートを基軸とした最先端の社会健康医学研究と成果の社会実装 研究科長 田原 康玄</p> <p>講演「研究成果のインプリメンテーションー産官学連携アプローチー」 教授 山本 精一郎</p>
主 催	静岡社会健康医学大学院大学
参加者数	計129人 (会場参加者71人、Web視聴者58人)
備 考	同日午前、同大学において、知事、県議会議長等が出席した新校舎落成式を開催 (約40人出席)

新県立中央図書館の整備

(社会教育課)

東静岡駅南口県有地に全館移転整備を計画している新県立中央図書館について、令和8年度の竣工を目指し、新県立中央図書館施設整備計画に基づく公募資料により設計公募を行い、令和4年3月末に設計委託契約を締結、令和5年9月まで建築基本・実施設計を実施する。

1 施設の現状と課題

(1) 施設概要

鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 延べ床面積8,816 m²

建築年月 昭和44年3月 (53年経過)

(2) 課題

- ・老朽化：機械設備を中心に不具合多発
- ・狭隘化：書庫不足が顕著（当初50万冊の容量→現在約89万冊収蔵）
- ・時代にあわない環境：段差の多い構造、駐車場不足、洋式トイレの不足、館内の暗さ、駅から遠い、など

2 検討経緯

- (1) 「文化力の拠点」施設における新県立中央図書館基本構想（平成30年3月）
東静岡駅南口に県が整備する複合施設「文化力の拠点」内に全館移転の方針
有識者会議や意見交換会での意見を踏まえ、基本構想を策定

目指すべき姿

- ・県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館
- ・“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館
- ・県内市町立図書館等を強力に支援する図書館
- ・県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館

- (2) 「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画（平成31年3月）
基本構想を元に、有識者会議での検討、パブリックコメントを経て策定。
- (3) 整備方針の変更（令和2年1月）
「文化力の拠点」計画を白紙とし、県立中央図書館の単独整備として教育委員会が行う方針に変更。
- (4) 施設整備計画総点検における見直し（令和2年9月）
新型コロナウイルス感染症の対策における財源不足や社会状況の変化に対応。

見直しの方向性

- ・アフターコロナに対応した「新しい図書館」としての機能を検討する
- ・広くアイデア等を募り、新しい図書館の実現と県負担抑制の両立を目指す

(5) 新県立中央図書館整備計画の策定（令和3年3月）

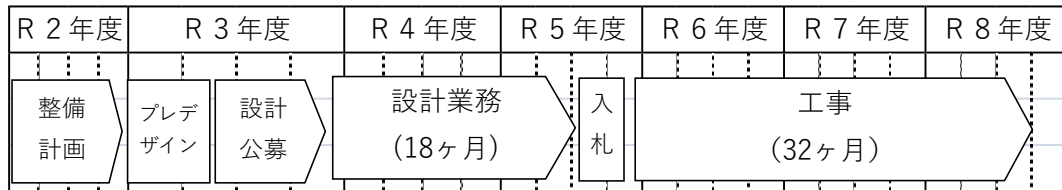
設計公募に向けて整備機能や規模等を具体化した整備計画を策定。

ア 整備内容

導入機能		想定規模	運営主体
図書館	従来の図書館機能	15,100 m ² 程度	県
	新しいタイプの図書館機能	4,500 m ² 程度	民間
		19,600 m ² 程度	
緑地広場・テラス、駐車場・駐輪場、ペDESTリアンデッキ			県

イ 概算事業費：180億円程度（設計・建設・備品・システム費等含む）

ウ スケジュール



3 令和3年度 of 取組

(1) 新県立中央図書館の設計者公募・選定（③当 設計251百万円、設計支援32百万円）

ア 改良版公募型プロポーザル（静岡型プロポーザル方式）

コストと性能を担保しつつ新図書館が目指すべき姿を実現するために、あらかじめ必要な機能を要求水準書として明示

イ スケジュール

令和3年9月1日：第1回審査委員会（審査委員8名）

審査委員構成 建築分野4名、図書館等分野3名、難波副知事

10月1日：公募開始

12月2日：第2回審査委員会（1次審査）

21者応募→2次審査に進む6者を選定

令和4年2月19日：第3回審査委員会（公開プレゼンテーション及び2次審査）

最も優れた提案者：C+A・アイダアトリエ・日建設計

3月30日：設計業務委託契約（設計工期：令和5年9月20日まで）

(2) 新県立中央図書館業務システム基本構想策定（③当 13百万円）

(3) 新県立中央図書館DX検討（③当 1百万円）

・DX検討有識者会議 4回開催

4 令和4年度 of 取組（当初予算 33,800千円）

(1) 基本・実施設計の実施 令和4年3月～令和5年9月

（R3-R5債務 全体838百万円（R3 251百万円 R5 587百万円）（③当時））

・コスト管理 コンストラクションマネジメント委託（④当 30,000千円）

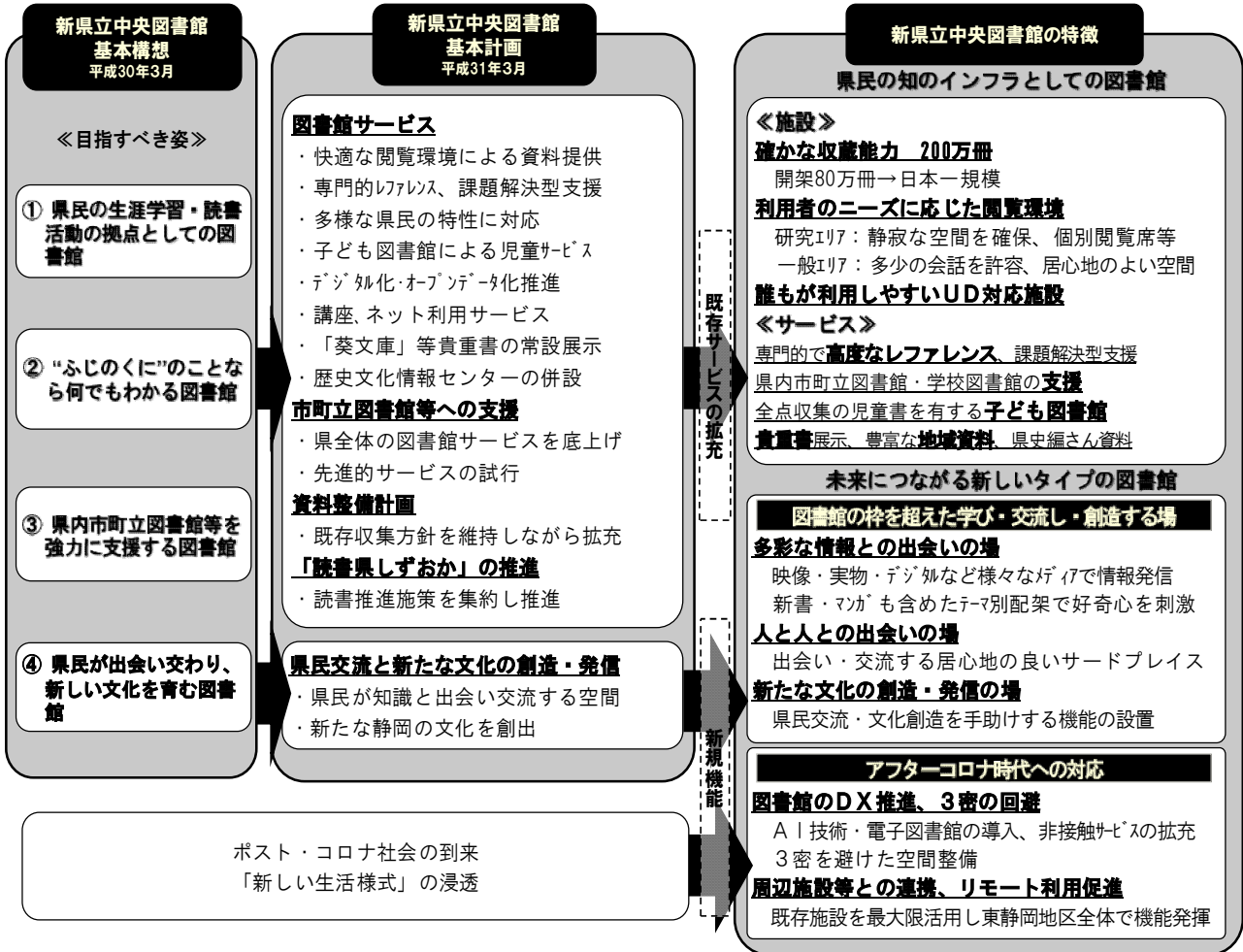
(2) 新図書館管理運営計画の検討

新館開館に向けた管理運営計画の検討、関係部署との協議

図書館サービス計画、職員体制・指定管理業務計画、配架計画、業務システム計画、カフェ運営計画、条例整備検討、駐車場管理計画 など

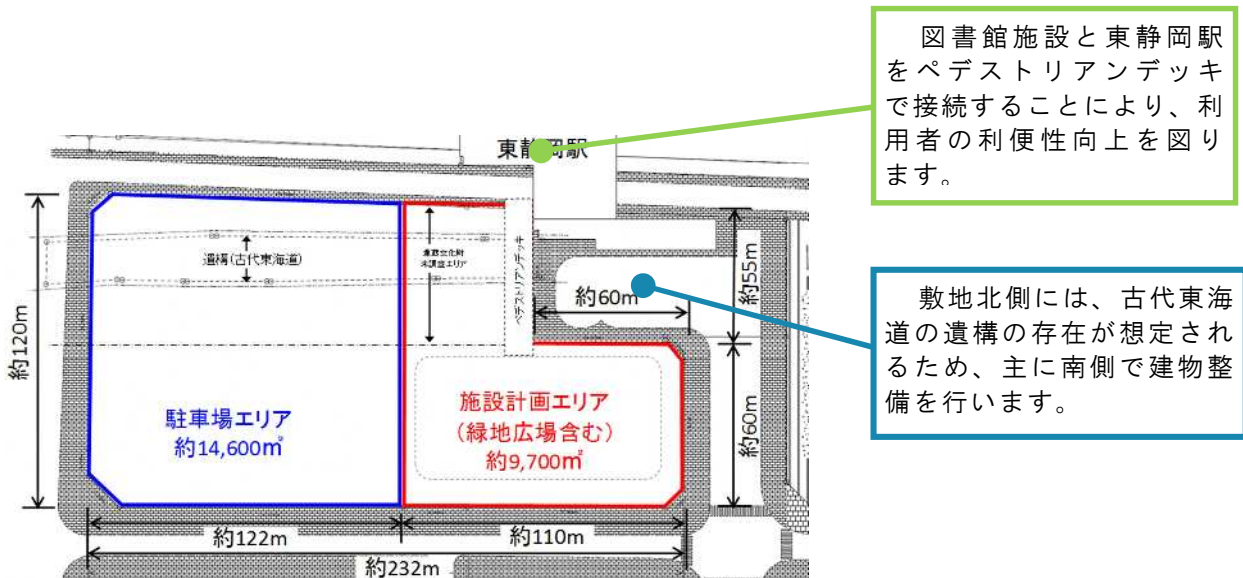
新県立中央図書館整備計画の概要

1 施設整備のコンセプト



2 整備内容

＜計画地＞ 静岡市駿河区東静岡2丁目（JR東静岡駅南口県有地）



県立中央図書館のデジタルライブラリーの運用

(社会教育課、中央図書館)

1 デジタルライブラリー（ふじのくにアーカイブ）の目的

静岡県立中央図書館が所蔵する葵文庫をはじめとした貴重書・地域資料をデジタル化し、インターネット上に公開することで、県の所有する文化財の周知、保管をするとともに、研究や地域学習など、広く県民の利活用に寄与する。

また、各市町の図書館が所蔵するデジタルデータもデジタルライブラリー（ふじのくにアーカイブ）に登録することで、県民のデジタルデータへのアクセスを容易にし、より一層の利活用を図る。

2 沿革

- 平成9年 文部省委託「社会教育施設情報化・活性化推進事業」によりデジタルライブラリーの運用開始
- 平成10年 浮世絵のメタデータを公開
- 平成16年 館内発行物をPDF化、洋書の電子画像をデータ化・公開
- 平成21年 葵文庫の画像データ作成開始（平成25年に全文書完了）
- 平成23年 貴重書マイクロフィルムの画像データ作成
- 平成24年 静岡県図書館大会で県内共同デジタルライブラリー構想が語られる
- 平成27年 県内共同デジタルライブラリー（ふじのくにアーカイブ）運用開始
(県立中央図書館のデジタルライブラリーの中に共同スペースを確保して運用)
業務委託による地域資料の電子画像データ作成
行政資料PDFの収集開始（現在も毎年継続中）
- 平成28年 業務委託と自館作成による電子画像データ作成開始（継続中）

3 ふじのくにアーカイブ公開資料の概要（令和3年3月末現在）

区 分	資 料（公開書誌件数）
貴重書 (4,423件)	葵文庫(918件)、久能文庫(667件)、 浮世絵(2,792件)、その他(46件)
地域資料 (10,419件)	富士山関係資料(72件)、絵図・古地図(100件)、 静岡県の絵葉書(8,125件)、写真帖(43件)、 郷土史・地誌(480件)、行政資料(昭和以前)(16件)、 行政資料(平成以降)(1,183件)(※県及び各市町発行のPDF化された行政資料など)、古文書(115件)、 その他の地域資料(142件)、当館刊行物(69件) ※カテゴリ付与に際して重複があるため小計は一致しない。
市町立図書館所蔵資料 (628件)	富士市(140件)、静岡市(442件)、 袋井市(13件)、磐田市(27件)、菊川市(6件)

全体数 15,470件 約360GB

4 平成30～令和2年度のアクセス件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間計	99,731	75,732	71,010
月平均	8,311	6,311	5,918
月最大	14,020	8,191	8,855

障害者の生涯学習の推進

(社会教育課)

1 第37期社会教育委員会の中間報告

(1) 第37期社会教育委員会

委員	12人（学校教育・社会教育・家庭教育の関係者、学識経験者）
任期	令和2年11月1日から令和4年10月31日（2年）
諮問題	誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて ～全ての人々が参画し、共に学び合う社会教育のあり方～
中間報告	任期前半は「障害者の生涯学習」をテーマとし、中間報告をとりまとめた。

(2) 中間報告「障害者の生涯学習推進に向けて」の概要

・障害への視点を変えて

障害に関する今日的な理解を促すことや当事者の目線に立つことで、障害の捉え方や障害のある人への支援の考え方等の視点を変えることが何よりも重要である。

・学びを支える場と人々

誰もが認め合い支え合う地域づくりには、行政と地域住民等の連携や多様な人材の発掘・育成を充実させ、地域における学びを深めることが重要である。

2 教育振興基本計画への位置づけ

2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

4 生涯を通じた学びの機会の充実

(2) 誰もがともに学ぶことのできる機会の充実

■取組の展開

障害のある人への今日的な理解を深め、生涯にわたって共に学び合う場を作るとともに、地域や学校等のあらゆる場において、障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図ります。

(主な取組)

- 地域で社会教育を推進する職員等への障害者の生涯学習推進の啓発
- 障害者の生涯学習推進に関する研修の実施
- 社会教育主事・社会教育士等による障害者への生涯学習支援活動事例の情報提供 ほか

3 令和4年度の取組

・市町障害者学習支援担当者会

[目的] 県と市町の連携体制の構築を目指す。

[対象] 市町障害者学習支援担当者

[内容] 障害者の学びの場や機会の確保に関する情報共有

・社会教育主事・社会教育士等へ情報提供

県内社会教育主事有資格者に、障害者の生涯学習支援事例等を情報提供し、障害者の生涯学習推進の啓発を図る。

地域日本語教育体制の構築

(多文化共生課)

1 概要

日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月交付・施行）に基づき、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、日本語能力が十分でない外国人県民（対象は16歳以上）が、生活に必要な日本語能力を習得する体制を構築するため、令和2年2月「静岡県地域日本語教育推進方針」を策定した。

令和2年度以降、文化庁事業を活用し、同方針に基づく所要の事業を展開している。

2 「静岡県地域日本語教育推進方針」の概要

＜基本方針＞

- ① 県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が、生活に必要な最低限の日本語を身に付けることができる日本語教育の場づくりを推進する。
- ② 地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進する。
- ③ 地域の日本語教育に関わる県、市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業、県民がそれぞれの責務・役割を果たすとともに、お互いが連携、協力していく。

3 令和4年度事業 予算額：20,645千円（一財 8,712千円）

(単位：千円)

項目	内容	予算
総括コーディネーター等設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の総括・実施、事業の企画・運営、日本語教育関係者への助言、人材紹介、ネットワーク構築、空白地域での日本語教室開設促進等を行う。 ・総括コーディネーター（専任）1名、補助者 1名 	9,635
総合調整会議の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「県方針」に基づく各施策の円滑な実施に向けた調整会議の開催。（年2回） 	433
モデル市町における日本語教育人材、日本語能力判定者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・県が推進する「対話交流型」初期日本語教室で活躍してもらうための人材（指導者、母語支援者、学習支援者）及び、学習者の日本語能力の判定を行う人材（テスター）を養成。（1か所8講座 × 2か所） 	915
日本語学習教材の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁のカリキュラムを基に初年度作成した、県が推進する「対話交流型」初期日本語教室で使用するための教材を作成（トピックの追加、修正等）。 	302
地域日本語ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別等のコーディネーターの配置による市町支援 ICT担当、研修担当、モデル未活用地域担当など分野別のコーディネーターの配置により、市町からの要望に応じた支援ができるようにする。 対象エリア：全県 3名 ・モデル市町以外での人材養成の支援 対象エリア：モデル市町以外の県内3地域 学習支援者養成研修：各地域3回の講座 ・関係者の情報共有の場を構築 <ol style="list-style-type: none"> ① 全県域を対象としたセミナー開催（年1回） ② 事業実施関係者によるネットワーク会議の開催（年3回） ③ CD研修会（年3～4回） ・人材情報バンクの運営 	1,564

項目	内容	予算
モデル初期日本語教室の設置・運営	・県が推進する「対話交流型」初期日本語教室を県内に普及するため、市町にモデル初期日本語教室の設置・運営を委託。(委託費：1,500千円×2市町程度)	3,296
地域における静岡型初期日本語教室設置・運営事業費補助金	・県が推進する「対話交流型」初期日本語教室を県内に普及するため、既にモデル初期日本語教室を実施した市町等が、自主事業として静岡県型の初期日本語教室を設置・運営する事業費の1/2について、国庫を活用できるように支援。(補助金：750千円×6市町程度)	4,500

3 令和3年度事業 (当初：22,992千円、2月現計：16,844千円)
(文化庁 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業活用)

項目	内容
総括コーディネーター等設置	事業の総括・企画・運営を行う常勤の「地域日本語教育総括CD」を多文化共生課に配置(令和3年4月から)※前年度は、県協会に配置(総括CD)鈴木 ゆみ氏(元(一社)磐田国際交流協会 事務局長)、事務補助 1名
総合調整会議の設置・運営	施策推進に向けた指導・助言、事業の進捗確認等 ・年2回(令和3年5月17日、令和4年2月14日) 委員 多文化共生の有識者(1)、日本語教育専門家(2)、モデル市(2)、補助活用市(1)、県国際交流協会(2)、県多文化共生課(2)計10名+オブザーバー2名(静岡市・HICE)
総括CD実施業務	地域日本語教室で指導者、学習支援者となる人材等を育成 ・場所 モデル市町(袋井市・牧之原市) ・回数 各7回(令和3年6/16~9/9、令和3年8/24~令和4年1/13) ・対象 はじめての日本語教室で、初級日本語教育に関わる者 ※この他、日本語能力判定テスト養成講座を各教室用に1回ずつ開催
	日本語学習教材の作成 ・文化庁のカリキュラムを基に初年度作成した、県が推進する「対話交流型」初期日本語教室で使用するための教材に、トピックの追加(3つ)、マニュアル(暫定版)の修正。
	地域日本語ネットワークの構築 関係者(市町、国際交流協会、人材情報バンク登録者等)の情報共有の場を構築 ・セミナー開催(年1回 令和4年1月21日)、 ・県内の日本語教育関係者によるネットワーク会議の開催(①令和3年8/13、②令和3年11/24、③令和4年2/24) ・県内の地域日本語教育コーディネーターの研修会の開催(①令和3年12/24、②令和4年1/27) 日本語指導者の人材情報バンク構築(10月~募集・登録開始)
モデル初期日本語教室の設置・運営	2市(袋井市・牧之原市)に教室運営を委託 ・時期 令和3年8月8日~令和4年2月13日 ・対象 モデル市町に定住する日本語学習初心者(16歳以上) ・人数 20人程度、回数 12回 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><参考実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・袋井教室(全12回)：44名 (ブラジル人30名、ベトナム人7名、インド人2名、ペルー人2名、中国、アルゼンチン、フィリピン人各1名) ・牧之原教室(全12回)：26名(ブラジル人26名) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 「やさしい日本語」が理解できるレベルを目指す外国人学習者と地域(住民)との交流を実施 ※牧之原市の教室では、後半3回、オンライン開催

項 目	内 容
地域における静岡型 初期日本語教室設置・運営 事業費補助金（R3新設）	<p>2市（菊川市・掛川市）が活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期 令和3年10月3日～令和4年1月16日 ・対象 活用市町に定住する日本語学習者（16歳以上） ・人数 20人程度、回数 10回以上 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><参考実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・菊川教室（全10回）：17名 （ブラジル人12名、フィリピン人3名、ネパール人2名、） ・掛川教室（全10回）：21名 （ブラジル人1名、フィリピン人8名、中国人2名、ペルー人3名、 ミャンマー人2名、インドネシア人1名、カナダ人1名、 ポルトガル人1名、日本人2名） </div> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 「やさしい日本語」が理解できるレベルを目指す 外国人学習者と地域（住民）との交流を実施 ※ 菊川市は、モデル教室からの継続 ※ 掛川市は、既存の教室の一部を対話交流型に組み替え

県立ふじのくに中学校（夜間中学）の設置

（義務教育課）

1 夜間中学とは

様々な理由により義務教育を修了できなかった人、不登校のためにほとんど学校に通えなかった人、本国で義務教育を修了していない外国籍の人などを対象とする学校で、教員免許を持つ公立中学校教員による授業が行われ、全課程修了により、中学校卒業資格が得られる。

2 国及び都道府県の動向

- ・「教育機会確保法」の施行（平成28年12月）
- ・文部科学省より全都道府県及び指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置の要請
- ・平成31年度に埼玉県川口市、千葉県松戸市が設置
- ・令和2年度に茨城県常総市が設置
- ・令和3年度に高知県、徳島県が、全国初となる県立夜間中学を設置
（福岡県大牟田市は、新型コロナウイルス感染症の影響で開校延期。）
- ・令和4年度に北海道札幌市、神奈川県相模原市、香川県三豊市、福岡県福岡市が設置
- ・現在、15都道府県の34市区に40校が設置
- ・令和5年度に本県のほか、千葉県千葉市、兵庫県姫路市、宮城県仙台市が設置予定
- ・令和6年に鳥取県、熊本県、群馬県、宮崎県宮崎市、福島県福島市が設置予定

なお、静岡県においては、別紙1「設置基本方針」に基づき、令和5年4月に、県立ふじのくに中学校の本校を磐田市の「天平のまち」3階内に、三島教室を県立三島長陵高等学校6階内に設置する。

2 令和4年度事業計画

当初予算 47,100千円

国庫：準備経費 国1/3(上限4,000千円)

施設整備 国庫上限1/3

令和5年4月の開校に向けた設置準備を行う。

- ・施設、設備整備
 - ・関連する例規の改正
 - ・教職員定数協議
 - ・入学者説明会の実施
 - ・入学者募集
 - ・教育体制整備（教育課程、学校行事、教科書採択、校章・校歌策定）
 - ・市町、関係団体等との連携
 - ・研究、視察
- 等

3 令和3年度事業実績

当初予算 2,000千円（国庫補助1/3）

県立の夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）の設置準備

- (1) 有識者会議の開催（全3回）
- (2) 基本方針の策定及び公表【別紙】
設置規模（校数、学級数等）、設置場所、教職員数、施設・運営費用、費用負担等
- (3) 校名選考
公募により応募された290案から県議会の議決を経て「静岡県立ふじのくに中学校」に決定
- (4) 先進校等の視察

【別紙】

静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針概要

現 状

国の動向	
○「教育機会確保法」の施行(H28.12)	→ 義務教育段階の学び直しの機会を保障
○法律に基づく基本指針の策定(H29.3)等	→ 夜間中学の設置促進等
・全都道府県及び指定都市に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう要請 ・多様な生徒に対応するため、夜間中学の教育活動を充実	

静岡県の状況			
○県内の潜在的ニーズ			
義務教育未修了者	中学校不登校生徒	中学校で日本語指導の必要な生徒	在留外国人
2,509人(H22)	4,321人(R2)	1,015人(R2)	99,629人(R2)
○県内夜間中学入学希望者（県夜間中学ニーズ調査） 90人(R2)			
○県内に夜間中学は未設置（全国では、12都府県に36校設置(R3.11)）			

課 題

○義務教育段階の学びの場の提供	○高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供
-----------------	------------------------



県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)の設置(令和5年4月開校)

設置する県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)の概要

対 象 生 徒	静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の義務教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人
設 置 規 模	2 教 場 ・本 校：天平のまち3階内(磐田市中泉1丁目) ・分教室：静岡県立三島長陵高等学校6階内(三島市文教町1丁目)
開 校 手 法	年次進行で開設（開校年度は第1学年のみ）
学 級 編 制	静岡式35人学級編制による
学 区	全県1区
学 習 の 特 徴	本校・分教室間で遠隔教育を実施し、ICTを活用した学びを展開
給 食	なし（ただし、校内で食事をとる時間を確保）
本 人 負 担	授業料、教科書代、入学検定料、入学料は徴収しない 教材費等は実費を本人負担

地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県が掲げる「有徳の人」の育成に向け、「文・武・芸三道鼎立」を推進し、地域ぐるみ・社会総がかりの理想の教育を実現するため、地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 知事が招集する総合教育会議での協議事項に関する事項
- (2) その他地域ぐるみ・社会総がかりで行う教育に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、学校教育関係者等のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、増員した委員の任期は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、知事が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要に応じ第3条に定める委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、知事が招集し、委員長が議長となる。

(小委員会)

第7条 委員会は、個別課題の検討や研究のため、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局総合教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。